

附 錄

都市計畫法	2
都市計畫法施行令	6
市街地建築物法	9
市街地建築物法施行令	12
市街地建築法施行規則	18
都市計畫概況	40
都市計畫法及市街地建築物法適用都市一覽	40
市街地建築物法市域外適用區域一覽	43
都市計畫區域內市町村一覽	45
都市計畫區域內人口調	60
都市計畫	71
都市計畫事業	81
土地區劃整理	91
市制施行後各年末現在市數	103

都市計画法 (大正八年四月五日) 法律第三十六號

改正 (大正十二年三月二十八日法律第二十七號改正) (大正十五年三月二十九日法律第三十八號) (昭和六年三月二十八日同第十五號) (同年同月三十日同第三十號)

第一條 本法ニ於テ都市計畫ト稱スルハ交通、衛生、保安、經濟等ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル爲ノ重要施設ノ計畫ニシテ市ノ區域内ニ於テ又ハ其ノ區域外ニ亙リ施行スヘキモノヲ謂フ

第二條 前條ニ規定スル市ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス其ノ市ノ都市計畫區域ハ關係市町村及都市計畫委員會ノ意見ヲ聞キ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 都市計畫、都市計畫事業及毎年度執行スヘキ都市計畫事業ハ都市計畫委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 都市計畫委員會ノ組織權限及費用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 都市計畫事業ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ執行ス

主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ非サル者ヲシテ其ノ出願ニ依リ都市計畫事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第六條 都市計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第七條 主務大臣必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ公共團體ノ負擔スヘキ毎年度ノ金額ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得

第八條 公共團體ハ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツル爲次ノ特別稅ヲ賦課スルコトヲ得但シ府縣費ヲ市ニ分賦スル場合ニ於テ市カ營業稅、雜種稅又ハ家屋稅ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ稅率ヲ定ムヘシ

- 一 地租割地租百分ノ九以內 (昭和六年改正)
二 營業收益稅割 營業收益稅百分ノ二十二以內
三 營業稅、雜種稅又ハ家屋稅、各府縣稅十分ノ四以內
四 特別地稅 賃賃價格千分ノ三、四以內 (昭和六年改正)

五 其ノ他勅令ヲ以テ定ムルモノ

營業收益稅ノ賦課ニ付テハ營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依リ資本利子稅額ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ營業收益稅額ト看做ス

特別地稅ノ賦課率ハ當該年度ノ豫算ニ於テ定メタル田畑ニ對スル地租割ノ賦課率ヲ以テ算定シタル地租割額ノ當該田畑ノ賃賃價額ニ對スル比率ヲ超ユルコトヲ得ス

公共團體ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公共團體ノ他ノ收入ヲ以テ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツルコトヲ得

第九條 都市計畫區域内ニ存スル國有河岸地ニシテ公共ノ用ニ供セサルモノハ第六條ノ費用ヲ負擔スル公共團體ニ之ヲ下付スルコトヲ得

第十條 都市計畫區域内ニ於テ市街地建築物法ニ依リ地域又ハ地區ノ指定、變更又ハ廢止ヲ爲ストキハ都市計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシ

都市計畫區域内ニ於テハ市街地建築物法ニ依リ地域及地區ノ外土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ爲特ニ地區ヲ指定スルコトヲ得

第十一條 第十六條第一項ノ土地ノ境域内又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ指定スル地區内ニ於ケル建築物、土地ニ關スル工事又ハ權利ニ關スル制限ニシテ都市計畫上必要ナルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 都市計畫區域内ニ於ケル土地ニ付テハ其ノ宅地トシテノ利用ヲ増進スル爲土地區畫整理ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ土地區畫整理ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外耕地整理法ヲ準用ス

第十三條 都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地區劃整理ハ認可後一年内ニ其ノ施行ニ著手スル者ナキ場合ニ於テハ公共團體ヲシテ都市計畫事業トシテ之ヲ施行セシム

前項ノ規定ニ依リ公共團體ノ施行スル土地區劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十四條 地方長官土地區劃整理ノ設計ニ關スル認可ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ賃賃價額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム (昭和六年改正)

第十五條ノ二 土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法第四十三條ノ規定ニ拘ラス建物アル宅地ヲ土地區劃整理施行地區ニ編入スルコトヲ得 (昭和六年三月二十八日法律第十五號抵當證券法ヲ以テ改正)

第十六條 道路、廣場、河川、港灣、公園其ノ他勅令ヲ以テ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニシテ内閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ收用又ハ使用スルコト

ヲ得

〔前項土地附近ノ土地ニシテ都市計畫事業トシテノ建築敷地造成ニ必要ナルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得〕

第十七條 土地區劃整理ノ爲又ハ衛生上若ハ保安上ノ必要ニ依ル建築物ノ整理ノ爲必要アルトキハ建築物其ノ他ノ工作物ヲ收用スルコトヲ得

第十八條 前二條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地收用法ヲ適用ス

前項ノ規定ニ依ル土地收用法ノ適用ニ付テハ前條ノ工作物ハ之ヲ土地ト看做ス

第十九條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ付テハ第三條ノ規定ニ依ル都市計畫ノ認可ヲ以テ土地收用法ニ依ル事業ノ認定ト看做ス

第二十條 土地收用法第二十二條第一項ノ協議調ハサル場合又ハ其ノ協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ事業執行者ハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ損失ノ補償ノ協議ニ關シテハ之ヲ適用セス

第二十一條 第九條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル土地及第十六條第二項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ處分及管理ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 都市計畫事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理ニ付特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ管理者ヲ定ム

第二十三條 行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ行フヘキ作爲又ハ不作爲ヲ行政廳カ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金其ノ他ノ費用ハ行政廳國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位並ニ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スル事ヲ得ス

第二十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附 則

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正八年十一月十七日勅令第四百八

十一號ヲ以テ大正九年一月一日ヨリ施行)

第二十八條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則及大正七年法律第三十六號並ニ之ニ基キテ發シタル命令ハ之ヲ廢止ス

第二十九條 東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ヲ受ケル市ハ第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス

第三十條 東京市區改正條例又ハ大正七年法律第三十六號ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル設計又ハ議定シタル事業ハ各本法ニ依リ内閣ノ認可ヲ受ケタル都市計畫又ハ都市計畫事業ト看做ス

第三十一條 東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則若ハ大正七年法律第三十六號又ハ之ニ基キテ發シタル命令ニ依リ爲シタル處分ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ牴觸セサル限り本法ニ依リ爲シタル處分ト看做ス

第三十二條 東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ニ依リ行政廳ノ爲シタル處分ニ關シテハ同規則第一條第二項乃至第四項ハ仍其ノ效力ヲ有ス

第三十三條 東京市區改正條例又ハ大正七年法律第三十六號大正七年勅令第八十四號ニ依リ下付ヲ受ケタル官有ノ河岸地ハ其ノ下付ヲ受ケタル市ノ所有ニ屬スル間地租ヲ免除ス但シ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ河岸地ヨリ收入スル金額ハ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終ル迄之ヲ他ニ支出スルコトヲ得ス

第一項ノ河岸地ノ下付ヲ受ケタル市ハ之ヲ賣却讓與スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ都市計畫委員會ノ議決ヲ經テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

附 則（大正十五年三月法律第三十八號）

本法ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ營業收益稅割ニ關スル改正規定ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス

營業稅法廢止法律ニ依リテ免除セラレタル營業稅額ハ大正十五年度分國稅營業稅割ノ賦課ニ付テハ免除セラレサルモノト看做ス

附 則（昭和六年法律第三〇號）

本法ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第八條ノ改正規定ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス昭和六年度分ニ付テハ第八條ノ改正規定中百分ノ九トアルハ百分ノ八、千分ノ三、四トアルハ千分ノ三、二トス

昭和六年度分ニ限リ勅令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ地租ヲ標準トシ從前ノ規定ニ依リ地租割ヲ賦課スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ特別地稅ヲ賦課スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ地價ヲ標準トシ從前ノ規定ニ依リ之ヲ賦課スヘシ

都市計画法施行令 (大正八年十一月二十八日 勅令第四百八十二號)

改 (大正十年十月四日 勅令第四百十六號)
 正 (昭和四年十二月二十七日 勅令第三百九十五號)
 (昭和六年四月一日同第四十五號)

- 第一條 都市計畫事業ハ都市計畫法第二條ノ規定ニ依リ指定スル市ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行ス
- 第二條 前條ノ市ノ區域外ニ於テ又ハ區域外ニ亙リ都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ於テ内務大臣區域外ニ於ケル事業カ主トシテ區域外ノ公共團體ノ利害ニ關スト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス其ノ公共團體ヲ統轄スル行政廳ヲシテ區域外ニ於ケル事業ヲ執行セシムルコトヲ得
- 第三條 内務大臣都市計畫事業カ分割シテ之ヲ執行スルコト困難又ハ不利益ト認ムルトキ其ノ他特別ノ事情アリト認ムルトキハ前二條ノ規定ニ拘ラス事業ヲ執行スヘキ行政廳ヲ指定スルコトヲ得
- 第四條 前三條ノ規定ハ行政官廳都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ之ヲ適用セス
- 第五條 行政廳ニ非サル者ヲシテ執行セシムルコトヲ得ル都市計畫事業ノ種類及範圍ハ關係行政廳ノ意見ヲ聞キ都市計畫委員會ノ議ヲ經テ内務大臣之ヲ定ム
- 第六條 行政廳ニ非サル者都市計畫事業ヲ執行セムトスルトキハ内務大臣ニ特許ヲ申請スヘシ
- 第七條 内務大臣ハ前條ノ特許ニ都市計畫上其ノ他公益上必要ト認ムル條件ヲ附スルコトヲ得
- 第八條 第六條ノ特許ヲ受ケタル者事業ヲ實施セムトスルトキハ設計書ヲ添附シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 第九條 次ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ非サレハ都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得ス
 - 一 行政官廳ノ執行スル事業ニ因リ公共團體カ著シク利益ヲ受クルトキ
 - 二 事業地ノ公共團體以外ノ公共團體又ハ上級公共團體ヲ統轄スル行政廳ニ於テ執行スル事業ニ因リ事業地ノ公共團體カ著シク利益ヲ受クルトキ
 - 三 事業ニ因リ生シタル營造物カ他ノ工作物ト效用ヲ兼メルニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキ又ハ其ノ營造物ヲ利用スルニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキ
 - 四 前各號ノ外都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ニシテ内務大臣ヨリ指定セラレタルモノアルトキ

- 第十條 都市計畫法第六條第二項ノ規定ニ依リ負擔セシムル費用ノ金額及其ノ負擔方法ニ付テハ關係市町村長ノ意見ヲ聞キ都市計畫委員會ノ議ヲ經テ内務大臣之ヲ定ム (大正十年十月勅令第四百十六號改正)
- 第十一條 都市計畫法第十六條第一項ノ土地ノ境域内ニ於テ工作物ヲ新築改築増築若ハ除却シ、土地ノ形質ヲ變更シ又ハ地方長官ノ指定シタル竹木土石ノ類ヲ採取セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セスト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十二條 地方長官ハ前條ノ許可ニ都市計畫事業ノ執行上必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得
- 第十三條 風致維持ノ爲指定スル地區内ニ於ケル工作物ノ新築改築増築若ハ除却、土地ノ形質ノ變更、竹木土石ノ類ノ採取其ノ他風致維持ニ影響ヲ及ホス虞アル行爲ハ地方長官内務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ヲ以テ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
- 第十四條 地方長官ハ第十一條ノ規定ニ、前條ノ命令ニ又ハ第十二條ノ條件ニ違反シタル者ニ對シ原狀回復ヲ命スルコトヲ得
- 第十五條 都市計畫法第十三條第一項ノ規定ニ依ル公共團體ノ土地區劃整理ノ施行ハ内務大臣之ヲ命ス
- 第十六條 前條ノ土地區劃整理ノ施行ニ要スル費用ハ整理地區内ノ土地所有者又ハ關係人ノ負擔トス
 前條ノ土地區劃整理ノ地區外ノ土地所有者又ハ關係人ニシテ其ノ施行ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ内務大臣ノ定ムル區域ニ依リ之ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得(昭和四年十二月勅令第三百九十五號改正)
- 第十七條 公共團體第十五條ノ規定ニ依リ土地區劃整理ノ施行ヲ命セラレタルトキハ設計書、費用負擔方法及耕地整理ニ基ク規約ニ代ルヘキ必要事項ヲ定メテ之ヲ告示シ十日間土地所有者及關係人ノ縦覽ニ供シタル後地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
 土地所有者又ハ關係人前項ノ規定ニヨリ定メタル設計書、費用負擔方法其ノ他ノ事項ニ關シ異議アルトキハ前項ニ掲グル期間内ニ地方長官ニ之ヲ申出ツルコトヲ得 (昭和六年改正)
- 第十八條 前項ノ規定ニ依ル異議ノ申出アリタルトキハ地方長官ハ都市計畫委員會ノ議決ニ付スヘシ地方長官ハ前項ノ議決カ第一項ノ規定ニヨリ定メタル設計書、費用負擔方法其ノ他ノ事項ノ變更ヲ必要トスルトキハ公共團體ニ其ノ變更ヲ命スヘシ (昭和六年度改正)
- 第十九條 公共團體カ變更ヲ爲シタルトキハ其ノ變更シタル部分ニ付第一項ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十八條 前二條ノ土地所有者及關係人ノ意義ニ關シテハ耕地整理法ノ定ムル所ニ依ル
- 第十九條 第十五條ノ土地區劃整理ノ施行ニ付テハ耕地整理法ノ準用ニ關シテハ同法第四

第十二條ノ二、第四十七條及第四十八條ノ組合ハ土地區劃整理ヲ施行スル公共團體トシ同法第四十三條第一項及第四十四條ノ耕地整理組合ノ地區ハ土地區劃整理ノ地區トス

第二十條 土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ賃貸價額ニ關シテハ耕地整理法第十二條、乃至第十三條ノ二、第十四條第二項第三項、第十四條ノ二乃至第十六條及第十六條ノ三乃至第十六條ノ八ノ規定ヲ準用ス

土地區劃整理ヲ施行ニヨリ開墾、地目變換又ハ地類變換ヲ爲シタル場合ニ於テハ工事完了ノトキ開墾又ハ變換シタル土地ニ對シ從前ノ地域ニ依リ地租法第九條第三項ノ規定ニ準シ其ノ賃貸價額ヲ修正シ修正賃貸價額ヲ以テ耕地整理法第十三條第二項ノ現賃貸價額トス

第一項ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ耕地整理法第十四條第二項、第三項及第十四條ノ三、第十五條、第十六條ノ八中ノ同法第十四條第一項ノ規定ト看做ス

第二十一條 鐵道、軌道、運河、水道、下水道、土地區劃整理、運動場、一團地ノ住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場及塵埃燒却場ハ都市計畫法第十六條第一項ノ規定ニ依リ之ヲ指定ス

第二十二條 都市計畫法第十六條第二項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ハ土地區劃整理ヲ施行スル必要アル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ收用シタル土地ハ土地區劃整理ノ工事完了後ニ非サレハ之ヲ賣却シ又ハ貸付スルコトヲ得ス

第二十四條 前條ノ規定ニ依ル土地ノ賣却又ハ貸付ハ次に掲クル者ニ對シ每筆競争入札ニ依リテ之ヲ行フ

- 一 其ノ土地ノ附近地カ都市計畫法第十六條第一項ノ規定ニ依リ收用セラレタル場合ニ於テ其ノ收用セラレタル附近地ノ全部又ハ一部ヲ收用ノ際所有シタル者又ハ其ノ相續人
- 二 前號ノ附近地ノ上ニ存シタル家屋ヲ其ノ附近地收用ノ際所有シタル者
- 三 其ノ土地ノ全部又ハ一部ヲ其ノ土地收用ノ際所有シタル者又ハ其ノ相續人
- 四 其ノ土地ノ上ニ存シタル家屋ヲ其ノ土地收用ノ際所有シタル者

前項ノ掲クル者一人ナルトキハ其ノ者ニ對シ隨意契約ニ依リ賣却又ハ貸付スルコトヲ得

第二十五條 前條ノ規定ニ依リ賣却又ハ貸付スルコトヲ得サル土地ノ賣却又ハ貸付ニ付テハ一般ノ競争入札ニ依ル

第二十六條 一宅地ヲ爲スニ足ラサル残地ハ隣地所有者ニ對シ隨意契約ニ依リ賣却又ハ貸付スルコトヲ得

第二十七條 都市計畫事業ニ要スル國有地ハ事業ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔スル公共團體

ヲシテ無償ニテ之ヲ供用セシメ其ノ地ニ存スル國有ノ建築物ハ無償ニテ其ノ公共團體ニ之ヲ交付ス

第二十八條 都市計畫法第九條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル土地ハ都市計畫事業ノ財源ト爲ス爲基本財産トシテ管理スヘシ但シ特別ノ事由ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 公共團體ハ第二十三條ノ土地ノ賣却若ハ貸付ニ付又ハ都市計畫法第十六條第二項ノ規定ニ依リ收用シタル土地若ハ前二條ノ土地ノ管理方法ニ付必要ナル規定ヲ定メ地方長官ヲ經由シ内務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第三十條 内務大臣必要ト認ムルトキハ都市計畫事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理者ヲ指定スルコトヲ得

附 則

本令ハ都市計畫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年法律第二十九號附則第三條、第五條、第九條乃至第十四條及第十八條ノ規定ハ土地區劃整理ヲ施行シタル土地ノ賃貸價格ニ付之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ第二十條第二項ノ改正規定ヲ耕地整理法附則第九條、第十條及第十八條中ノ同法第十四條第一項ノ規定ト看做ス

市街地建築物法 (大正八年四月五日 法律第三十七號)

第一條 主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得

第二條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第三條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第四條 工場、倉庫其ノ他ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス 主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得

第五條 前三條ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- 第六條 第四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス
- 第七條 道路敷地ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得
- 第八條 建築物ノ敷地ハ建築線ニ接セシムルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 建築物ハ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得ス但シ建築線カ道路幅ノ境界線ヨリ後退シテ指定セラレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ前面突出部又ハ基礎ハ道路幅ノ境界線ヲ超ニサル範圍内ニ於テ建築線ヨリ之ヲ突出セシムルコトヲ得
- 第十條 行政官廳ハ市街ノ體裁上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得
- 第十一條 建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シテハ地方ノ狀況、地域及地區ノ種別、土地ノ情態、建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第十二條 主務大臣ハ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第十三條 主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
防火地區内ニ於テハ建物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ境界線ニ接シ之ヲ設クルコトヲ得
- 第十四條 主務大臣ハ學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、展場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第十五條 主務大臣ハ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ構造設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第十六條 主務大臣ハ建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第十七條 行政官廳ハ建築物次ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得
- 一 保安上危険ト認ムルトキ
 - 二 衛生上有害ト認ムルトキ
 - 三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ
- 第十八條 本法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物カ其ノ後新ニ建築セラレタリトセハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル

- 命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲グル必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ措置ヲ命スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共團體ヲシテ損失ヲ補償セシム
- 前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者補償金額ニ付不服アルトキハ其ノ金額決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス
- 第十九條 建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ二千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第二十條 前條ノ規定ハ前條ノ掲グル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前條ニ掲グル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
前條ニ掲グル者法人ナルトキハ明治三十三年法律第五十二號ヲ準用ス
- 第二十一條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得
本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス
- 第二十二條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
- 第二十三條 本法適用ノ區域ハ勅令ヲ以テ指定スル市、區其ノ他ノ市街地トス
特別ノ必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ其ノ定ムル所ニ依リ前項ノ市街地ノ外ニ亘リ本法適用ノ區域ヲ定ムルコトヲ得
- 第二十四條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得
- 第二十五條 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二十六條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ幅員九尺以上ノモノヲ謂フ
道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(大正九年十一月十七日勅令第五百三十九號ヲ以テ大正九年十二月一日ヨリ施行)

市街地建築物法施行令 (大正九年九月三十日 勅令第四百三十八號)

(イ)大正十二年 八月二十九日勅令第三百九十五號
改正略符(ロ)大正十三年 六月 九 日同 第五百十二號
(ハ)大正十三年十二月十三日同 第三百四號
(ニ)昭和四年 六月二十八日同 第二百十三號

第一條 建築物次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場、常時使用スル原動機馬力數ノ合計ニテ超過スル工場又ハ汽罐ヲ使用スル工場但シ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

二 五臺以上ノ自動車ヲ常時收容スル車庫

三 劇場、活動寫眞館、寄席又ハ觀物場

四 待合又ハ貸座敷

五 倉庫業ヲ營ム倉庫

六 火葬場

七 居 場

八 塵埃焼却場

九 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

第二條 建築物次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商業地域内ニ於テ之ヲ建築スルコトヲ得ス

一 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場又ハ常時使用スル原動機馬力數ノ合計ニテ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所及行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

二 前條第六號乃至第八號ニ該當スルモノ

三 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

第三條 建築物次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス

一 常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場又ハ常時使用スル原動機馬力數ノ合計三十ヲ超過スル工場但シ第一條第一號但書又ハ前條第一號但書ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ス

二 次ニ掲クル事業ヲ營ム工場但シ行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

イ 銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造

ロ 鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、「ピクリン」酸、「ピクリン」酸鹽類、黃磷、赤磷、硫化磷「カリウム」、「ナトリウム」、「マグネシウム」、過酸化水素、過酸化「カリウム」、過酸化「ナトリウム」、過酸化「バリウム」、硫化炭素、「エーテル」、「コロチウム」、「アルコール」、木精、「アセトン」、「ベンゾール」、「キシロール」、「トルオール」、「テレピン」油、硝化纖維素、「セルロイド」、石油類其ノ他之ニ類スル引火性又ハ發火性物品ノ製造

ハ 硫黃、沃度、「ブローム」、四鹽化炭素、鹽化硫黃、鹽酸、硫酸、硝酸、磷酸、弗化水素、醋酸、無水醋酸、石炭酸、安息香酸、苛性加里、苛性曹遊、「アムモニア」水、炭酸加里、炭酸曹遊、「クロール」石灰、次硝酸蒼鉛、「チアン」化合物、砒素化合物、「バリウム」化合物、水銀化合物、鉛化合物、銅化合物、亞硫酸鹽類、「フォルマリオン」、「クロロホルム」、「イヒチオール」、「ズルフオナール」、「グリセリン」、「アンチアエプリン」、「アスピリン」、「クレオソート」、「グアヤコール」等其ノ製造ニ際シ有臭又ハ有害ノ瓦斯又ハ廢液ヲ生スル物品ノ製造

ニ 水銀ヲ用キル計器ノ製造

ホ 磷寸ノ製造

ヘ 金屬ノ熔融又ハ精煉

ト 乾燥油又ハ溶劑ヲ用キル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

チ 肥料ノ製造

リ 動物質原料ノ化製

メ 製革又ハ毛皮ノ精製

ル 骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨

テ 製油又ハ製蠟

ワ 染料、顔料又ハ塗料ノ製造

カ 煉瓦又ハ坩堝ノ製造

ヨ 「アスフルト」ノ製造

タ 「セメント」、石膏、石灰、煨製石灰、炭化石灰又ハ石灰窒素ノ製造

レ 古綿又ハ襁褓ノ精製

ソ 礫石類、黑鉛、硝子、煉瓦、陶磁器等ノ粉碎

ヅ 石炭瓦斯又ハ壓縮瓦斯ノ製造

ネ 「コークス」ノ製造

- ナ 石炭「タール」、木「タール」、石油蒸餾産物又ハ其ノ残渣ヲ原料トスル製造
 ラ 石鹼ノ製造
 ム 製紙
 ウ 溶劑ヲ用キル護膜製品ノ製造
 キ 鋼釘又ハ鋼球ノ製造
 ノ 汽罐ノ製造
 オ 金屬ノ壓延又ハ伸線
 ク 炭素製品ノ製造

三 前號ニ掲ケタルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル事業ヲ營ム工場

四 第二號イ、ロ、ホ、リ及レノ物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ但シ行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞ナシト認めルモノハ此ノ限ニ在ラス

五 前號ニ掲ケタルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

第三條ノ二 地域又ハ工業地域内特別地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ニシテ前三條ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得サル種類ニ屬スルモノハ其指定又ハ變更ノ日ヨリ十年間ヲ限リ行政官廳ノ許可ヲ受ケテ次記各號ニ規定スル制限内ニ於テ増築、改築又ハ用途ノ變更ヲ爲スコトヲ妨ケス

一 地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル敷地ヲ超ヘテ増築又ハ改築セサルコト

二 建築物ノ増築又ハ改築ニ因リ増加スヘキ建築面積ハ地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築面積ノ二分ノ一ヲ超過セサルコト

三 建築物ノ増築又ハ改築ニ因リ増加スヘキ床面積ハ地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セサルコト(イ)

第二十六條ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ト看做ス

第四條 建築物ノ高ハ住居地域内ニ於テハ六十五尺ヲ、住居區域外ニ於テハ百尺ヲ超過スルコトヲ得ス但シ建築物ノ周圍ニ廣濶ナル公園、廣場、道路其ノ他ノ空地アル場合ニ於テ行政官廳交通上、衛生上及保安上支障ナシト認めルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條 煉瓦造建築物、石造建築物及木造建築物ノ高四十二尺軒高三十尺ヲ、木骨煉瓦造建築物及木骨石造建築物ノ高二十五尺軒高十五尺ヲ超過スルコトヲ得ス(ロ)
 前項ノ石造ニハ人造石造及「コンクリート」造ヲ、木造ニハ土藏造ヲ包含ス

第一項ノ木骨煉瓦造建築物トハ厚三寸以上ノ煉瓦積ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂ヒ木骨石造建築物トハ厚三寸以上ノ石、人造石又ハ「コンクリート」ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂フ

一建築物ニシテ外壁二種以上ノ構造ヨリ成ルモノニ付テハ第一項ノ規定ノ適用ニ關シ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル

第六條 前二條ニ規定スル建築物ノ高トハ地盤面ヨリ建築物ノ最高部迄ノ高ヲ謂フ

前條第一項ノ軒高トハ地盤面ヨリ建築物ノ外壁上端迄ノ高、外壁上端ニ扶欄、扶壁又ハ軒蛇腹アルトキハ其ノ最高部迄ノ高、出軒ノ場合ニハ軒桁上端迄ノ高ヲ謂フ但シ切妻ノ部分ハ軒高ニ之ヲ算入セス

前二項ノ地盤面ニ高低アルトキハ行政官廳其ノ地盤面ヲ認定ス

第七條 建築物各部分ノ高ハ其ノ部分ヨリ建築物ノ敷地ノ前面道路ノ對側境界線迄ノ水平距離ノ一倍四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス且其ノ前面道路幅員ノ一倍四分ノ一ニ二十五尺ヲ加ヘタルモノヲ限度トス但シ住居地域外ニ在ル建築物ニ付テハ一倍四分ノ一ヲ一倍二分ノ一トス

前項ノ高トハ前面道路ノ中央ヨリノ高ヲ謂フ

第八條 建築物ノ敷地カ幅員同シカラサル二以上ノ道路ニ接スル場合ニ於テ一ノ道路ノ境界線マテノ水平距離カ其ノ道路幅員ノ一倍二分ノ一以內ニシテ且八十尺以內ノ區域ノ内ニ在ル建築物各部分ノ高ニ付テハ前條ノ規定ノ適用ニ關シ其ノ道路ヲ前面道路ト看做ス前項ノ規定ニ依ル前面道路二以上アル場合ニ於テ其幅員同シカラサルトキハ幅員小ナル前面道路ハ幅員最大ナル前面道路ト同一ノ幅員ヲ有スルモノト看做ス

第一項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル區域ノ外ニ在ル建築物各部分ニ付テハ幅員最大ナル道路ヲ前面道路ト看做ス

第九條 道路境界線カ建築線ト一致セサル場合ニ於テハ道路境界線又ハ道路幅員ニ關スル前二條ノ規定ノ適用ニ關シ建築線ヲ其ノ道路境界線ト看做ス

第十條 建築物ノ敷地次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前三條ノ規定ニ拘ラス行政官廳別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

一 公園、廣場、河、海ノ類ニ接スルトキ

二 前面道路ノ對側ニ公園、廣場、河、海ノ類アルトキ

三 其ノ地盤面ト前面道路ノ路面トノ高低ノ差著シキトキ

四 高低ノ差著シキニ以上ノ道路ニ接スルトキ

五 道路ノ終端ニ位スルトキ

第十一條 行政官廳ハ命令ヲ以テ特ニ道路ヲ指定シ之ニ面スル建築物ノ高ノ最低限度ヲ定

ムルコトヲ得。

第十二條 煙突、棟飾、避雷針、旗竿、風見竿等建築物ノ屋上ニ突出スルモノノ高ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セス

裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ノ高ハ行政官廳命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ高ニ之ヲ算入セサルコトヲ得

第十三條 本令中高ニ關スル規定ハ煙突、物見塔、扛重機、水槽、氣槽、無線電信用電柱ノ類及工業用建築物ニシテ行政官廳其ノ用途ニ依リ已ムヲ得スト認メ許可シタルモノニ付之ヲ適用セス

本令中高ニ關スル規定ハ社寺建築物ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付之ヲ適用セス

第十四條 建築物ノ建築面積ハ建築物ノ敷地ノ面積ニ對シ住居地域内ニ於テハ十分ノ六、商業地域内ニ於テハ十分ノ八、住居地域及商業地域外ニ於テハ十分ノ七ヲ超過スルコトヲ得ス但シ行政官廳特ニ指定シタル角地其ノ他ノ地區ニ於ケル建築物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス(ろ)

第十五條 前條ノ建築面積トハ建築物ノ水平斷面ニ於ケル外壁ノ又ハ之ニ代ルヘキ柱ノ中心線内面積中最大ナルモノヲ謂フ但シ地階ニシテ其ノ外壁ノ高地盤面上六尺以下ノモノノ部分ノ面積ハ之ヲ建築面積ト看做サス(ろ)

軒、庇、枯出縁ノ類カ前項ノ中心線ヨリ突出スルコト三尺ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ外端ヨリ三尺ヲ後退スル線ヲ以テ前項ノ中心線ト看做ス

前條第一項ノ建築物ノ敷地ノ面積トハ建築物ノ敷地ノ水平斷面ノ面積中最大ナルモノヲ謂フ

第十六條 第七條、第八條、第十條、第十四條、前條及第十七條ノ建築物ノ敷地トハ一構ノ建築物ニ屬スル一團ノ土地ヲ謂フ

第十七條 市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ損失ヲ補償スヘキ場合ハ次ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限ル

- 一 地域ノ又ハ工業地域内特別地區ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ使用禁止又ハ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合
- 二 美觀地區ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合
- 三 建築線ノ指定又ハ變更ニ基キ建築物ノ主要構造部ノ除却ヲ命シタル場合
- 四 建築線ニ面スル建築物ノ壁面ノ位置ノ指定ニ基キ建築物主要構造部ノ變更又ハ除却ヲ命シタル場合
- 五 建築物ノ高又ハ建築物ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關スル規定ニ基キ建築物主要

構造部ノ除却ヲ命シタル場合

第十八條 市街地建築物法第十八條第二項ノ規定ニ依リ補償スヘキ損失ハ通常生スヘキ損失ニ限ル

第十九條 前二條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ市街地建築物法第十八條第一項ノ措置ヲ命セラレタル者之ヲ命セラレタル日ヨリ起算シ三月内ニ之ヲ爲スコトヲ得

第二十條 市街地建築物法第十八條第二項ノ公共團體トハ同法第二十三條ノ規定ニ依ル同法適用區域ノ屬スル市區町村トス

第二十一條 補償義務ノ有無及補償ノ金額ハ補償審査會之ヲ裁定ス

第二十二條 補償審査會ハ第二十條ニ規定スル市街地建築物法第十八條第二項ノ公共團體毎ニ之ヲ置ク

補償審査會ハ會長一人及委員十二人ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十三條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ次ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- | | |
|-----------------|-----|
| 一 關係各廳高等官 | 四 人 |
| 二 前條第一項ノ公共團體ノ吏員 | 二 人 |
| 三 前號ノ公共團體ノ議會ノ議員 | 四 人 |
| 四 學識經驗アル者 | 二 人 |

前項第一號第二號及第四號ノ委員ハ主務大臣之ヲ命シ第三號ノ委員ハ其ノ議會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二十四條 補償審査會ニ關シテハ土地收用法第二十七條乃至第三十一條、第三十七條、第三十九條、第四十條第一項、第二項、第四十二條乃至第四十五條、第六十九條、第七十二條及第八十三條ノ規定ヲ準用ス

第二十二條第一項ノ公共團體ノ二以上ニ亙ル建築物ニ關シテハ關係補償審査會合同シテ會議ヲ開クヘシ

第二十五條 市街地建築物法第十八條ノ規定ハ建築工事中ノ建築物及建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物ニ之ヲ準用ス

第二十六條 行政官廳ハ建築工事中ノ建築物又ハ建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物ニシテ其ノ建築竣成ノ後ニ於テ市街地建築物法第十八條第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スル必要ニシト認ムルモノニ付テハ其ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

第二十七條 市街地建築物法ハ國寶保存法又ハ史蹟名勝天然紀念物保存法ノ適用又ハ準用ヲ受ケル建築物ニ付之ヲ適用セス(に)

第二十八條 鳥居、形像、紀念門、紀念塔其ノ他ノ建築物ニシテ道路ヲ占有シテ施設スル

モノニ對シテハ市街地建築物法第八條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適要セス

第二十九條 博覽會建築物、觀覽場、飾門、飾塔、足代及棧橋ノ類ニシテ假設的ノモノニ對シテハ市街地建築物法第二條乃至第六條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

第二十九條ノ二 市街地建築物法第二十六條第二項ノ道路ノ境域内ニ於テ行政官廳支障ナシト認ムルトキハ同法第八條第九條及第十一條ノ規定ニ拘ラス存續期限ヲ附シ假設建築物ノ建築ヲ許可スルコトヲ得(る)

第三十條 市街地建築物法第二十六條第一項ノ道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アル場合ニ於テ行政廳其ノ計畫ヲ告示シタルトキハ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

第三十一條 第四條乃至第十六條ノ規定ハ市街地建築物法適用區域ニシテ内務大臣ノ指定スルモノニ之ヲ適用セス(は)

附 則

本令ハ市街地建築物法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(い、は)

本令ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス(る)

本令ハ國寶保存法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(に)

市街地建築物法施行規則 (大正九年十一月九日 内務省令第三十七號)

改正略符 (い)大正十一年八月二十四日 内務省令第二十一號 (る)大正十二年八月二十三日 同 第二十六號 (は)大正十三年六月十二日 同 第十五號 (に)大正十三年十二月十七日 同 第三十號 (ほ)大正十四年一月十五日 同 第一號 (へ)大正十五年十月三十日 同 第五十三號

第一章 通 則

第一條 本則ニ於ケル用語ハ次ノ例ニ依ル

一 居室トハ居住ノ用ニ供スル室ヲ謂フ

玄関、廊下、階段室、外套室、便所、手洗所、浴室、物置、納戸、暗室ノ類ハ居室ト看做サス

二 地階トハ其ノ床面地盤面下ニ在ル階ヲ謂フ但シ其ノ床面地盤面ヲ下ルコト一尺未満ノモノハ之ヲ第一階ト看做ス

三 屋階トハ屋根裏ニ設ケタル階ヲ謂フ

四 床高トハ床面ヨリ其ノ直下地面迄ノ距離ヲ謂フ

五 階高トハ其ノ階ノ床面ヨリ其ノ直上階ノ床面迄ノ高ヲ謂フ但シ最上階ニ在リテハ其

ノ天井高ヲ謂フ

六 天井高トハ室ノ床面ヨリ天井迄ノ高ヲ謂フ

一室ニシテ天井高異ル部分アルトキハ其ノ室ノ床面積ヲ以テ容積ヲ除シタルモノヲ謂フ

七 外壁トハ建築物ノ外側ヲ構成スル壁體ヲ謂フ

八 間壁トハ建築物ノ内部ヲ區劃スル壁體ヲ謂フ

九 界壁トハ接續建築物ヲ區劃スル壁體ヲ謂フ

十 不燃材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、石棉盤、瓦、金屬、陶磁器、硝子、「モルタル」、漆喰ノ類ヲ謂フ

十一 耐水材料トハ煉瓦、石、人造石、「コンクリート」、鉛、「アスファルト」、陶磁器ノ類ヲ謂フ

十二 石造トハ石造、人造石造及「コンクリート」造ヲ謂フ

十三 壁體ノ耐火構造トハ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ 厚一尺以上ノ煉瓦又ハ石造

ロ 厚四寸以上ノ鐵筋「コンクリート」造

ハ 厚一尺以上ノ孔煉瓦造、厚六寸以上ノ鐵筋「コンクリート・ホロブロック」造、厚五寸以上ノ鐵筋「コンクリート・ブロック」造ノ類ニシテ地方長官本號イ又ハロニ規定スル壁體ト同等以上ノ耐火の效力アリト認ムルモノ(は)

十四 床又ハ屋根ノ耐火構造トハ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ 鐵筋「コンクリート」造

ロ 鐵骨チ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造

ハ 煉瓦造又ハ石造

ニ 最下階ノ床ニ在リテハ土間、叩、石敷ノ類

ホ 鐵骨チ有シ「メタルラス・コンクリート」、網入硝子ノ類ヲ以テ覆葺スル屋根ニシテ地方長官ノ承認セルモノ(は)

十五 柱ノ耐火構造トハ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ 煉瓦造又ハ「コンクリート」造

ロ 鐵筋「コンクリート」造

ハ 鐵柱ニシテ耐火的ニ有效ナル被覆ヲ爲シタルモノ

ニ 石造ニシテ地方長官ノ承認セルモノ

十六 階段ノ耐火構造トハ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ 鐵筋「コンクリート」造、耐瓦造又ハ石造

ロ 鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、煉瓦造又ハ石造

ハ 鐵造

十七 甲種防火戸トハ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚五厘以上ノモノ

ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚一寸二分以上ノモノ

ハ 厚五寸以上ノ土藏扉

地方長官ハ防火戸ノ構造ノ種類ニ依リ適當ト認ムルモノニ對シ前各號ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

十八 乙種防火戸トハ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

イ 鐵製ニシテ鐵板ノ厚五厘未滿ノモノ

ロ 鐵骨「コンクリート」造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニシテ厚一寸二分未滿ノモノ

ハ 木造又ハ鐵造ニシテ屋外ニ面スル部分ヲ厚一寸以上ノ「モルタル」漆喰又ハ適當ナル厚ノ石綿盤ノ類ヲ以テ被覆シタルモノ

地方長官ハ防火戸ノ構造ノ種類ニ依リ適當ト認ムルモノニ對シ前各號ノ規定ニ拘ラス別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

十九 建築物ノ大修繕トハ壁體、柱、小屋若ハ基礎ノ過半ノ修繕又ハ之ニ準スル構造上主要ナル部分ノ修繕ヲ謂フ

二十 大變更トハ壁體、柱、床、小屋、基礎等構造上主要ナル部分ノ變更ヲ謂フ

二十一 階數トハ地階及屋階ヲ除キタル階數ヲ謂フ(は)

第二條 本則ノ適用ニ關シ土地又ハ建築物ニ關スル測算方法、呼稱等ニ付疑義ヲ生シタルトキハ地方長官之ヲ決定ス

第三條 本則ニ規定セル建築物ノ採光、換氣、防火、避難、清潔、強度ニ關スル構造設備ハ常に有效ニ保持スヘシ

第二章 建築物ノ突出部

第四條 市街地建築物法第九條但書ノ建築物ノ前面突出部ハ次ノ範圍内ニ於テ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得但シ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外前面建築線間ノ距離ノ二十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

一 蛇腹、軒、小塔、出窓、標旗、標燈、招牌其ノ他之ニ類スルモノハ路面上八尺以上ニ在ル場合ニ限り三尺迄(は)

二 出入口ノ階段、凹庭ノ手摺地覆、腰石、根石其ノ他之ニ類スルモノハ一尺迄

第五條 市街地建築物法第九條但書ノ建築物ノ基礎ハ地方長官特ニ指定スル場合ヲ除クノ外道路幅ノ境界線ヲ超エサル範圍内ニ於テ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得

第六條 裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ニ付テハ市街地建築物法施行令第四條乃至第八條ノ高ノ最高限ノ五分ノ一迄ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セス但シ其ノ算入セサル部分ノ最大幅ハ建築物ノ高ノ五分ノ一ヲ、其ノ最大面積ノ合計ハ建築面積ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第三章 建築物ノ構造設備

第一節 一般構造設備

第七條 建築物ノ敷地ハ其ノ接スル道路境界ニ於ケル路面ヨリ高カラシムヘシ但シ建築物ノ用途又ハ土地ノ狀況ニ依リ地方長官本條ノ規定ニ依リ難シト認メ又ハ必要ナシト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 建築物ノ敷地濕潤ナルトキ又ハ出水氾濫ノ虞アルモノナルトキハ地方長官其ノ地盤面ノ地揚高又ハ建築物ノ床高ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 建築物ノ敷地ニハ其ノ敷地内ニ於ケル雨水及汚水ヲ排泄又ハ處理スヘキ適當ナル設備ヲ爲スヘシ

第十條 下水溝、下水管、溜樹ノ類ハ耐水材料又ハ地方長官ノ承認スル材料ヲ以テ構造スヘシ

第十一條 便所、畜舍等ヨリ排出スル汚物ニ對シ汚物溜ヲ設ケムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ

汚物溜ハ耐水材料ヲ以テ構造シ適當ナル防水装置ヲ施シ且覆蓋ヲ設ケヘシ

第十二條 便所、畜舍等ヨリ排出スル汚物ハ地方長官ノ指定スル下水道ニ非サレハ之ニ放流スヘカラス但シ地方長官ノ承認スル汚物處理槽ヲ設ケルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ下水道ノ設備アル地區ニシテ地方長官特ニ指定スル區域内ニ在リテハ便所ハ汲取便所ト爲スヘカラス(は)

第十三條 汲取便所ノ構造ハ次ノ規定ニ依ルヘシ

一 糞尿壺及尿桶ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ造リ糞尿壺ノ上口周圍ハ厚三寸以上ノ「コンクリート」ヲ以テ漏斗狀ニ作り不滲透質ノ材料ヲ以テ上蓋ヲ爲スコト

二 床下ノ周圍ニ耐水材料ヲ以テ障壁ヲ設ケ他ノ部分ト遮斷スルコト

三 汲取口ハ其ノ下端ヲ其ノ接スル地盤面ヨリ三寸以上高クシ且之ヲ直接道路ニ面セシメサルコト

第十四條 井戸ト汲取便所及汚物溜トノ距離ハ三間以上ヲ有セシムヘシ但シ地方長官其ノ構造設備又ハ土地ノ狀況ニ依リ衛生上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

地方長官ハ井戸、汲取便所又ハ汚物溜ノ位置、構造、設備等ニ關シ前三條及前項ノ外必要ナル規定ヲ設ケ又ハ措置ヲ命スルコトヲ得(は)

第十五條 建築物ノ壁體ニシテ直接土壤ニ接觸スル部分ハ耐水材料ヲ以テ構造スヘシ但シ門、障壁其ノ他輕微ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 居室ノ床地盤面下ニ在ル建築物ニ在リテハ最下階ノ居室ノ床又ハ其ノ床下ハ耐水材料ヲ以テ構成シ其ノ壁體及床下ニハ適當ナル防濕方法ヲ施スヘシ

第十七條 居室ノ床高ハ一尺五寸以上ト爲スヘシ但シ床又ハ床下ニ「コンクリート」即其ノ他適當ナル防濕方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

居室ノ床木造ナルトキハ其ノ床下ニハ適當ナル換氣方法ヲ講スヘシ

第十八條 居室ノ天井高ハ七尺以上ト爲スヘシ

第十九條 居室ハ其ノ室面積ノ十分ノ一以上ノ有效面積ヲ有スル窓又ハ之ニ代ルヘキ採光面ヲ有スヘシ

前項ノ採光面積三尺以上ノ縁側ヲ距ツル場合ハ其ノ採光面積ノ二分ノ一ヲ有效面積ト看做ス此ノ場合ニ於テ濡縁ハ縁側ト看做サス

第一項ノ採光面積ハ次ノ各號ニ該當スル部分ニ限り有效ナルモノト看做ス但シ道路、公園、廣場等ノ空地ニ面スルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

一 其ノ部分ヨリ直上屋根面（直上屋根面ナキトキハ壁頂迄以下同シ）ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ其ノ面スル隣地境界線迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セザルコト

二 其ノ部分ヨリ直上屋根面ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ同一敷地内ニ在ル對向壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セザルコト但シ其ノ部分ヲ含ム水平面ヨリ對向壁直上ノ屋根面ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ對向壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セザルトキハ此ノ限ニ在ラス

軒、庇其ノ他著シク採光ヲ妨クルモノアリト認め又ハ衛生上特別ノ必要アリト認めルトキハ地方長官ハ採光ニ關シ特ニ採光面ノ增加其ノ他適當ナル措置ヲ命スルコトヲ得（は）

第一項ノ適用ニ於テ天窓ハ其ノ面積ヲ三倍ニ換算ス

第一項ノ面積ニ相當スル窓又ハ之ニ代ルヘキ採光面ノ部分ハ其ノ上端ヲ床面上五尺七寸以上ト爲スヘシ

隨時開放シ得ル襖、障子ノ類ヲ以テ仕切りタル二室ハ本條ノ適用ニ關シ之ヲ一室ト看做ス

第二十條 居室ニ於テハ直接外氣ニ面シテ室面積ノ十分ノ一以上ニ相當スル面積ヲ開放シ得ヘカラシムヘシ但シ之ニ代ルヘキ適當ノ換氣裝置アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前條第四項、第六項及第七項ノ規定ハ本條ニ之ヲ準用ス（は）

第二十一條 特殊ノ用途ニ充ツル居室ニシテ已ムテ得サルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ第十九條、第十九條及第二十條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得（は）

第二十二條 浴室及便所ニハ採光換氣ノ爲直接外氣ニ面シ適當ナル窓ヲ設ケ又ハ之ニ代ルヘキ設備ヲ爲スヘシ

第二十三條 地方長官ハ建築物ニ對シ防疫上必要ナル防鼠其ノ他ノ設備ヲ命スルコトヲ得

第二十四條 道路ニ面スル出入口及窓ノ扉ハ開閉ノ際ト雖モ建築線ヨリ突出セザル構造ト爲スヘシ但シ路面上十尺以上ニ在ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 階段ノ構造ハ次ノ規定ニ依ルヘシ但シ避難階段其ノ他特殊ノ用途ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 階段及踊場ノ幅ハ内方二尺五寸以上ト爲スコト

二 蹴上七寸五分以下踏面五寸以上ト爲スコト

三 高十五尺ヲ超ルモノニ在リテハ高十五尺以内毎ニ踊場ヲ設クルコト

階段ノ用途ニ依リ危險ナリト認めルトキハ地方長官ハ前項ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 地方長官保安上必要ト認めルトキハ階段ノ設置ヲ命シ又ハ其ノ配置若ハ設備ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十七條 屋根ハ耐火構造ニ非サルトキハ不燃材料ヲ以テ覆葺スヘシ但シ「モルタル」塗、漆喰塗ノ類ヲ以テ覆葺セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ

瓦葺屋根ニ在リテハ引掛棧瓦ノ類ヲ使用シ又ハ瓦ヲ野地ニ緊結スヘシ（は）

神社建築物ノ屋根、茶室、四阿ノ類ノ屋根又ハ輕微ナル庇ノ類ハ土地ノ狀況ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ本條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得（る）

第二十八條 地方長官ハ物干、物見臺等屋上工作物ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第二十九條 建築面積二百坪以上ノ建築物ニハ建築面積二百坪以内毎ニ防火壁ヲ設ケヘシ但シ外壁、床、屋根、柱及階段耐火構造トルトキ又ハ地方長官其ノ用途ニ依リ已ムテ得スト認めルトキ若ハ土地ノ狀況ニ依リ特ニ支障ナシト認めルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條ノ二 地方長官ハ建築物ノ配置、構造又ハ用途ニ依リ危險ナリト認めルトキニ付防火壁ノ設置其ノ他防火上必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得（は）

第三十條 前二條ノ防火壁ノ構造ハ次ノ規定ニ依ルヘシ（は）

一 耐火構造ト爲スコト

二 兩端ハ外壁ニ達スルコト但シ木造建築物ニ在リテハ之ニ近接スル木部ヨリ一尺以上屋外ニ突出セシムルコト

三 上端ハ屋根面ニ直角ニ測リ一尺五寸以上屋上ニ突出セシムルコト但シ耐火構造ノ屋

根ニ在リテハ屋上ニ突出セシメサルコトヲ得

四 各開口ノ幅及高ハ九尺以下ニシテ甲種防火戸ノ設備ヲ有スルコト但シ特殊ノ用途ニ充ツル建築物ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ幅及高ヲ十二尺迄ト爲スコトヲ得

五 凹壁溝ヲ設ケル場合ト雖モ其ノ部分ノ壁厚ハ煉瓦造及石造ニ在リテハ七寸以上、鐵筋「コンクリート」造ニ在リテハ三寸五分以上ト爲スコト

第三十一條 防火壁アル建築物ニ於テ屋窓、裝飾塔等ノ屋上突出部木造ニシテ延焼ノ虞アリト認ムルトキハ地方長官ハ其ノ構造ニ對シ防火上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 木造又ハ木骨造建築物ノ防火壁ハ鐵筋「コンクリート」造又ハ鐵骨造ト爲スヘシ(ハ)

第三十三條 壁附煖爐ノ構造ハ次ノ規定ニ依ルヘシ

一 爐脚ハ堅牢ナル基礎ノ上ニ築造シ木造建物ニ在リテハ上部ヲ積出シト爲ササルコト
二 薪炭ヲ使用スル壁附煖爐ニ在リテハ焚口下及其ノ前方一尺以上左右各五寸以上ノ部分ノ床ヲ、其ノ他ノ壁附煖爐ニ在リテハ焚口下ノ部分ノ床ヲ不燃材料ニテ構造シ其ノ下方八寸以内ニハ燃質材料ヲ取付ケサルコト

三 壁附煖爐ノ煙突ニシテ屋内ニ在ル部分ハ鐵筋「コンクリート」、石、煉瓦ノ類ヲ以テ構造シ外壁ノ厚ハ鐵筋「コンクリート」ニ在リテハ五寸以上、其ノ他ニ在リテハ七寸以上ト爲シ煙道ハ土管ヲ挿入シ又ハ「セメント・モルタル」ヲ以テ塗ルコト

四 煙道ノ屈曲百二十度以内ナルトキハ其ノ屈曲部ニ掃除口ヲ設ケルコト

第三十四條 木造又ハ木骨造建物ノ壁附煖爐ハ鐵筋「コンクリート」造又ハ鐵骨造ト爲スヘシ(ハ)

第三十五條 煖爐、竈、風呂竈ノ類ノ煙突ノ屋上突出部ハ其ノ最短期ニ於テ二尺以上ト爲スヘシ但シ煉瓦造又ハ石造ノ部分ハ補強ヲ爲ササル限リ三尺以上ト爲スヘカラス

第三十六條 煙突ノ直上部ニ軒アルトキハ其ノ軒ヨリ更ニ二尺以上突出セシムヘシ煙突ト上方軒先トノ水平距離三尺未滿ナルトキ亦同シ

第三十七條 金屬製煙突ニシテ小屋裏、床裏等露出セサル位置ニ在ル部分ハ金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スヘシ

第三十八條 金屬製煙突ハ木材其ノ他ノ燃質材料ト五寸以上ノ間隔ヲ有スヘシ但シ厚三寸以上ヲ有スル金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條 地方長官ハ煙突ニシテ近接建築物ニ危害ヲ及ホス虞アリト認ムルトキハ前數條ノ外必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第四十條 汽罐、營業用風呂竈其ノ他多量ノ燃料ヲ使用スル設備ニ附屬スル煙突ノ高及口

徑ニ付テハ其ノ燃料ノ種類、量及土地ノ狀況ニ依リ地方長官之ヲ定ム(ハ)

第四十條ノ二 地方長官ハ汽罐其ノ他多量ノ燃料ヲ使用スル設備ニ對シ其ノ燃料ノ種類、量及土地ノ狀況ニ依リ煤煙ヲ發散セサル裝置ヲ命スルコトヲ得(ハ)

第四十一條 汽罐、風呂竈ノ類ノ焚場及灰捨場ニ對シ地方長官防火上必要ナル構造設備ヲ命スルコトヲ得

第四十二條 高六十五尺ヲ超過スル建築物ニハ適當ナル避雷設備ヲ爲スヘシ

第四十三條 高六十五尺軒高五十尺ヲ超過スル建物ハ其ノ壁體、床、柱、屋根、階段等主要構造部ヲ耐火構造ト爲スヘシ(ハ)

第四十三條ノ二 市街地建築物法施行令第二十九條及第二十九條ノ二ノ建築物ニ付テハ地方長官支障ナシト認ムルトキハ本則第三章ノ規定ノ一部ヲ適用セサルコトヲ得(ハ)

第二節 構造強度

第一 概 則

第四十四條 「コンクリート」及「モルタル」ノ原料ト爲スヘキ「セメント」ハ農商務省告示「ホルランド・セメント」試験方法又ハ商工省告示高爐「セメント」試験方法ノ規定ニ依リ合格シタルモノナルコトヲ要ス(ハ)

第四十五條 建築物ノ基礎ニ使用スル木材ハ常水面下ニ在ルコトヲ要ス但シ規模小ナル建築物又ハ短期間使用ノ建築物ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 主要ナル構造用木材ニシテ石、煉瓦、「コンクリート」、土ノ類ニ積込ム部分又ハ之ニ接スル部分ニハ防腐方法ヲ施スヘシ但シ木造建築物ノ眞壁ニ接スル木部ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條 地方長官ハ建築物ノ構造強度ニ關シ土地ノ狀況ニ依リ本節ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ヲ設ケルコトヲ得

第二 木構造及木骨構造

第四十八條 柱、梁其ノ他之ニ類スル構材ノ継手及仕口ニシテ主要ナルモノ「ホルト」締其ノ他適當ナル方法ニ依リ緊着スヘシ

第四十九條 建物ノ主要ナル柱ハ掘立ト爲スヘカラス但シ適當ナル防腐方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五十條 掘立ニ非サル柱ノ下部ニハ土臺又ハ脚固ヲ使用スヘシ但シ柱ヲ其ノ基礎ニ緊着シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十一條 石、煉瓦其ノ他ノ腰積ヲ有スル建物ハ之ヲ土臺敷構造ト爲シ土臺ハ腰積ニ緊結スヘシ

石、煉瓦、「コンクリート」ノ類ノ束ヲ以テ前項ノ腰積ニ代フルモノハ其ノ構造ニ付特ニ

地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ

第五十二條 建物ノ土臺及敷桁ノ隅角ニハ椽材ヲ使用スヘシ

第五十三條 柱ノ小徑ハ土臺、脚固、胴差、梁、桁其ノ他ノ主要骨架材間ノ距離ニ對シニ三階建ノ第三階、二階建ノ第二階又ハ平房建ニ在リテハ其ノ三十分ノ一ヲ、三階建ノ第二階又ハ二階建ノ第一階ニ在リテハ其ノ二十五分ノ一ヲ、三階建ノ第一階ニ在リテハ其ノ二十二分ノ一ヲ下ルヘカラス但シ此ノ支柱其ノ他輕微ナル荷重ヲ承クルモノハ此ノ限ニ在ラス(は)

屋根ヲ金屬板、石盤又ハ石綿盤ノ類ヲ以テ覆葺スルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ關シ三十分ノ一ヲ三十五分ノ一、二十五分ノ一ヲ三十分ノ一、二十二分ノ一ヲ二十五分ノ一ト爲スコトヲ得(は)

木骨石造、木骨煉瓦造及土藏造ニ在リテハ第一項ノ適用ニ關シ三十分ノ一ヲ二十五分ノ一、二十五分ノ一ヲ二十二分ノ一、二十二分ノ一ヲ二十分ノ一トス(は)

第五十四條 柱ニシテ其ノ必要ナル斷面積ノ三分ノ一以上ヲ缺取ル場合ニハ其部分ヲ補強スヘシ

第五十五條 建物ニハ適當ニ筋違又ハ方杖ヲ設ケヘシ(は)

第五十六條 削除(は)

第五十七條 建築物ノ敷地ノ地盤堅牢ナルトキ又ハ規模小ナル建築物ニハ地方長官ノ許可ヲ受ケ第五十條及第五十二條ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

第三 石構造、煉瓦構造及「コンクリート」構造

第五十八條 石、煉瓦其ノ他之ニ類スル材料ヲ以テ築造スル建築物ノ部分ハ「セメント」入「モルタル」ヲ用キテ組積スヘシ但シ高三尺以下ノ塔壁其ノ他構造ノ輕微ナルモノハ此ノ限ニ在ラス(は)

第五十九條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキ下階ノ壁厚ハ其ノ上階ノ壁厚ヨリ小ナルヘカラス

第六十條 石造又ハ煉瓦造壁體ノ壁厚ハ之チ一尺未滿ト爲スヘカラス

第六十一條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキハ其ノ壁長三十尺ヲ超過スヘカラス(は) 壁厚特ニ大ナルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

壁長ハ其ノ壁體ニ接著スル對隣壁ノ接著部分ノ中心距離ヲ以テ之ヲ度ル

地方長官適當ト認ムル補強方法ヲ施シタル塔壁ハ前項ノ適用ニ關シ之ヲ對隣壁ト看做ス

壁高ハ其ノ壁體ニ接著スル地盤面ヨリ之ヲ度ル

第六十二條 建物ノ壁體石造又ハ煉瓦造ナルトキハ其ノ壁頂ニ鈔又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁ヲ設ケヘシ(は)

第六十三條 建物ノ外壁煉瓦造ナルトキハ其ノ壁厚ハ次ノ規定ニ依ルヘシ(は)

一 長十八尺以下ノモノニ在リテハ一尺以上ト爲スコト

二 長十八尺ヲ超過シ三十尺以下ノモノニ在リテハ一尺三寸以上ト爲スコト

第六十四條 煉瓦造間壁ノ厚ハ前條ノ厚ヨリ三寸ヲ減スルコトヲ得

第六十五條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ或ル階ニ於ケル出入口、窓其ノ他ノ開口ノ幅ノ總和カ壁長ノ二分ノ一ヲ超過スルトキハ其ノ壁厚ハ前二條ノ厚ニ三寸ヲ加フヘシ但シ其ノ壁體ニ幅三尺以上ノ柱形(挿壁ヲ含ム以下同シ)ヲ有スル場合ニ於テ其ノ柱形間及之ト對隣壁トノ中心距離十五尺以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラス(は)

第六十六條 建物ノ壁體煉瓦造ニシテ次記各號ノ一ニ該當スル場合ニハ各階ノ壁厚ハ第六十三條及第六十四條ノ厚ヨリ三寸ヲ減スルコトヲ得

一 其ノ階ノ床及其ノ階ノ直上階ノ床又ハ屋根鐵筋「コンクリート」造ナルトキ

二 地方長官適當ト認ムル塔壁鐵骨又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁其ノ他ノ補強方法アルトキ

第六十七條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ其ノ壁厚ハ第六十三條乃至第六十六條ノ規定ニ拘ラス其ノ階高ノ十五分ノ一未滿ト爲スヘカラス

第六十八條 建物ノ壁體煉瓦造ナルトキ其ノ階高ノ四分ノ三以上ノ高ヲ通シテ壁體ニ堅壁溝ヲ設ケル場合ニハ其ノ壁溝部ノ壁厚ハ第六十條、第六十三條乃至第六十七條ノ厚ノ三分ノ二未滿ト爲スヘカラス 横壁溝ハ深三寸長九尺ヲ超過スヘカス

第六十九條 煉瓦造壁體ニ於ケル出入口及窓相互間ノ直上垂直距離ハ二尺以上ト爲スヘシ但シ鐵又ハ鐵筋「コンクリート」ノ臥梁ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス(は)

第七十條 煉瓦造二重壁ニ於テハ其ノ一方ノ壁ハ第五十九條乃至第六十九條ノ規定ニ依ルヘシ(は)

第七十一條 建物ノ壁體「コンクリート」造ナルトキハ第六十三條乃至第七十條ノ適用ニ關シ之ヲ煉瓦造ト看做ス

第七十二條 建物ノ壁體「コンクリート」造以外ノ石造ナルトキ其ノ厚ハ第六十三條乃至第六十五條及第六十七條ノ厚ニ其ノ十分ノ二ヲ加フヘシ(は)

第六十六條及第六十八條乃至第七十條ノ規定ハ之チ前項ノ壁體ニ準用ス(は)

第七十三條 貼石、貼瓦ノ類ハ之チ壁厚ニ算入セス

第七十四條 鐵骨造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニ於ケル石、煉瓦、「コンクリート」等ノ帳壁ニハ第五十九條、第六十條、第六十二條乃至第七十二條ノ規定ヲ適用セス

第七十五條 高十二尺未満ノ間壁其ノ他構造上輕微ナル壁體ニ對シテハ第六十條乃至第七十二條ノ規定ヲ適用セス

第七十六條 石造又ハ煉瓦造ノ塔壁ハ特殊ノ補強方法ヲ施シタル場合ノ外次ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 壁厚ハ其ノ部分ヨリ壁頂迄ノ垂直距離ノ十分ノ一以上ト爲スコト(は)
- 二 削除(は)
- 三 長二間未満毎ニ適當ナル控壁ヲ設クルコト但シ其ノ壁厚第一號ノ規定ノ最小限ノ一倍半以上ナルトキハ此ノ限ニ在ラス(は)

第七十七條 同一建築物ノ壁體二種以上ノ構造ヨリ成ルトキハ其ノ壁長及壁厚ニ付テハ地方長官之ヲ定ム

第七十八條 切妻壁體又ハ高三尺ヲ超過スル扶欄若ハ扶壁ハ石造又ハ煉瓦造ト爲スヘカラス但シ切妻壁體ニシテ其ノ頂部ノ鐵筋「コンクリート」造屋根ニ緊結シタルモノハ此ノ限ニ在ラス(は)

第七十九條 張間五尺以上ノ開口上ニ架スル石造又ハ煉瓦造ノ迫持ハ其ノ迫高ヲ張間ノ十分ノ一以上ト爲スヘシ但シ適當ナル補強ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八十條 壁體ノ隅角、蛇腹、窓、出入口脇其ノ他之ニ類スル部分ニ使用スル石、人造石ノ類ハ適當ナル方法ヲ以テ之ヲ其ノ接スル壁體ノ部分ニ緊結スヘシ

第八十一條 石造又ハ煉瓦造ノ枯出窓、枯出縁等ニ在リテハ鐵骨又ハ鐵筋「コンクリート」ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲スヘシ(は)

第四 鐵構造及鐵骨構造

第八十二條 建物ノ構造ニ使用スル鋼材ノ品質ハ應張強度一平方糎ニ付三千六百瓦以上伸度試験片小徑ノ八倍以上ニ付百分ノ二十以上ノモノナルコトヲ要ス

第八十三條 建物ノ構造ニ使用スル鋼又ハ鍊鐵ノ主要ナル構材ノ接合ニハ已ムテ得サル場合ノ外「リベット」ヲ使用スヘシ

接合用「リベット」又ハ「ボルト」ノ中心距離ハ其ノ直徑ノ二倍半未満ト其ノ中心ト材端トノ距離ハ其ノ直徑ノ一倍半未満ト爲スヘカラス

第八十四條 建物ノ構造ニ使用スル鐵柱ハ其ノ斷面ノ最小二次率半徑ヲ其ノ主要ナル支點間距離ニ對シ鋼又ハ鍊鐵ニ在リテハ百五十分ノ一以上ト、鑄鐵ニ在リテハ七十五分ノ一以上ト爲スヘシ

柱以外ノ應壓鋼材又ハ應壓鍊鐵材ニ在リテハ前項ノ百五十分ノ一ヲ二百分ノ一トス

第八十五條 鋼柱又ハ鍊鐵柱ノ接合ニハ其小ナル柱ト同等以上ノ強ヲ有スル添板ヲ用キ柱ノ全應力ヲ傳フルニ足ルヘキ數ノ「リベット」ヲ使用スヘシ

第八十六條 鐵骨造建物ニ於ケル主要ナル柱ハ之ヲ基礎ニ緊結スヘシ

第八十六條ノ二 鐵骨造建物ニ在リテハ梁其ノ他ノ橫架材ト柱トノ接合ニハ適當ナル方杖、腰板ノ類ヲ使用シ之ヲ緊結スヘシ但シ筋違又ハ鐵筋「コンクリート」ノ壁體ヲ設ケタル部分ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス(は)

第八十六條ノ三 鐵骨造建物ニハ適當ニ筋違又ハ鐵筋「コンクリート」ノ壁體ヲ設ケヘシ(は)

第八十七條 鐵骨造建物ノ帳壁ハ次ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 鐵骨ニ緊結スルコト
- 二 「ホロマイル」ノ類ヲ使用セサルコト但シ間壁ニシテ適當ナル補強ヲ施シタル場合又ハ堅牢ナル壁體ノ表積若ハ裏積トシテ適當ニ之ニ連結シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス(は)

第五 鐵筋「コンクリート」構造

第八十八條 鐵筋「コンクリート」構造ニ使用スル「コンクリート」ハ次ノ規定ニ依ル緊シ但シ其ノ用途ニ依リ已ムテ得ス且構造上支障ナキモノニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケ第三號及第四號ノ規定ニ依ラサルコトヲ得(は)

- 一 砂ハ泥土、鹽分等ヲ含マサルモノナルコト
- 二 砂利又ハ碎石ハ硬質ニシテ二糎二分ノ一目篩ヲ通過シ且鐵筋相互間及鐵筋ト假構トノ間ヲ自由ニ通過スルモノナルコト
- 三 煉瓦層、石炭層ノ類ハ之ヲ使用セサルコト
- 四 「コンクリート」ノ割合割合ハ「セメント」ノ容積一ニ對シ砂ト砂利又ハ碎石トノ容積ノ和六ヲ超過セサルコト但シ「セメント」ハ千五百五十瓦ヲ以テ一立方メートルノ鐵筋「コンクリート」構造ニ使用スル鐵筋ノ品質ハ第八十二條ノ規定ニ依ルヘシ

第八十九條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テハ鐵筋ノ兩端ヲ他ノ構造部ニ緊結スルカ又ハ之ヲ曲ケテ適當ニ「コンクリート」中ニ碇著スヘシ

第八十九條ノ二 鐵筋「コンクリート」構造ニ於ケル主筋ノ繼手ノ長ハ之ヲ主筋直徑ノ二十五倍以上ト爲スヘシ(は)

第九十條 鐵筋「コンクリート」ノ梁、版等ニ生スル應剪力度「コンクリート」ノ許容應剪力度ヲ超過スルトキハ其ノ部分ニ次記ノ規定ニ依リ繫筋ヲ配置スヘシ

- 一 繫筋ハ應剪力ノ分布ニ從ヒ適當ニ之ヲ配置シ其ノ間隔ハ梁、版等ノ厚ノ三分ノ二ニ超過セサルコト
 - 二 繫筋ハ應張鐵筋下端ヨリ應壓力中心迄達スルコト
- 主筋ヲ適當ニ曲ケタルモノハ其ノ部分ヲ繫筋ト看做ス

第九十條ノ二 鐵筋「コンクリート」ノ主要ナル梁ニハ全張間ニ涉リ複筋及筋ヲ配置スヘシ

ヘシ(は)

第九十一條 鐵筋「コンクリート」柱ノ構造ハ次ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 主筋ハ四本以上タルコト
- 二 繫筋ノ中心距離ハ一尺以下トシ且主筋直径ノ十五倍ヲ超過セサルコト
- 三 柱ノ小徑ハ其ノ主要支點間距離ノ十五分ノ一以上ナルコト(は)
- 四 主筋ノ斷面積ノ和ハ「コンクリート」ノ有效斷面積ニ對シ八十分ノ一以上ナルコト(は)

第九十一條ノ二 第八十六條ノ三及第八十七條ノ規定ハ之ヲ鐵筋「コンクリート」造建物ニ準用ス(は)

第九十二條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ主筋ニ對スル「コンクリート」ノ被覆厚ハ版ニ在リテハ二種未滿ト、梁及柱ニ在リテハ三種未滿ト、基礎ニ在リテハ五種未滿ト爲スヘカラス

第九十三條 鐵筋「コンクリート」ノ床、屋根其ノ他ノ横架材ノ上ニ假構ヲ設ケルトキハ其ノ假構ヲ除去スルニ先チ其ノ下階ノ主要假構ヲ除去スヘカラス但シ「コンクリート」施工後二月ヲ經過セサルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第九十四條 高十二尺未滿ノ牆壁其ノ他建築上輕微ナルモノニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第八十八條乃至第九十二條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第六 獨立煙突

第九十五條 高五十尺ヲ超過スル煙突ハ鐵造又ハ鐵筋「コンクリート」造トシ支線ヲ要セサル構造ト爲スヘシ(は)

鐵造又ハ鐵筋「コンクリート」造ニ非サル煙突ニシテ高三十尺ヲ超過スルモノニ在リテハ鐵材ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲スヘシ

第九十六條 (削除)(は)

第九十七條 煙突ノ構造上必要ナル支線ト地盤トノ接著ハ鐵筋「コンクリート」造其ノ他腐朽ノ虞ナキ控杭若ハ適當ナル防腐方法ヲ施シタル木杭ニ緊著スヘシ(は)

第九十八條 土管煙突ハ高三十尺ヲ超過スヘカラス但シ堅固ナル鐵製支棒ヲ有スルモノハ地方長官ノ許可ヲ受ケ高五十尺迄ト爲スコトヲ得

第九十九條 土管煙突ハ其ノ接合部ニ「モルタル」ヲ用キ支棒ニ緊結スヘシ

第一百條 第九十五條及第九十八條ノ適用ニ關シテハ煙突ノ高ハ之ニ緊著スル地盤面ヨリノテ度ル(は)

第七 強度計算

第一百條 強度計算ニ適用スル各種材料ノ重量ノ最小限次ノ如シ

材 料	重 量(疋)
煉 瓦 積	1 立方米ニ付 1900.0
花 崗 岩 及 安 山 岩	1 立方米ニ付 2500.0
砂利又ハ碎石ヲ凝元體トセル「コンクリート」及鐵筋「コンクリート」	1 立方米ニ付 2300.0
松	1 立方米ニ付 570.0
杉、檜、樺、「オレゴンパイン」、北海道松ノ類	1 立方米ニ付 460.0
鋼	100 立方釐ニ付 0.785
瓦葺(葺土ヲ除ク)	1 平方米ニ付 60.0
葺土、壁土及漆喰	1 立方米ニ付 1600.0

第一百條ノ二 強度計算ニ於ケル地震ノ水平震度ハ之ヲ 0.1 以上ト爲スヘシ但シ地方長官建築物ノ種類又ハ土地ノ狀況ニ依リ其ノ増加ヲ命シ又ハ其ノ低下ヲ許可スルコトヲ得

第一百條ノ二 強度計算ニ於テ建築物ノ各部分ニ生スヘキ應力度ハ各種材料ニ付次ノ限度ヲ超過スヘカラス

材 料	應 壓 力 度 (1 平方釐 ニ付疋)	應 張 力 度 (1 平方釐 ニ付疋)	應 剪 力 度 (1 平方釐 ニ付疋)	應 曲 力 度 (1 平方釐 ニ付疋)
樺、 栗	90.0	90.0	9.0	90.0
松、 檜	75.0	75.0	7.5	75.0
「オレゴンパイン」、 杉、北海道松ノ類	65.0	65.0	6.5	65.0
花 崗 岩	50.0	50.0	5.0	50.0
硬 質 安 山 岩	110.0			15.0
煉 瓦 積	80.0			9.0
「コンクリート」 「セメント」 1 砂 2 砂利又ハ碎石 4	22.0		4.5	
鐵筋「コンクリート」 構造ニ於テ主筋ヲ横斷スル面ニ對シテハ	45.0	4.5	9.0	4.5
「コンクリート」 「セメント」 1 砂 3 砂利又ハ碎石 6	30.0	3.0	3.0	3.0
軟 鋼	1150.0	1150.0	750.0	1150.0
鍊 鐵	850.0	850.0	550.0	850.0
鑄 鐵	850.0	200.0	200.0	200.0

前表ニ於ケル「コンクリート」ノ割合ハ容積ヲ以テシ「セメント」ハ千五百五十疋ヲ以テ一立方米トス(は)

品質特ニ劣等ナリト認ムルモノニ對シテハ地方長官ハ第一項ノ限度ヲ低下セシムルコト

ヲ得

第百三條 鐵筋「コンクリート」構造ノ強度計算ニ於テハ鐵ト「コンクリート」トノ彈率比ヲ十五ト爲スヘシ

第百四條 鐵筋「コンクリート」構造ノ強度計算ニ於ケル應滑力度ハ一平方糎ニツキ七五ヲ超過スヘカラス但シ異形鐵筋ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ形狀ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ之ヲ十五迄ト爲スコトヲ得

第百五條 強度計算ニ適用スル各種床動荷重ノ最小限次ノ如シ

床ノ種類	動荷重(1平方米ニ付)
住家	250
事務室、病院ノ類	370
學校	420
集會所、劇場、寄席ノ類	500
商品陳列室、陳列館ノ類	550

倉庫、書庫、作業場等ニ付テハ其ノ實況ニ應スル適當ナル動荷重ニ依ルヘシ

本條ノ動荷重ハ其ノ實況ニ應シ小梁ニ對シテハ十分ノ一以内ヲ、大梁ニ對シテハ其ノ十分ノ二以内ヲ、柱ニ對シテハ其ノ十分ノ三以内ヲ減スルコトヲ得但シ倉庫、書庫、集會室、劇場棧敷、陳列室等ニ對シテハ本項動荷重ノ輕減ヲ爲スコトヲ得ス

第百六條 杭打基礎ニ於ケル杭ニ對スル荷重ハ壓錘ヲ使用スル場合ニ在リテハ次式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

$$P = \frac{WH}{5D+0.1}$$

P 荷重

W 錘ノ重量

H 錘ノ落高(米)

D 杭ノ最終沈下(米)

「コンクリート」杭ニシテ其ノ完全ニ凝結セサルモノニ對シテハ前項ノ算式ヲ適用セス前項ノ場合及汽錘ヲ使用シタル場合ニ在リテハ地方長官ハ荷重試験ノ施行ヲ命スルコトヲ得

第百七條 應壓鐵材ニ對スル荷重ハ次式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

$$P = Af_c \left(1 - C \frac{l}{r}\right)$$

P 荷重

A 斷面積

f_c 第百二條ノ鐵材ニ對スル應壓力度

l 主要ナル支點間ノ距離

r 斷面ノ最小二次率半徑但シ鐵柱ニシテ其ノ周圍ノ構造ニ依リ撓ミノ方向ニ制限アルモノハ其ノ斷面ノ適當ナル軸ニ對スル二次率半徑ト爲スコトヲ得

C 定數

鋼及鍊鐵ニ在リテハ 0.003 トシ其ノ兩支端同轉自由ナルトキハ 0.004 鑄鐵ニ在リテハ 0.005 トス

第百八條 應壓木材ニ對スル荷重ハ次式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

$$P = Af_c \left(1 - 0.02 \frac{l}{d}\right)$$

P 荷重

A 斷面積

f_c 第百二條ノ木材ニ對スル應壓力度

l 主要ナル支點間ノ距離

d 斷面ノ最小徑

第百九條 應壓鐵筋「コンクリート」材ニ對スル荷重ハ次式ニ依リ算定セル者ヲ超過ス可カラス

$$P = f_c (A_c + 15A_s)$$

P 荷重

f_c 第百二條ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力度

A_c 「コンクリート」ノ有效斷面積

A_s 主筋ノ斷面積

前項有效斷面積ハ其ノ主筋ノ外側線内ノ面積トス

適當ナル卷筋ヲ有スル應壓「コンクリート」材ニ在リテハ第一項ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力度ヲ一平方糎ニ付五十五迄增加スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於ケル卷筋ノ中心距離ハ八糎ヲ超過スヘカラス

應壓鐵筋「コンクリート」材ニシテ其ノ主要ナル支點間ノ距離其ノ最小徑ノ十五倍ヲ超過スルモノニ在リテハ別ニ適當ナル算式ニ依リ之ヲ算定スヘシ

第百十條 應曲材ニ對スル曲能率ハ次式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

$$M = f_b S$$

M 曲能率

f_b 第百二條ノ應曲力度

S 斷面積

第百十一條 鐵筋「コンクリート」ノ單筋矩形梁又ハ版内ニ中軸ヲ有スル單筋丁梁ニ對ス

ル曲能率ハ次ノ各式ニ依リ算定セルモノヲ超過スヘカラス

$$M = \frac{n_i(3-n_i)}{6} f_c b d^2$$

$$M = \frac{3-n_i}{3m} f_c b c^2$$

M 曲 能 率

n_i 中軸比 (梁ノ應壓端ヨリ中軸迄ノ距離ト梁ノ有效丈トノ比)

f_c 第百二條ノ「コンクリート」ニ對スル應壓力度

f_t 第百二條ノ鐵筋ニ對スル應張力度

m 對 筋 比

b 梁 ノ 幅

d 梁 ノ 有 效 丈

前項ノ中軸比ハ次式ニ依ル

$$n_i = \frac{15}{m} \left(\sqrt{1 + \frac{2m}{15}} - 1 \right)$$

第百十二條 應壓力ト曲能率トヲ併有スル構材ノ合成應力度ハ次式ニ依リ算定セルモノヲ下ルヘカラス

$$f_c = \frac{M}{S} + \frac{P}{A} \times \frac{1}{1 - C \frac{l}{r}}$$

f_c 合成應壓力度

M 曲 能 率

S 應壓側ニ對スル斷面率

P 應 壓 力

A 斷 面 積

l 主要ナル支點間ノ距離

r 曲能率ニ依ル斷面ノ中軸ニ對スル二次率半徑但シ木材ニ在リテハ曲能率ニ依ル斷面ノ中軸ニ直角ナル徑

C 第百七條ノ定數但シ木材ニ在リテハ之ヲ 0.02 トス前項ノ合成應壓力度ハ第百二條ノ應壓力度ヲ超過スヘカラス

第百十三條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於ケル梁又ハ版ノ張間ハ其ノ支承物間ノ中心距離ヲ以テ之ヲ度ルモノトス但シ支承物間ノ内法距離ニ梁ノ丈又ハ版ノ厚ヲ加ヘタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

梁又ハ版ノ支端ニ持送アル場合ニ於ケル張間ハ持送ノ厚カ梁又ハ版ノ下端ヨリ度リ梁ノ

丈又ハ版ノ厚ノ 0.5 倍ニ達スル部分ヨリ之ヲ起算ス(は)

第百十四條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ梁ト版トヲ適當ニ連結シタル場合ニ在リテハ之ヲ丁梁ト看做スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於ケル丁梁ハ其ノ張間ノ四分ノ一以内、版ノ厚ノ十二倍以内ノ幅ヲ有スルモノトシテ之ヲ算定スヘシ

第百十五條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ縱横ニ鐵筋ヲ有スル長方形版四邊ヲ通シテ支承物ヲ有スル場合ニ於テハ次式ニ依リ算定シタルモノヲ下ラサル範圍内ニ於テ其ノ荷重ヲ兩張間ニ分賦スルコトヲ得

$$w_b = \frac{l^4}{l^4 + b^4} w$$

$$w_l = \frac{b^4}{l^4 + b^4} w$$

w 等 布 荷 重

l 一 方 ノ 張 間

b l = 直角ナル張間

w_l l ヲ張間トスルモノニ分賦スル等布荷重

w_b b ヲ張間トスルモノニ分賦スル等布荷重

第百十六條 鐵筋「コンクリート」構造ニ於テ三箇以上ノ等張間ヲ有スル連梁又ハ連版等布荷重又ハ一様ナル對稱集中荷重ヲ受ケル場合ノ強度計算ニ適用スヘキ正負曲能率ハ次ノ規定ニ依ルモノヲ下ルヘカラス

一 兩端以外ノ張間ニ於ケル正曲能率ハ各張間ニ付單梁ト假定シテ得ヘキ曲能率圖ニ於テ最大曲能率ノ値其ノ位置ニ於テ其ノ三分ノ二ナル様基線ヲ平行ニ移動シタル場合ニ付テ之ヲ度ルコト

二 兩端以外ノ張間ニ於ケル負曲能率ハ各張間ニ付單梁ト假定シテ得ヘキ曲能率圖ニ於テ其ノ支點ニ於ケル負曲能率カ單梁トシテノ最大正曲能率ノ三分ノ二ニ達スル迄基線ヲ平行ニ移動シタル場合ニ付テ之ヲ度ルコト

三 最終支點單ニ支持セラレタル場合ニ在リテハ終端張間ニ於ケル最大正曲能率ハ第一號ノ規定ニ依リ定メタル最大正曲能率ニ其ノ十分ノ二ヲ加ヘ最終支點ノ曲能率ヲ零トシテノ支點ニ於テハ第二號ノ規定ニ依リ定メタル負曲能率ニ其ノ十分ノ五ヲ加フルコト

四 最終支點固定ニ近シト認メラルル場合ニ在リテハ終端張間ニ於ケル最大正曲能率ハ第一號ノ規定ニ依リ之ヲ定メ最終支點ノ負曲能率ハ第二號ノ規定ニ依リ定メタル負曲能率ヨリ其ノ十分ノ二・五ヲ減シタルモノヲ以テ之ヲ定メ次ノ支點ニ於ケル負曲能率ハ第二號ノ規定ニ依リ之ヲ定ムルコト(は)

荷重、張間又ハ支承ノ狀態前項以外ノ場合ニ於テハ前項ノ主旨ニ基キ適當ニ其ノ正負曲

能率ヲ定ムヘシ

第百十七條 構造ノ狀況ニ依リ大ナル曲能率ヲ生スヘキ柱ハ其ノ曲能率ニ依ル應力度ヲ加算シテ其ノ大サヲ定ムヘシ

第四章 防火地區

第百十八條 防火地區ハ甲種防火地區及乙種防火地區ノ二種トス

第百十九條 甲種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造ト爲スヘシ

第百二十條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、軒蛇腹、屋窓、裝飾塔ノ類ハ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ

第百二十一條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ窓又ハ出入口ニシテ次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲種防火戸ヲ設クヘシ但シ鐵骨網入硝子造ニシテ其ノ面積三十平方尺以内ノ窓若ハ出入口又ハ屋根、床、柱及階段耐火構造ナル建物ノ窓若ハ出入口ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス(は)

- 一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ六間未滿ノ距離ニ在ルトキ但シ建築線道路境界線ト一致セサル場合ニ在リテハ建築線ヲ以テ道路境界線ト看做ス
 - 二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離六間未滿ナルトキ
 - 三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離六間未滿ノ位置ニ在ルトキ但シ窓ノ枠、組子、棧及鏡板鐵造又ハ金屬板ヲ以テ被覆セルモノハ此ノ限ニ在ラス(は)
- 公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓又ハ出入口ニ付テハ前項ノ規定ノ適用ニ於テ其ノ空地ヲ道路ト看做ス(は)

第百二十二條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ屋根ハ耐火構造ト爲スヘシ但シ厚一寸五分以上ノ不燃材料ヲ以テ構成シタル野地ヲ有スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第百二十三條 甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ次ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ床、柱及階段ヲ耐火構造ト爲スヘシ

- 一 建築面積二百坪以上ニシテ階數二以上ノモノ
- 二 建築面積百坪以上ニシテ階數三以上ノモノ
- 三 階數四以上ノモノ

第百二十四條 甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ道路ニ面セサルモノハ其ノ高十八尺ヲ、軒高十二尺ヲ、建築面積十二坪ヲ超過セサル場合ニ限リ乙種防火地區内ニ在ル建物ニ關スル規定ニ依ルコトヲ得但シ地方長官建物ノ用途ニ依リ火災豫防上危險ノ虞アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

第百二十五條 甲種防火地區内ニ在ル塔壁ハ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ

第百二十六條 乙種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造又ハ準耐火構造ト爲スヘシ

第百二十七條 前條ノ準耐火構造トハ次ノ各號ノ一ニ該當スル構造ヲ謂フ

- 一 鐵骨造ニシテ外部ヲ生子板張ト爲シタルモノ
- 二 鐵骨造又ハ木造ニシテ外部ニ次ノ各號ノ一ニ該當スル被覆ヲ爲シタルモノ
 - イ 外面ニ石、煉瓦又ハ人造石ノ類ヲ用ヒ其ノ厚三寸以上ノモノ
 - ロ 瓦貼ノ上ニ「セメント・モルタル」塗トシ厚合計一寸二分以上ノモノ
 - ハ 厚一寸二分以上ノ「セメント・モルタル」塗又ハ「コンクリート」塗ニ「セメント・モルタル」塗ノ上ニ化粧煉瓦貼トシ厚合計一寸二分以上ノモノ
 - ホ 木骨土藏造ニシテ塗土漆喰等ノ厚合計三寸以上ノモノ
- 三 其ノ他地方長官之ニ準スト認メタルモノ

第百二十八條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、軒蛇腹、屋窓、裝飾塔ノ類ハ不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ被覆スヘシ

第百二十九條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ窓又ハ出入口ニシテ次ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲種防火戸又ハ乙種防火戸ヲ設クヘシ但シ鐵骨網入硝子造ニシテ其ノ面積四十平方尺以内ノ窓若ハ出入口又ハ其ノ屋根、床、柱及階段耐火構造ナル建物ノ窓若ハ出入口ニ在リテハ此ノ限リニ在ラス(は)

- 一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ三間未滿ノ距離ニ在ルトキ但シ建築線道路境界線ト一致セサル場合ニ在リテハ建築線ヲ以テ道路境界線ト看做ス
 - 二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離三間未滿ナルトキ
 - 三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離三間未滿ノ位置ニ在ルトキ但シ窓ノ枠、組子、棧及鏡板鐵造又ハ金屬板ヲ以テ被覆セルモノハ此ノ限ニ在ラス(は)
- 公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓又ハ出入口ニ付テハ前項ノ適用ニ於テ其ノ空地ヲ道路ト看做ス(は)

第百三十條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ屋根ヲ金屬板ヲ以テ被覆スルトキハ其ノ野地ヲ厚一寸以上ノ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ

第百三十一條 防火地區内ニ在ル建物ノ界壁ハ防火壁ト爲スヘシ

第百三十二條 建物防火地區ノ境界線外ニ互ル場合ニ於テハ其ノ全部ニ對シ防火地區内ノ建物ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ防火地區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第百三十三條 建物甲種防火地區及乙種防火地區ニ互ル場合ニアリテハ其ノ全部ニ對シ甲

種防火地區内ノ建物ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ甲種防火地區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三百三十四條 前三條ノ防火壁ニ付テハ第三十條ノ規定ヲ準用ス

第三百三十五條 地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニ關シ本令ノ規定ノ外火災豫防上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三百三十五條ノ二 地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニシテ一時ノ使用ニ供スルモノニ付第三百十九條乃至第三百三十五條ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得(イ)

第五章 美觀地區

第三百三十六條 地方長官ハ美觀地區内ニ在ル建築物ニシテ環境ノ風致ヲ害シ又ハ街衢ノ體裁ヲ損スト認ムルトキハ其ノ除却、改修其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第三百三十七條 地方長官ハ美觀地區内ニ建築スル建築物ノ意匠ニ關スル設計ニシテ環境ノ風致ヲ害シ又ハ街衢ノ體裁ヲ損スト認ムルトキハ其ノ設計ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第三百三十八號 地方長官美觀上必要アリト認ムルトキハ美觀地區内ニ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ノ建築物ノ高、軒高又ハ外壁ノ材料及主色ヲ指定スルコトヲ得

第三百三十九條 地方長官前三條ノ措置又ハ指定ニシテ重要ナリト認ムル事項ニ關シテハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三百四十條 美觀地區内ニ在ル建築物ノ外部汚損セルトキハ速ニ之ヲ修理スヘシ

第三百四十一條 美觀地區内ニ在ル建築物ノ排水管、排氣管、暖房鐵管、瓦斯管及煙突ノ類ハ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ道路、廣場又ハ公園ニ面スル壁面ニ露出セシムルコトヲ得ス

第三百四十二條 美觀地區内ニ在ル建築敷地ニシテ未ダ建築物ナキモノ又ハ建築工事着手中ノモノハ板塀ノ類ヲ以テ體裁ヨク之ヲ圍繞スヘシ但シ適當ナル整理ヲ爲シ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六章 工事執行

第三百四十三條 次ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ノ新築、増築、改築、移轉、大修繕又ハ大變更ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 市街地建築物法第十四條ノ建築物
- 二 防火地區及美觀地區内ノ建築物
- 三 其ノ他地方長官ノ指定スル建築物

建築物ノ用途ヲ變更シテ前項第一號又ハ第三號ニ充テムトスルモノ亦同シ

第三百四十四條 前條ニ該當セサル建築物ノ新築、増築、改築、移轉、大修繕又ハ大變更ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ニ届出ツヘシ

地方長官ハ命令ノ規定ニ依リ輕微ナルモノニ付前項ノ届出ヲ爲サシメサルコトヲ得

第三百四十五條 地方長官第三百四十三條ノ認可申請ニ付支障ナシト認ムルトキハ建築認可證ヲ交付スヘシ

第三百四十六條 第三百四十三條及第三百四十四條ノ建築工事竣功シタルトキ及地方長官ノ特ニ指定シタル工程ニ達シタルトキハ地方長官ニ届出ツヘシ

第三百四十七條 地方長官第三百四十三條ノ建築物竣功ノ届出ヲ受ケ支障ナシト認メタルトキハ遲滞ナク建築物使用認可證ヲ交付スヘシ但シ申請者ノ請求ニ依リ建築物ノ竣功セル部分ニ對シ使用認可證ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ使用認可證ヲ受ケタル後ニ非サレハ建築物ヲ使用スルコトヲ得ス

第三百四十八條 地方長官ハ吏員ヲ派シ建築物及建築工事ヲ臨檢セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ臨檢者ノ其ノ證票ヲ携帯スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者檢査ニ必要ナル準備ヲ命セラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項準備ノ費用ハ建築主又ハ建築物所有者ノ負擔トス

第三百四十九條 地方長官ハ建築工事ノ認可申請、届出又ハ其ノ變更ノ手續其ノ他建築工事ノ取締ニ關シ本則ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第三百四十九條ノ二 第六條乃至第二十六條、第二十七條第二項、第二十八條乃至第一百七條、第三百三十六條乃至第三百四十二條及第三百四十四條ノ規定ハ市街地建築物法施行令第三十一條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル區域ニ之ヲ適用セス(ニ)

附 則

第三百五十條 本則中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

第三百五十一條 本則ハ市街地建築物法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(ろ、に、ほ、い、へ)

本令ハ大正十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス(は)

都市計畫概況 (昭和六年九月末日現在)

一、都市計畫法及市街地建築物法適用都市一覽

(▲印市街地建築物法全規定適用都市)
(△印同法緩和規定適用都市)

道府縣	都市計畫法 適用都市	同適用 年月日	同未適用 都市
北海道	△札幌	大正12.7.1	
	△函館	大正12.7.1	
	△小樽	大正12.7.1	
	△旭川	昭和 2.4.1	
	△室蘭	昭和 3.9.10	
東京都	▲東京	大正 9.1.1	
	▲八王子	昭和 2.4.1	
大阪府	▲大阪	大正 9.1.1	
	▲堺	大正12.7.1	
	▲岸和田	昭和 3.1.1	
神奈川県	▲横浜	大正 9.1.1	} △鎌倉町 △逗子町
	▲川須賀	昭和 3.1.1	
兵庫県	▲神戸	大正 9.1.1	
	▲尼崎	大正12.7.1	
	▲西宮	大正15.4.1	
	▲姫路	昭和 2.4.1	
長崎県	△長崎	大正12.7.1	
	△佐世保	大正14.4.1	
新潟県	△新潟	大正12.7.1	} 高田
	△長岡	大正14.4.1	
群馬県	△高崎	昭和 3.4.1	} 桐生
	△前橋	昭和 3.1.1	
千葉県	△千葉	昭和 5.9.1	

茨城	△水戸	昭和 3.1.1	△土浦町(新治郡)
	△宇都宮	昭和 2.4.1	
栃木	△足利	昭和 2.4.1	
	△奈良	昭和 3.1.1	
三重	△津	大正14.4.1	
	△四日市	昭和 2.4.1	
	△宇治山田	昭和 2.4.1	
愛知	▲名古屋	大正 9.1.1	
	△豊橋	大正12.7.1	
	△岡崎	大正14.4.1	
	△一宮	大正14.4.1	
	△瀬戸	昭和 5.9.1	
静岡県	△静岡	大正12.7.1	} △伊東町(大場川以) △三島町(東を除く)
	△濱松	大正12.7.1	
	△清水	大正14.4.1	
	△沼津	昭和 2.4.1	
山梨	△甲府	昭和 2.4.1	
	△大津	昭和 3.1.1	
岐阜	△岐阜	大正12.7.1	} △船津町一部(大字 船津、朝浦東町)
	△大垣	大正14.4.1	
長野	△長野	大正14.4.1	
	△松本	大正14.4.1	
宮城	△仙台	昭和 2.4.1	} △氣仙沼町
	△臺	大正12.7.1	
福島	△福島	昭和 2.4.1	
	△郡山	昭和 2.4.1	
	△若松	昭和 3.9.10	
岩手	△盛岡	昭和 3.1.1	
	△青森	昭和 4.7.1	} 弘前 戸
山形	△山形	昭和 3.9.10	
	△鶴岡	昭和 3.9.10	
秋田	△秋田	昭和 2.4.1	
	△福井	昭和 2.4.1	
石川	△金澤	大正12.7.1	△山中町

富	山	△富	山	大正13.6.1			
		△高	岡	大正14.4.1			
鳥	取	△鳥	取	昭和 3.9.10			
		△米	子	昭和 3.9.10			
島	根	△松	江	昭和 3.1.1			
岡	山	△岡	山	大正12.7.1			
		△倉	敷	昭和 3.9.10			
		△津	山	昭和 4.7.1			
廣	島	△廣	島	大正12.7.1			
		△吳		大正12.7.1			
		△尾	道	昭和 2.4.1			
		△福	山	昭和 3.9.10			
山	口	△下	關	大正12.7.1	山口		
		△宇	部	昭和 3.9.10			
和	歌	山	△和	歌	山	大正14.4.1	
德	島	△德	島	昭和 2.4.1		△小松島町一部(大字小松島、日開野、前原、江田、中田、中郷)	
香	川	△高	松	大正14.4.1			
		△丸	龜	大正14.4.1			
愛	媛	△今	治	昭和 2.4.1	宇和島		
		△松	山	昭和 3.1.1			
高	知	△高	知	大正14.4.1			
		△福	岡	大正12.7.1			
		△門	司	大正12.7.1			
		△小	倉	大正12.7.1			
		△若	松	大正12.7.1	直方		
		△大	田	大正12.7.1			
		△八	幡	大正12.7.1			
		△戸	畑	大正15.4.1			
△久	留	米	昭和 2.4.1				
大	分	△大	分	大正 4.4.1	中津		
		△別	府	昭和 2.4.1			
佐	賀	△佐	賀	昭和 3.9.10			
熊	本	△熊	本	大正12.7.1			
		△宮	崎	昭和 2.4.1			
宮	崎	△都	城	昭和 3.9.10			

鹿	兒	島	△鹿	兒	島	大正12.7.1
沖	繩	{	—	—	—	那覇里
備 考						
全國百九市中			都市計畫法適用都市		九十七市	
			同 未適用都市		十二市	
市街地建築物法の適用せらるるもの					九十七市九町	

二、市街地建築物法市域外適用區域一覽

都市名	市域外適用區域	適用年月日
東 京	品川町、大崎町、大井町、目黒町、中野町、大久保町、戸塚町、 淀橋町、代々幡町、千駄ヶ谷町、澁谷町、落合町、南千住町、三 河島町、日暮里町、瀧野川町、巢鴨町、西巢鴨町、王子町、高田 町、吾嬬町、龜戸町、大島町、砂町、寺島村、隅田村、千住町、 (但し荒川放水路以北を除く)	大正11.8.1
	大森町、入新井町、板橋町、岩淵町、尾久町、長崎町、志村、小 松川町、葛西町	大正12.11.1
京 都	蒲田町、羽田町、六郷町、矢口町、東調布町、池上町、馬込町、 荏原町、碑衾町、駒澤町、世田ヶ谷町、玉川村、松澤町、野方町 和田堀町、杉並町、井荻町、高井戸町、中新井町、上板橋村、下 練馬村、千住町(但し荒川放水路以北)、西新井村、梅島村、綾 瀬村、新宿村、松江町、本田町、龜青村、南綾瀬村、小岩村、金 町、奥戸村	昭和 3.4.1
	深草町、伏見町、堀内村、花園村	大正13.2.1
大 阪	竹田村、上烏羽村、吉祥院村、京極村、西院村、太秦村、嵯峨町 の一部(清瀧川左岸以東)、鷹ヶ峰村、大宮村、上賀茂村、松ヶ崎 村、修學院村、山科町	昭和 5.12.15
	吹田町、千里村、庄内村、豊津村、小曾根村、中豊島村、南豊島 村、守口町、巽村、瓜破村、矢田村	大正13.4.1
神 戸	西灘村、西郷町、六甲村、御影町、住吉町、魚崎町、本山村、本 庄村	大正11.10.1
名 古 屋	下之一色町、天白村大字八事、西枇杷島町、庄内村、萩野村	大正14.12.15
堺	神石村、濱寺町	大正15.11.1
	牛田村、矢賀村、仁保村の一部(猿猴川以西)、三篠町、巳斐町の 一部(宇才谷、東、平原、上堤、才崎敷開、中堤、西、田中、横田)	

廣島	中郷、大歳、土井、影平、高林、大影、濱、石龜、七九、下堤、梅屋、關、一本松、天保、戸島、山崎新開)、古田村の一部(大字古江)、草津町	昭和 2. 4.15
岐阜	加納町、本莊村、長良村の一部(大字長良、福光)、厚見村の一部(大字上川手)、北長森村の一部(大字岩戸北一色、野一色)	昭和 2. 5.15
鹿兒島	中郡宇村の一部(大字中、郡元)	昭和 3. 1.15
福岡	箱崎町	昭和 3. 8.15
大牟田	三川町	昭和 3. 8.15
尼崎	小田村、大庄村	昭和 3.10. 1
西宮	今津町、鳴尾村、芝村、大社村(大字柏堂、大字鷲林寺、大字越水字社家郷山、大字廣田字社家郷山、大字越木岩、字北山、同字北山五十二號、同字劍谷、同字土橋五十二號、同字土橋五十三除號をく)、精道村(大字打出字劍谷、大字蘆屋字奥山、同字角石を除く)	昭和 3.10. 1
豊橋	下地町大字下地、牟呂吉田村大字東豊田、同村大字西豊田の一部(字一本木、牟呂下、沙燒、大溝、新田中鳥暖、東小向、藪新切高洲、馬見塚、古新切、北小向、南小向、西小向、内田、長松、峰ヶ尻、元下野、東長松、水神、(森下)、及大字牟呂の一部(字古幡燒、奥山、松島、松島東、松東、古田、角田、細田、扇田、中西、松崎、東里、蒲原、百間、南沙田、北沙田、大塚、五郎七川添、市場、作神、大西、築根、大海津、眞裏口、水神、若宮、内田、搦松、三ツ山、坂津、外神、八王子、一本松、郷社、郷社裏、市道、公文、田成、中村、樋口下、元濱、行合前、行合、東脇林、見丁塚、南大門、柳原、井の瀬、大師孝、坂下、郷社東、往還東、往還西、奥山新田、神野新田會所前、神野新田八ノ割壹番の壺)高師村大字瀧岡、下川村大字牛川	昭和 3.10.15
静岡	千代田村の一部(巴川及十二艘川以南)	昭和 4.11. 1
濱松	入野村の一部(入野)、富塚村一部(富塚)、曳馬村一部(高林、助信、島の郷、新津、茄子、一色)、蒲村一部(神立將監名、植松)、芳川村一部(都盛)	昭和 4.11. 1
	曳馬村一部〔中澤、上池川、十軒新田一部(金屋前、森西、山下、京田、村西)〕	昭和 6. 2. 1
清水	有度村一部(有度坂、今泉、國道一號南側境界線の以北及同境界線以南四十米の區域)、袖師村、飯田村一部(都市計畫街路二等大路第二類第五號線北側境界線の以南及同境界線以北四十米の區域)	昭和 5. 1. 7

富山	新湊町	昭和 5. 2.18
和歌山	東岩瀬町及堀川町、山室村、奥田村、豊田村、大廣田村、各一部	昭和 6. 9. 1
一宮	中島村、宮前村、岡町村、和歌浦村、湊村の一部(紀の川左岸一圓)	昭和 5.11. 1
岡崎	今伊勢村、起町、奥町、大和村の一部(大字馬引、福森、毛受、宮地、花池、菊安賀、妙興寺)	昭和 5.11. 1
岡崎	岩津町の一部(大字大門、大樹寺、鴨田、百々、井の口、藪田、上里、東藏前(青木川以南)西阿知和(青木川以南))	昭和 5.11. 1
松江	津田村大字松江分、西津田の一部(字ふけ、小濱)、川津村大字西川津の一部(字劍崎の内大橋川右岸以南)	昭和 6. 1. 1
高岡	佐野村一部	昭和 6. 9. 1
津	新町、藤水村一部〔大字藤方字若松、八幡田、上八木田、山の越、淨安夏、八ヶ坪、大字垂水字入江、中境の全部及大字垂水字丸山、眞ヶ坪、門田ノ一部(鐵道線路以東)〕	昭和 6.11. 1
鳥取	面影村大字大杖の一部(袋川以西新袋川以北)、同大字新の一部(新袋川以北)、美保村大字吉成、富安の各一部(新袋川以北)、同大字古市の一部(新袋川以北新千代川以東)	昭和 6.11. 1

三、都市計畫區域内市町村一覽

東京都市計畫區域

市部	東京市
近郊	品川町、大久保町、岩淵町、王子町、砂町、澁橋町、中野町、南千住町、西巢町、大島町、目黒町、澁谷町、板橋町、瀧野川町、龜戸町、大崎町、千駄ヶ谷町、三河島町、尾久町、隅田町、入新井町、代々幡町、日暮里町、寺島町、吾妻町、大井町、落合町、高田町、小松川町、大森町、戸塚町、巢鴨町、長崎町千住町
外郊	蒲田町、羽田町、矢口町、東調布町、池上町、馬込町、荏原町、碑衾町、駒澤町、世田ヶ谷町、玉川村、松澤村、野方町、和田堀町、杉並町、井荻町、高井戸町、砧村、千歳村、中新井村、志村、上練馬村、赤塚村、上板橋村、下練馬村、新宿町、松江町、瑞江村、葛西村、鹿本村、本田町、龜青村、南綾瀬村、篠崎村、小岩村、金町、水元村、奥戸町、西新井村、江北村、舎人村、淵江村、梅島村、東瀧江村、花畑村、伊興村、綾瀬村、六郷村、石神井村、大泉村

京都市計畫區域

市部	舊京都市
近郊	舊東九條村、舊田中村、舊白川村、舊野口村、舊下鴨村、舊鞍馬口村、舊衣笠村、舊朱雀野村、舊大内村、舊七條村、舊柳原町

外 郊 吉祥院村、下鳥羽村、深草村、竹田村、伏見町、堀内村、向島村一部、横大路村、納所村、修學院村、松ヶ崎村、上加茂村、大宮村、鷹ヶ峯村、花園村、太奏村、嵯峨村一部、海津村、京極村、西院村、桂村、川岡村、松尾村、梅ヶ畑村一部、向日町、久世村、久我村、羽東師村、淀村、新神足村、大山崎村、淀町、美豆村一部、御牧村一部、八幡町一部、上鳥羽村

(昭和四年五月一日伏見町を廢し其區域を以て伏見市を置く)

(昭和六年四月一日伏見市を廢し其區域を京都市に編入)

(昭和六年四月一日左記町村を廢し其區域を京都市に編入す修學院村、松ヶ崎村、上賀茂村、大宮村、鷹峰村、花園村、太奏村、西院村、梅ヶ畑村、嵯峨町、海津村、京極村、松尾村、桂村、川岡村、吉祥院村、上鳥羽村、竹田村、深草町、堀内村、下鳥羽村、横大路村、納所村、向島村、山科町、醍醐村)

大阪都市計畫區域

市 部 大阪市

近 郊 傳法町、鷺洲町、中津町、豊崎町、粉濱町、玉出町、津守村、今宮村、稗島村、福村、千船町、川北村、天王寺村、生野村、鶴橋町、中本町、城東村、鯉江町、榎並村、城北村、住吉村、敷津村

外 郊 西中島町、豊里村、大道村、中島村、新庄村、北中島村、神津村、歌島村、神路村、小路村、榎本村、古市村、清水村、平野郷町、喜連村、北百濟村、南百濟村、田邊町、依羅村、長居村、墨江村、安立町、巽村、矢田村、瓜破村、吹田町、千里村、庄内村、南豊島村、小曾根村、豊津村、中豊島村、守口町

(大正十四年四月一日東成郡及西成郡の各町村を大阪市に編入)

横濱都市計畫區域

市 部 横濱市

外 郊 川崎町、御幸村、大師河原村、田島村、町田村、鶴見町、旭村、大綱村、城郷村、保土ヶ谷町、大岡川村、屏風浦村、日下村

(大正十二年四月一日町田村を湖田村と改稱、同十三年七月一日川崎町、御幸村、大師町(大正十一年大師河原村を大師町と改稱)を廢し川崎市を置く同十四年四月一日湖田町を廢し其區域を鶴見町に編入す昭和二年四月一日田島町を廢し其區域を川崎市に編入す同二年四月一日旭村、大綱村、城郷村、保土ヶ谷町、大岡川村、屏風浦村、日下村、鶴見町及都市計畫區域外西谷村を廢し其區域を横濱市に編入)

神戸都市計畫區域

市 部 神戸市より舊須磨町を除きたる部分

近 郊 舊須磨町、西灘村、西郷村、六甲村、御影町、住吉村、魚崎町、本山村、本庄村、山田村の一部

(昭和四年四月一日西灘村、西郷町、六甲村を廢し其區域(六甲村一部は御影町に)を神戸市に編入)

名古屋都市計畫區域

市部及近郊 舊名古屋市

外 郊 舊常盤村、舊中村、舊愛知村、舊八幡村、舊荒子村、舊小碓村、舊呼続村、舊笠寺村、舊御器所村、舊千種村、舊東山村、舊枇杷島村、舊金城村、舊杉村、舊清水村、舊六郷村、下の一色町、天白村大字八事、庄内村、萩野村、西枇杷島町

岐阜都市計畫區域

市街地 岐阜市

近 郊 加納町、本庄村、厚見村、北長森村、長良村

外 郊 南長森村、三里村

(昭和六年四月一日本莊村及都市計畫區域外日野村を廢し其區域を岐阜市に編入)

岡山都市計畫區域

市街地 舊岡山市

近 郊 舊鹿田村、舊石井村、舊伊島村、舊御野村一部、宇野村

外 郊 福濱村、平井村、操陽村、三幡村、甲浦村一部

(昭和六年四月一日福濱村、宇野村及平井村を廢し其區を岡山市に編入)

豊橋都市計畫區域

市街地 豊橋市一部

近 郊 豊橋市殘部、下地町、幸呂吉田村、高師村大字福岡、同磯邊、同高師の一部(梅田川以北)、同大崎の一部(梅田川以北)、二川町大字大岩の一部(梅田川以北)、同二川の一部(梅田川以北)、下川村大字牛川

廣島都市計畫區域

市 部 廣島市

郡 部 牛田村、矢賀村、仁保村一部(猿猴川以西)、三篠町、己斐町、古田村、草津町(昭和四年四月一日仁保村、矢賀村、牛田村、三篠町、己斐町、古田村、草津町を廢し其區域を廣島市に編入)

下關都市計畫區域

市街地 下關市

近 郊 彦島町、長府町

外 郊 川中村、勝山村、安岡村

尼ヶ崎都市計畫區域

市 部 尼崎市

郡 部 小田村、大庄村、園田村、立花村、武庫村

堺都市計畫區域

市街地 舊堺市

郊外地 舊向井町、舊湊町、舩松村、三寶村、神石村、濱寺町

(大正十四年十月一日舩松村を廢し其區域を堺市に編入)

(大正十五年九月十五日三寶村を廢し其區域を堺市に編入)

吳都市計畫區域

市 部 吳市

郡 部 吉浦町、警個屋町、阿賀町、廣村

(昭和三年四月一日吉浦町、警個屋町、阿賀町を廢し其區域を吳市に編入)

仙臺都市計畫區域

市街地 現市内中樞部

近 郊 現市内中樞部の周圍部

外 郊 原町、長町、七郷村大字南小泉、同蒲町

(昭和三年四月一日、長町、原町及七郷町大字南小泉の一部を廢し仙臺市に編入)

(昭和六年四月一日都市計畫區域外七北田村の一部、荒巻及北根を仙臺市に編入)

新潟都市計畫區域

市街地 西新潟

近 郊 東新潟、坂井輪村大字青山、同平島、同小針、同市左衛門、同寺尾、同坂井字村下、同小新字長田、字居村、同白島、同島田、同大通

外 郊 鳥屋野村、石山村、大形村、内野村大字五十嵐濱字下谷内、字川下の一部(甲亥、甲戌、甲酉、甲未、甲申、甲午、甲巳、甲寅、甲丑、甲卯、甲辰)黒崎村大字寺地、大字立佛、曾野、木村大字合子ヶ作、松ヶ崎濱村の一部(阿賀野川左岸一圓)

福岡都市計畫區域

市街地 舊福岡市、舊住吉町、舊警固屋町、舊豊島村、千代町

近 郊 舊西新町、舊鳥飼村、堅粕町、箱崎町、姪ノ濱町

外 郊 席田町、八幡村、三宅村、多々良村、日佐村、那珂村、原村

(大正十五年四月一日八幡村を廢し其區域を福岡市に編入)

(昭和三年四月一日堅粕町を廢し其區域を福岡市に編入)

(昭和三年五月一日千代町を廢し其區域を福岡市に編入)

(昭和四年四月一日原村及都市計畫區域外樋井川村を廢し其區域を福岡市に編入)

大牟田市計畫區域

市街地 大牟田市

近 郊 三川町、三池町、駿馬村、銀水村の一部

外 郊 玉川村、銀水村の殘部

(昭和四年四月一日三川町を廢し其區域を大牟田市に編入)

金澤都市計畫區域

市街地 舊金澤市

近 郊 舊野村、舊弓取村、崎浦村、富樫村字地黃煎、寺地、圓光寺、伏見新、三馬村米丸村、戸板村、小坂村字卯辰、山上、談議所、神宮寺、大衆免、淺野、乙丸淺野中島

濱松都市計畫區域

市街地 市内中樞部

近 郊 市内中樞部を除きたる自餘の濱松市

外 郊 曳馬村、蒲村、白脇村、可美村、入野村、富塚村、飯田村の一部(天龍川中洲を除きたる同川右岸一圓)、芳川村の一部(天龍川中洲を除きたる同川右岸一圓)

静岡都市計畫區域

市街地 静岡市

近 郊 賤機村大字籠上、同籠上新田、安東村全面積中約三分の一、千代田村大字上足洗、同錢座、豊田村大字袖木、同曲金、同小黑、同有東、同八幡、同南安東、大里村大字見瀬、同石田、同稻川、同馬淵、同川邊、同中原、同彌勒、同中田同安部川

外 郊 大谷村、豊田村殘部、安東村殘部、大里村の一部(大字中島字熊野新田を除く)の殘部、千代田村の一部(巴川及十二艘川以南の土地)の殘部、賤機村の一部(大字籠上、籠上新田、松富字松富下組、傳馬町新田の内字御林上以北を除きたる部分)の殘部

(昭和四年三月一日安東村及大里村を廢し其區域を静岡市に編入)

鹿兒島都市計畫區域

市 部 鹿兒島市より下伊敷及永吉を除きたる部分

郡 部 吉野村大字坂下、大字下田、大字吉野内小字雀ヶ宮、小字實方、小字帶迫、伊敷村大字下伊敷、大字上伊敷、大字小野、西武田村大字武、大字田上、中郡字村及市部より除きたる部分

熊本都市計畫區域

市街地 舊熊本市

近 郊 舊古町村、舊本山村、舊大江村、舊黒髮村、舊横守村、舊春日村

外 郊 舊春竹村、舊池田村、舊花園村、舊馬崎村、湊水村大字室園、打越、津浦、高平、松崎、萬石、龜井、山室、出水村、健軍村大字神水、健軍字中原、西原、

寺後、江津原、東明見、西明見、樂師堂、中割、長田、苗代津、島本、中島、陣内、村北、村下、川東、出口、二方塚、穴無田、南穴無田、畫圖村、大字江津、下江津、上無田、日吉村大字安、十禪寺、白坪村、

(昭和六年六月一日白坪村を廢し其區域を熊本市に編入)

(大正十四年四月一日出水村を廢し其區域を熊本市に編入)

長崎都市計畫區域

市 部 長崎市

郡 部 西浦上村、小櫛村、深堀村、土井ノ首村、小ヶ倉村、茂木町、大字本郷名、田上名

清水都市計畫區域

市街地 舊清水町、舊江尻町

近 郊 舊辻町、舊入江町

外 郊 舊不二見村、舊三保村、飯田村、有慶村、袖師村、高部村

高知都市計畫區域

市街地 舊高知市、舊江ノ口町

近 郊 舊旭村、舊鴨田村字下島、舊下地町、小高坂村

外 郊 田瀬江村

(昭和二年五月一日小高坂村を廢し其區域を高知市に編入)

一宮都市計畫區域

市 部 一宮市

郡 部 大和村、今伊勢村、奥町、起町

富山都市計畫區域

市街地 舊富山市

近 郊 舊櫻谷村一部(現富山市牛島町)、堀川村大字大泉、小泉、西田地方、太郎丸、西中野、山室村大字館出、清水、西公文名、奥田村一部

外 郊 舊櫻谷村神通川以西、東吳羽村、神明村、堀川村大字布瀬今泉、根塚、大町、山室村大字石金、西長江、長江、中市、公文名、山室、新庄町、奥田村殘部、廣田村大字鍋田、中富居、上富居、赤江、下赤江、豊田村、大字栗島字市田開

(大正十五年七月一日東吳羽村を廢し其區域を富山市に編入)

(昭和三年三月二十日豊田村の殘部、大廣田村、東岩瀬町を都市計畫區域に追加す)

高岡都市計畫區域

市 部 高岡市

郡 部 佐野村一部(大字木部)横田村、二上村、能町村、伏木町、新湊町(牧野村内飛地を除く)牧野村一部(庄川以西)

(昭和三年六月一日横田村及都市計畫區域外西條村を廢し其區域を高岡市に編入)

岡崎都市計畫區域

市 部 岡崎市

郡 部 岡崎村、男川村、美合村、岩津村一部(大字東藏前(青木川以南))西阿知和(青木川以南)東阿知和(青木川以南)鴨田、大門、上里、百々、藪田、井ノ口、大樹寺六ツ美村の一部(大字土井、井内、宮地、上和田、法性寺、牧御堂、赤瀬、中ノ郷)

(昭和三年九月一日岡崎村、美合村、男川村、及都市計畫區域外常盤村の一部大字箱柳を廢し其區域を岡崎市に編入)

大分都市計畫區域

市 部 大分市

郡 部 東大分村、瀧尾村

高松都市計畫區域

市 部 高松市

郡 部 木太村、太田村一部(大字福岡上、今里、松繩、伏石)鷺田村一部(大字萬藏以北)

丸龜都市計畫區域

市 部 丸龜市

郡 部 土器村、南村

大垣都市計畫區域

市 部 大垣市

郡 部 北杭瀬村、南杭瀬村、安井村、三城村大字三塚、同今宿、中川村大字領家、中川、樂田、貝曾根、中野、林中、林東、赤坂町、宇留生村大字福田、靜里村大字靜里、久徳、楡

(昭和三年四月十五日北杭瀬村を廢し内笠縫、河間、木戸南一色、笠木を大垣市に編入し自餘の部分赤坂町に編入)

佐世保都市計畫區域

市 部 佐世保市

郡 部 日字村、佐世村、大野村、皆瀬村、中里村、山口村の一部(淺子區、高島區を除く)

(昭和二年四月一日日字村を廢し其區域を佐世保市に編入)

函館都市計畫區域

市 部 函館市

郡部 錢龜澤村大字根崎村、湯川村の一部（大字上湯川村字釜場ノ澤、古川端及大字下湯川村字上野、瀧ノ澤以西）龜田村の一部（大字鍛冶村字七五郎澤、神川以南、大字神山村字田子尻古川原以西、大字赤川村字水穴、大字龜田村、大字石川村及大字桔梗村字桔梗野畑一ニ一番号より同畑一ニ五番に至る町村道赤川桔梗線道路中心線及字桔梗野畑八四番より同畑一三一番に至る町村道桔梗大中山線道路中心線より西南一帯）大野村大字一本木及大村字千代田村上磯町の一部〔大字清川村字中野、中野入口以南、大字中野村、大字上磯村字大工川、沼脇、添山山林七九番の二、同畑七九番の一、同山林三二六番、同宅地八一番の四、同田八一番の三、同畑八一番の一、同田八六番、同畑四六番、同畑四〇七番及大字谷好村字宗山畑三三三番、同畑一一一番の乙、同畑一一一番の丙、同畑一一一番の甲、同畑一一七番の六、字中野、字東仲野山林一〇七番の一、同宅地一〇七番の三、同畑一〇七番の二、同山林一〇七番の四、同田一〇六番の二、同宅地九二番の三、同畑九二番の二、同田九二番の四、柳川、（字東中野田九二線の四地先より下流）以東〕

小樽都市計畫區域

市部 小樽市
郡部 高島町、朝里村大字朝里村、同熊磯村

門司都市計畫區域

市部 門司市
郡部 東郷村
（昭和四年十一月一日東郷村を廢し其區域を門司市に編入）

小倉都市計畫區域

市街地 舊小倉市
近郊 舊板櫃町、企救町一部、足立村
外郊 企救町殘部
（昭和二年四月一日足立村を廢し其區域を小倉市に編入）

八幡都市計畫區域

市街地 舊八幡市
近郊 舊板櫃町、黒崎町
外郊 上津役村、折尾町大字陣原、同折尾、同則松、同永犬丸
（大正十五年十一月二日黒崎町を廢し其區域を八幡市に編入）

若松都市計畫區域

市部 若松市
郡部 島郷村、折尾町一部（大字本城）

長岡都市計畫區域

市街地 舊長岡市
郊外地 舊四郎丸村、上組村大字左近、溝、曲新町、宮内（太田川左岸を除く）攝田屋（太田川左岸を除く）山通村大字長倉、大町、吉吉村大字中澤、長右衛門、戸左衛門、富信龜村大字新保、堀金、黒條村大字下下條字長兵衛新田、鶴取島、長兵衛島、外新田、六十三、横山、上川西村の一部（信濃川以東）

戸畑都市計畫區域

市部 戸畑市

札幌都市計畫區域

中樞部 市内中樞部
周圍部 市内中樞部の周圍部
郡部 豊平町の一部（大字平岸村字中島畑七二四番地先より同原野六八九番の一地先に至る豊平川中島派流以北、大字平岸村畑一五〇番地先より同畑一六九番の甲地先に至る精進川以東、大字平岸村畑一六九番の甲、同二一二番の二四地先より同畑三三四番地先、同山林六八七番の二地先を経て大字月寒村字西通燒山田七二二番の三地先に至る道路中心線及月寒川以北）、白石村の一部（月寒川及遊川以西）札幌村の一部（大字雁來村畑三三番の甲乙、同畑八一番の一、同畑五〇番同畑九八番地先より大字苗穂村畑三三三番地先に至る道路中心線、同番地先より大字札幌畑村六六番の一地先に至る大字札幌村境界、同番地先より同宅地三〇七番地の六地先を経て同宅地三〇七番地の二地先に至る道路中心線及同畑三〇七番の三以南）、琴似村の一部（大字琴似村字新琴似畑一六八番の四地先より大字琴似村惡水路一、八四〇番の二地先）同字新琴似畑一〇三九番地先を経て同畑一、九五六番の四地先に至る道路中心線及大字琴似村畑二四〇番以南、同地先より大字發寒村山林五三二番の二二〇地先に至る發寒川以東並町村道小別澤道路中心割以北）、藻岩村の一部（藻岩國有保林境界）（境界標第九〇號乃至第一四五號）以北〕

長野都市計畫區域

市部 舊長野市の半部
近郊 舊長野市の半部
外郊 舊花田村、舊古牧村、舊三輪村、舊吉田村、安茂里村、大豆島村

松本都市計畫區域

市街地 舊松本市
郊外 舊松本村、本郷村

和歌山都市計畫區域

市部 和歌山市
郡部 中島村、宮村、宮前村、岡町村、和歌浦町、雜賀崎村、雜賀村、湊村一部（紀の川左岸一圓）

(昭和二年四月一日雑賀村を廢し其の區域を和歌山市に編入)

(昭和二年十一月一日宮村を廢し其區域を和歌山市に編入)

津都市計畫區域

市 部 津市

郡 部 一身田村、栗眞村、新町、安東村、神戸村、藤水村

沼津都市計畫區域

市 部 沼津市

西ノ宮都市計畫區域

市街地 西宮市及芝村

近 郊 今津町、精道村、大社村、鳴尾村、瓦木村、甲東村

久留米都市計畫區域

市 部 久留米市

旭川都市計畫區域

市 部 旭川市

郡 部 東鶯栖村の一部(幌加内街道及同起點より東鶯栖村二、〇三三番地先に至る道路中心線以西)、永山村の一部(永山村九六六番の二地先より同村八九八番の一〇地先に至る道路中心線以西)、東旭川村の一部(東旭川村八三二番の四地先より同村八〇一番の四地先に至る道路中心線以西)、神樂村の一部(宇東神樂二四番の四地先より宇西神樂畑七〇番地先に至る道路中心線以北)

宇都宮都市計畫區域

市 部 宇都宮市

郡 部 平石村大字峯、横川村大字平松、大字江曾島の一部(町村道横川村第四〇二號線以北)、委川村大字西川田の一部(上原、黒木橋)大字鶴田、城山村大字駒生の一部(中丸、一の澤)、國本村大字寶木の一部(細谷、西岡、山崎、六軒)、大字戸祭、豊郷村大字大會、大字竹林、大字今泉新田

上田都市計畫區域

市 部 上田市

松江都市計畫區域

市 部 松江市

郡 部 法吉村、津田村、乃木村、朝酌村一部(大田西尾、大田朝酌一部(朝酌川以南))川津村一部(大字西川津、大字菅田)

(昭和四年一月二十一日郡部を都市計畫區域に追加)

四日市都市計畫區域

市 部 四日市市

郡 部 鹽濱村、日永村、常盤村、海蔵村、羽津村

(昭和五年一月一日鹽濱村、海蔵村を廢し其區域を四日市市に編入)

徳島都市計畫區域

市街地 徳島市より舊川内村一部(吉野川右岸の部分)を除きたる部分

郊外地 舊川内村一部、八萬村、加茂名町、加茂村一部(吉野川及鮎喰川右岸)

今治都市計畫區域

市 部 今治市

郡 部 近見村、日高村、立花村

尾道都市計畫區域

市 部 尾道市

近 郊 栗原町、吉和村

外 郊 向島東村、向島西村

八王子都市計畫區域

市 部 八王子市

郡 部 由井村(湯殿川以北)横山村(大字散田、同下長房)、淺川町(大字上櫛田字新地同字中原、同字三田、同字原消、同字原、同字永菅、同字社宮寺、同字竹ノ下同字川原ノ宿)、元八王子村(大字横川)、小官村(大字西中野、同大和田)

高崎市計畫區域

市街地 舊高崎市

郊外地 舊塚澤村、舊片岡村、佐野村、六郷村、豊岡村

甲府都市計畫區域

市 部 甲府市

郡 部 千塚村、大宮村、相川村、里垣村、玉諸村、住吉村、池田村、貢川村、國母村西條村大字清水新居

宇部都市計畫區域

市街地 宇部市一部

郊外地 宇部市殘部、藤山村

姫路都市計畫區域

市 部 姫路市

近 郊 飾磨町

外 郊 水上村、城南村、高濱村、高岡村、安室村、津田村、荒川村、手柄村

倉敷都市計畫區域

市 部 倉敷市

郡 部 帶江村一部(大字二日市、羽島)、菅生村一部(大字子位庄)、中洲村一部(大字

酒津の内高梁川左岸以東一圓)

(昭和五年八月一日都市計畫區域外福田村大字浦田一部を倉敷市に編入)

足利都市計畫區域

市 部 足利市

郡 部 三重村、山邊村、毛野村一部(大字岩井、勸農、北猿田、山川、常見)

大津都市計畫區域

市街地 大津市、膳所町

郊外地 石山村、滋賀村、阪本村、下阪本村、瀬田町

横須賀都市計畫區域

市 部 横須賀市

郡 部 田浦町、浦賀町、衣笠村、久里濱村

川崎都市計畫區域

市街地 舊川崎市

近 郊 舊大師町、舊御幸村、舊田島町

外 郊 中原町、日吉村

福島都市計畫區域

市街地 市内中樞部

近 郊 市内周圍部

外 郊 波利村、清水村一部(大字御山、泉、森合)、野田村一部(大字八島田、下野寺以東)、吉井田村一部(大字八木田、方木田)、杉妻村一部(大字太平寺、鳥谷野) 郷野日、伏拜、黒岩)

若松都市計畫區域

市 部 若松市

郡 部 門田村一部(大字黒岩、年貢町、日吉、飯寺)、神指村一部(大字南四合、黒川、町北村一部(大字藤室、石堂、上荒久田)、一箕村一部(大字上巖養、龜賀、八幡八角)、東山村一部(大字石山、湯本)

郡山都市計畫區域

市街地 舊郡山市

近 郊 舊小原田村及舊桑野村中樞部

外 郊 舊小原田村及舊桑野村周圍部、永盛村、富久山村一部(大字久保田)、大槻村一部(字荒久、三坦、御前池、御前東、花輪前、花輪、原田北、原田北一號、原田北二號、原田深、原田、原田飛地、原田東、新川向以東)

前橋都市計畫區域

市街地 市内中樞部

近 郊 市内周圍部

外 郊 東村、元惣社村、總社町、南橋村、桂萱村、上川瀨村、木瀬村の一部(大字天川大島、野中、上大島、上長磯、下長磯、女屋、東上野、小島田)

福井都市計畫區域

市 部 福井市

郡 部 木田村、和田村、東安居村大字三ツ橋地方、東明里、明里、堀、菅谷、水越、飯塚、大瀨、角折、社村大字小山谷、加茂河原、若杉、圓山東村、圓山西村、西藤島村大字田原下、牧ノ島、重藤、福萬、上里、八ツ島、堀ノ宮、三郎丸西堀、三ツ屋

(昭和六年四月一日東安居村大字三ツ橋地方を福井市に編入)

宇治山田都市計畫區域

市 部 宇治山田市

郡 部 大湊町、神社町、二見町、宮本村、御園村、濱郷村、四郷村

松山都市計畫區域

市 部 松山市

郡 部 道後湯之町、桑原村

別府都市計畫區域

市 部 別府市

郡 部 龜川町、石坂村、朝日村

明石都市計畫區域

市 部 明石市

郡 部 垂水町、林崎村、伊川谷村一部(大字有瀬、別府、潤和)、玉津村一部(大字高津橋、新方、上池、西河原、森女、吉田)

山形都市計畫區域

市街地 山形市中樞部

郊外地 山形市周圍部、鈴川村、東澤村一部(大字小白川)、瀧山村一部(大字前田、平清水)

(昭和六年四月一日東澤村大字小白川を山形市に編入)

鶴岡都市計畫區域

市街地 舊鶴岡町

郊外地 舊稻生村、舊大寶寺村、齋村一部(大字伊勢横内、苗津、八ツ興屋、遠賀原、外内島)

水戸都市計畫區域

市 部 水戸市

郡 部 常磐村、渡里村一部(大字堀字遠下、立原、新田及大字渡里字新田後、前原、

宿屋敷、上曳地、粒尻、八幡下、仲田、ウツキ先、エツエ及那珂川以南)、河和田村一部(大字中丸、大字赤塚及大字河和田字北赤塚、坪坪、高天原以北)、緑岡村一部(大字見和、大字見川字寺後、植松、西妻、木村、トフザブ、長尾路、寺田以北及大字千波字千波山、宮久保、御茶園、臺畑、谷中、ヤナイタ、久保、山玉塚、地藏前以北)、吉田村一部、(大字吉田字西組、東組、横宿、同心町仲宿、同心町下宿、東新割、原、宿以北)、酒門村一部(大字酒門字酒門坪、大字谷田)、上大野村一部(大字濱田、大字細谷、大字濫井)、川田村一部(大字枝川)柳河村一部(大字青柳字上河原、上宿、江向、青田、高田、柳町以南)

盛岡都市計畫區域

市街地 舊盛岡市
郊外地 舊米内村、本宮村、中野村、浅岸村一部(大字加賀野大字浅岸第四地割、第五地割、第七地割、第九地割以西、大字新庄、第十四地割、第十五地割以西)、太田村一部(大字下太田)、厨川村一部(大字下厨川第十七地割、第十六地割、第十五地割第十四地割、第二十三地割、第二十四地割、第二十六地割、第二十七地割、第三十二地割、第三十三地割以南)

宮崎都市計畫區域

市街地 舊宮崎町
郊外地 舊大淀町、舊大宮村、赤江町、櫛村

都城都市計畫區域

市 部 都城市
郡 部 五十市村、沖水村一部(大字川東同郡元)

岸和田都市計畫區域

市 部 岸和田市
郡 部 春木町、貝塚町、佐野町、南掃守村、八木村、土生郷村、有眞香村、麻生郷村、島村、木島村、山直下村、南近義村、北近義村、北中通村、忠岡村、國府村、大字小田
(昭和六年四月一日麻生郷村、島村、貝塚町、南近義村及北近義村を廢し其區域を以て貝塚町を置く)

佐賀都市計畫區域

市 部 佐賀市
郡 部 互勢村一部(大字高尾、牛島)、北川副村一部(大字木原新郷)、本庄村一部(大字袋、本庄、正里、末次字西八田及末次)、西與賀村一部(大字厘外)、鍋島村一部(大字八戸、八戸溝)、高木瀬村一部(大字高木、東高木字寄入、辻及東高木)兵庫村一部(大字藤木、淵字下村)

鳥取都市計畫區域

市 部 鳥取市

郡 部 中ノ郷村、稻葉村一部(大字字垣、岩倉)、字倍野村一部(大字奥谷、宮下、町尾、鷹、中郷、安田、面影村一部(大字新雲山、大杖、今在家)、美保村一部(大字吉成、富安、古市)、千代水村、大正村一部(大字古梅、徳尾)

秋田都市計畫區域

市 部 秋田市
郡 部 寺内村、土崎港町、廣山田村一部(大字橋山、蛇野、廣面)、外旭川村一部(大字八柳、水口)、旭川村一部(大字泉、保戸野、手形)、新屋町

米子都市計畫區域

市 部 米子市
郡 部 車尾村、福生村、福米村、加茂村、住吉村、成實村大字美吉

室蘭都市計畫區域

市街地 舊室蘭町
郊外地 舊元室蘭村、舊輪西村、舊千舞籃村

福山都市計畫區域

市 部 福山市
郡 部 川口村、手城村、深津村、吉津村、奈良津村、木之庄村及本庄村、草戸村、水呑村の各一部(蘆田川(目下改修中のもの)左岸以東)

津山都市計畫區域

市 部 津山市
郡 部 佐良山村

奈良都市計畫區域

市 部 奈良市
郡 部 平城村、都跡村、伏見村、大安寺村、辰市村、明治村、東市村

四、都市計畫區域內人口調

都市名 認可年月日	區別	全面積 (坪)	利用面積 (坪)	大正九年國調		大正十四年推想		一箇年增加人口 (百萬坪上付)	區域町村數	摘要
				人口	一人當坪數	人口	一人當坪數			
東京 (大正十一年) (四月二十四日)	市部	24,738,294	—	2,173,201	11.4	2,473,819	10.0	1,686		
	近郊部	38,976,760	—	941,381	41.4	1,948,838	20.0	1,275		
	外郊部	105,375,052	—	243,604	432.5	1,921,041	54.8	463		
	全區域	169,090,106	—	3,358,186	50.3	6,343,708	26.7	569	84町村	
京都 (大正十一年) (八月二日)	市部	9,798,607	7,653,432	大正十四年 679,963	20.3	637,786	12.0	1,218		
	近郊部	8,336,593	6,126,593	184,906	214.3	255,275	24.0	281		
	外郊部	65,993,893	35,338,463	844,869	58.1	706,769	50.0	539	32町村 6町村一部	其後 區域變更
	全區域	84,129,093	49,188,488	1,252,983	14.1	1,599,830	29.4	2,187	5・1・14	
大阪 (大正十一年) (四月二十四日)	市部	17,682,624	—	404,207	39.8	1,069,584	15.0	1,332		
	近郊部	16,043,454	—	148,918	199.5	935,920	31.75	155		
	外郊部	29,713,350	—	1,808,108	35.1	3,773,746	16.81	1,001	55町村	其後區域變更
	全區域	63,439,428	—	422,938	26.4	781,236	14.3	1,034		
橫濱 (大正十一年) (四月二十四日)	市部	11,464,200	11,170,400	126,697	149.2	379,223	83.3	258		
	外郊部	36,800,460	31,573,360	549,635	77.8	1,160,439	36.8	408	13町村	其後區域變更
	全區域	48,264,660	42,743,760	587,206	12.8	749,900	10.0	3,354		
	市部	11,427,000	7,499,000	99,390	121.2	845,806	14.2	347	8町村1村一 部	其後區域變更
神戶 (大正十一年) (四月二十四日)	市部	28,820,000	12,046,000	686,596	18.5	1,595,706	12.2	1,500		
	近郊部	40,247,000	19,545,000	429,997	28.63	820,834	15.0	1,216		
	全區域	40,247,000	19,545,000	195,334	188.36	408,501	90.07	123	4町村1村一 部	其後區域變更
	市部及 近郊部	12,312,516	—	625,331	78.53	1,229,335	39.95	397		
名古屋 (大正十一年) (七月五日)	市部	36,793,839	—	—	—	—	—	—		
	全區域	49,106,415	—	—	—	—	—	—		

都市名 認可年月日	區別	全面積 (坪)	利用面積 (坪)	國勢調查人口	人口一 當坪數	年增加 人口	收容密度區分	利用面積 (坪)	標準 密度	收入	飽和 年度	區域 町村數	摘要
岐阜 (大正三年) (十二月四日)	市部	3,034,691	1,938,914	62,713	30.9	3,203	市街地 近郊部 外郊部 計	1,938,914 5,440,346 2,267,688	20 40 80	96,945 136,008 28,346	昭和5	7町村	其後市 域變更
	全區域	12,585,297	9,646,948	96,535	99.93	3,739	計	—	—	261,299	昭和37		
岡山 (大正十三年) (十二月六日)	市部	7,112,000	6,284,000	110,402	56.7	1,112	市街地 近郊部 外郊部 計	2,402,000 5,105,000 5,719,000	20 40 80	130,100 121,625 71,487	昭和10	5村1 部	其後市 域變更
	全區域	14,837,000	13,226,000	122,268	108.17	2,038	計	—	—	319,212	昭和92		
豐橋 (大正十四年) (一月八日)	市部	6,051,785	5,008,981	65,163	—	1,419	市街地 近郊部 計	3,111,481 14,433,408	40 80	77,787 180,418	市部 昭和元	2町村3 部	其後市 域變更
	全區域	25,668,671	17,544,889	95,918	—	1,732	計	—	—	258,205	昭和89		
廣島 (大正十四年) (一月十六日)	市部	8,258,112	6,690,000	160,510	41.68	1,495	市街地 近郊部 外郊部 計	2,560,500 4,155,500 3,127,000	20 40 80	128,025 103,887 39,088	市街地 及近郊 昭和36	6町村 1部	其後市 域變更
	全區域	17,517,816	9,843,000	190,401	51.69	1,729	計	—	—	271,000	昭和42		
下關 (大正十四年) (二月二日)	市部	4,736,936	2,020,522	78,585	25.71	2,326	市街地 近郊部 外郊部 計	1,978,900	10 20 40	141,048 73,211 68,750	大正3	5町村	
	全區域	27,216,206	10,448,992	116,197	89.91	3,596	計	5,500,000	80	283,009	昭和41		
崎 (大正十四年) (二月四日)	市部	2,218,275	2,089,400	38,461	54.33	1,306	市部 近郊部 計	2,089,400 4,370,700 6,426,900	20 40 80	104,470 108,267 80,335	昭和47	5町村	
	全區域	14,009,850	12,887,000	78,341	164.49	2,139	計	—	—	294,072	昭和93	5村	
堺	市部	3.50 (平方哩) 約	3.40 (平方哩) 約	84,999	—	—	市街地	1.49 (平方哩) 約	—	74,500	大正13		
	全區域	(2,740,000) 坪	(2,660,000) 坪	24,317	—	—	市街地 近郊部 外郊部 計	(1,170,000) 坪	—	—	—		

都 市 名 稱 及 年 月 日	區 別	全 面 積 (坪)	利 用 面 積 (坪)	國 勢 調 査 人 口	人 口 一 人 當 中 數	年 增 加 人 口	政 務 管 轄 區 分	利 用 面 積 (坪)	標 準 密 度	收 入	施 年	區 域 村 數	備 註
松 濱 (大正十四年二月十二日)	全區域	8.24 (平方哩) 約 (6,450,000) 坪	8.00 (平方哩) 約 (6,270,000) 坪	100,043	12,505	2,464	郊外地 計	6.51 (平方哩) 約 (5,100,000) 坪	25,000	162,750		4 町	其後市 域變更
泉 (大正十四年三月三日)	市 部 全區域	6,775,835 16,921,784	1,464,100 5,344,100	130,362 173,525	11.23 30.80	4,607 4,853	市 部 計	1,464,100 3,880,000	10 20	237,250 340,410	昭和51 大正12	4 町	其後市 域變更
仙 臺 (大正十四年三月十一日)	市 部 全區域	5,328,480 15,995,364	4,939,680 13,240,280	118,984 128,632	44.2 97.5	1,697 2,218	市街地 近郊部 外郊部 計	1,045,000 3,894,680 8,300,600	20 40 80	52,250 103,758 253,375	市 部 昭和13	2 町	其後市 域變更
新 潟 (大正十四年三月二十日)	市 部 全區域	6,171,000 28,028,600	3,471,000 20,802,700	92,130 110,539	37.7 188.3	2,695 2,850	市街地 近郊部 外郊部 計	1,855,500 3,764,700 15,183,000	20 40 80	92,750 94,117 189,787 376,655	昭和49	3 村	其後市 域變更
福 岡 (大正十四年四月廿二日)	市 部 全區域	4,867,427 29,433,339	3,666,687 22,420,900	122,995 194,522	29 115	3,500 6,053	市街地 近郊部 外郊部 計	2,865,700 5,182,484 14,372,716	20 40 80	143,285 129,562 179,658 492,505	昭和50	1 町	其後市 域變更
大 卒 田 (大正十四年四月廿二日)	市 部 全區域	2,475,360 22,009,355	2,246,014 13,928,870	64,317 121,113	35 115	4,274 6,125	市街地 近郊部 外郊部 計	2,246,014 7,176,965 4,503,891	20 40 80	112,300 179,424 56,298 348,022	市街地 大正2	5 町	其後市 域變更
金 澤 (大正十四年五月廿九日)	市 部 全區域	5,758,189 14,013,188	4,752,205 11,823,804	136,792 146,684	34.7 80.6	4,720 4,637	市街地 近郊部 計	2,752,400 9,071,404	20 40	137,620 226,785 364,405	市街地 大正2 昭和43	4 2 村	其後市 域變更

濱 松 (大正十四年六月廿二日)	市 部 全區域	4,393,000 22,425,000	3,927,000 18,885,000	72,258 101,014	54.34 186.95	3,661 4,112	市街地 近郊部 外郊部 計	1,004,411 2,922,589 14,958,000	20 40 80	50,220 73,065 186,975 310,260	市 部 昭和7	6 村	其後市 域變更
駿 河 (大正十四年九月十五日)	市 部 全區域	1,891,000 15,218,000	1,537,000 11,362,000	74,093 105,054	20.7 108.2	1,870 2,499	市街地 近郊部 外郊部 計	1,537,000 3,381,966 6,443,034	20 40 80	76,850 84,549 80,538 241,937	市 部 大正2 昭和52	3 村	其後市 域變更
鹿 兒 島 (大正十四年十月六日)	市 部 全區域	4,112,790 18,714,343	3,221,988 8,431,279	103,180 126,800	32.2 66.5	3,078 3,541	市 部 計	3,221,988 5,209,291	20 40	161,099 130,232 291,331	大正15 昭和42	1 村	其後市 域變更
熊 本 (大正十四年十一月廿日)	市 部 全區域	11,357,080 15,809,031	8,472,425 12,249,259	129,584 140,588	65.3 87.1	市街地 1,244 3,348	市街地 近郊部 外郊部 計	1,507,467 2,933,233 7,808,589	20 40 80	75,373 73,330 97,697 246,310	大正14 昭和15 昭和40	1 町	其後市 域變更
長 崎 (大正十五年一月廿三日)	市 部 全區域	11,698,989 29,234,697	3,856,767 7,241,853	176,534 198,890	21.8 36.4	8,713 8,891	市 部 計	3,856,767 3,385,086	12 40	321,397 84,627 406,024	昭和12 昭和19	5 村	其後市 域變更
水 戸 (大正十五年一月廿七日)	市 部 全區域	7,207,000 16,925,000	4,800,000 9,965,000	37,106 54,006	129.4 184.5	市街地 527 1,174	市街地 近郊部 外郊部 計	536,000 962,000 8,467,000	20 40 80	23,800 24,050 105,837 156,687	昭和13 昭和28 昭和82	4 村	其後市 域變更
高 知 (大正十五年二月十八日)	市 部 全區域	5,090,000 9,266,000	2,370,000 4,732,000	58,109 73,732	40.79 151.2	市街地 1,064 1,684	市街地 近郊部 外郊部 計	1,588,000 1,814,000 1,330,000	20 40 80	79,400 45,350 16,625 141,375	昭和24 昭和35	1 村	其後市 域變更
宮 城 (大正十五年三月二日)	市 部 全區域	2,460,005 11,121,458	2,460,005 10,621,458	27,263 55,041	90 193	899 1,042	市 部 計	2,460,005 8,161,453	40 80	61,500 102,018 163,518	昭和33 昭和99	4 町	其後市 域變更

都 市 名 認 年 月 日	區 別	全 面 積 (坪)	利用面積 (坪)	國勢調查人口	人 口 常 住 率	年 增 加 人 口	收 容 密 度 區 分	利 用 面 積 (坪)	標 準 密 度	收 入	施 行 年 度	區 域 村 數	摘 要
富 山 (大正十五年) (四月十二日)	市 部 全區域	2,361,829	2,017,170	61,812	32.6	市街地 1,843 近郊部 1,999.7 計	市街地 外郊部 計	1,349,029 1,671,797 7,595,957	20 40 80	67,452 41,795 94,950 204,197	大正13	4町村一部 4村	其後市 域變更
高 岡 (大正十五年) (四月十二日)	市 部 全區域	2,529,828	2,518,101	39,932	63	市街地 452 市 部 908 計	市 部 計	2,518,101 6,309,757	40 80	62,953 78,872 141,825	昭和46 昭和36	4町村一部 3町村	其後市 域變更
岡 崎 (大正十五年) (四月十五日)	市 部 全區域	5,952,000	3,907,000	38,527	102.3	市街地 1,110 市 部 1,709 計	市 部 計	3,907,000 3,997,000	40 80	97,675 95,025 192,700	昭和49 昭和77	3村一部 2村	其後市 域變更
大 分 (大正十五年) (四月三十日)	市 部 全區域	6,484,823	4,783,281	53,469	215.3	市街地 1,863 市 部 1,864 計	市 部 計	4,783,281 3,398,285	40 80	29,582 42,478 162,030	昭和36 昭和54	2村	其後市 域變更
高 松 (大正十五年) (五月十九日)	市 部 全區域	3,184,000	2,944,000	62,045	77.4	市街地 1,001 市 部 1,084 計	市 部 計	2,944,000 2,913,000	40 80	73,600 35,413 110,013	昭和7	1村一部 2村	其後市 域變更
丸 龜 (大正十五年) (五月十九日)	市 部 全區域	3,365,760	2,730,000	68,788	58.2	市街地 828 市 部 945 計	市 部 計	2,730,000 2,266,480	40 80	68,250 28,331 96,581	昭和50 昭和58	4町村一部 4村	其後市 域變更
大 垣 (大正十五年) (五月廿一日)	市 部 全區域	1,362,800	1,362,800	28,334	48.1	市街地 1,407 市 部 1,499 計	市 部 計	1,362,800 7,631,536	40 80	34,070 96,145 130,215	大正13	4町村一部 4村	其後市 域變更
佐 世 保 (大正十五年) (六月十四日)	市 部 全區域	9,414,652	9,054,386	40,973	220.9	市街地 4,118 市 部 4,790 計	市 部 計	2,072,536 9,458,367	20 40	103,629 236,459 340,088	昭和2 昭和44	5村一部 1村	其後市 域變更
岡 館 (大正十五年) (七月六日)	市 部 全區域	6,013,889	4,518,395	144,749	31.3	市街地 5,181 市 部 5,347 計	市 部 計	4,528,395 19,398,930	20 80	226,420 242,487 468,907	昭和11 昭和52	5町 村部	其後市 域變更

小 樽 (大正十五年) (七月六日)	市 部 全區域	17,168,000	4,795,371	108,113	44.36	市街地 2,769 市 部 2,859 計	市 部 計	4,795,371 3,696,000	20 40	239,769 92,400 332,169	昭和43 昭和68	1町 村一部	其後市 域變更
門 司 (大正十五年) (七月廿六日)	市 部 全區域	39,504,000	8,491,371	116,433	172.93	市街地 1,956 市 部 1,969 計	市 部 計	3,206,440 2,009,084	20 80	160,322 25,113 185,435	昭和34 昭和44	1村	其後市 域變更
小 倉 (大正十五年) (七月廿六日)	市 部 全區域	7,348,512	3,206,440	85,599	37.6	市街地 54 市 部 1,196 計	市街地 近郊部 外郊部 計	644,809 8,001,155 2,336,783 2,071,036	19 40 80	33,937 200,029 29,210 363,176	大正9	2町村	其後市 域變更
八 幡 (大正十五年) (七月廿六日)	市 部 全區域	6,827,607	4,229,313	48,972	86.2	市街地 7,019 市 部 7,640 計	市街地 近郊部 計	2,710,036 2,528,508 5,929,881	20 40 80	103,551 62,712 74,123 240,386	市街地 大正10	2町村 1村一部	其後市 域變更
若 松 (福岡) (大正十五年) (七月廿六日)	市 部 全區域	19,917,592	10,529,427	119,370	88.0	市街地 1,578 市 部 1,689 計	市 部 計	2,068,435 12,590,583	20 80	103,424 157,392 260,806	昭和30 昭和11	1村 1町一部	其後市 域變更
長 門 (大正十五年) (十月二十日)	市 部 全區域	4,199,966	2,088,495	49,336	41.9	市街地 536 市 部 568 計	市街地 郊外地 計	2,013,742 4,961,000	40 80	50,344 62,013 112,357	昭和12 昭和95	2町村 1村一部	其後市 域變更
戸 畑 (大正十五年) (十一月十四日)	市 部 全區域	8,492,687	6,974,742	50,349	133.8	市街地 2,861 市 部 2,861 計	市 部 計	2,218,968 2,218,968	20	110,948 110,948	昭和26	6村一部	其後市 域變更
札 幌 (昭和二年) (一月十三日)	市 部 全區域	2,750,000	2,218,968	37,748	58.8	市街地 7,014 市 部 7,333 計	市街地 近郊部 外郊部 計	3,175,000 3,892,200 20,367,000 27,434,200	20 40 80	158,750 97,305 294,588 510,643	昭和17	5町 1村一部	其後市 域變更
長 野 (昭和二年) (一月二十日)	市 部 全區域	9,000,000	7,020,000	57,702	122.84	市街地 169 市 部 326 計	市街地 近郊部 外郊部 計	585,000 585,000 8,460,000	20 40 80	29,250 14,635 105,750 143,625	昭和37	2村	其後市 域變更

都 市 名	區 別	全 面 積 (坪)	利用面積 (坪)	國勢調查人口	人口一一人當數	年增加人口數	收容密度區分	利用面積 (坪)	標準密度	收 入	德 年 度	區 域 內 町 村 數	摘 要
都 市 名	市 部	3,881,000	2,137,000	大正14年 55,713	38.4	1,343	市 部	2,137,000	30	71,233	昭和12	9 町村	
路 (昭和四年) (五月廿一日)	全區域	16,619,000	11,667,000	102,165	114.2	2,450	近郊部 外郊部 計	1,707,000 7,822,000	40 80	42,675 97,788 211,696	昭和45		
市 部	市 部	5,505,406	5,130,809	大正14年 27,794	185	835	市 部	5,130,809	60	85,513	昭和69	3 村一部	其後市 域變更
倉 (昭和四年) (五月廿一日)	全區域	7,327,906	6,262,109	31,757	197	853	市 部 計	1,131,300	80	14,141 99,654	昭和79		
市 部	市 部	2,668,645	1,875,330	大正14年 39,401	47.6	838	市 部	1,875,330	40	46,883	昭和9	2 村	
足 (昭和四年) (六月六日)	全區域	8,059,245	5,656,930	55,616	101.7	1,248	市 部 計	3,781,600	80	47,270 94,153	昭和31	1 村一部	
大 (昭和四年) (六月六日)	市 部	4,012,416	1,003,110	大正14年 33,779	30	906	市街地 郊外部 計	1,678,410 7,745,500	30 80	55,947 96,819 152,766	昭和14 昭和78	6 町村	
橫 (昭和四年) (六月六日)	市 部	3,348,000	2,123,179	大正14年 96,351	22	1,533	市 部	2,123,179	20	106,159	昭和7	4 町村	
川 (昭和四年) (六月八日)	市 部	9,096,410	7,664,464	大正14年 74,702	103	4,344	市街地 近郊部 外郊部 計	6,733,464 6,124,766	20 49 80	46,550 168,336 76,559 291,445	市 部 昭和33 昭和45	2 町村	
鳥 (昭和四年) (七月十八日)	市 部	2,547,260	2,044,887	大正14年 41,379	49	1,044	市街地 近郊部 外郊部 計	879,791 1,165,096 4,739,595	20 40 80	43,990 29,127 59,245 132,362	市 部 昭和31 昭和60	1 村 4 村一部	
若 (昭和四年) (七月十八日)	市 部	1,634,424	1,516,644	大正14年 41,952	36	842	市 部 計	1,516,644 5,211,942	30 80	50,555 65,149 115,704	昭和10 昭和65	5 村一部	

山 郡 (昭和四年) (七月十八日)	市 部	6,073,670	5,694,005	大正14年 42,984	132	1,128	市街地 近郊地 外郊地 計	1,688,134 1,331,957 7,623,851	20 40 80	84,407 33,299 96,298 213,004	市 部 昭和51 昭和73	1 村 2 村一部	
前 (昭和四年) (十一月廿一日)	市 部	3,588,000	3,346,000	大正14年 73,688	47	2,400	市街地 近郊地 外郊地 計	1,673,000 1,673,000 16,331,000	20 40 80	83,650 41,825 204,138 329,613	市 部 昭和21 昭和79	6 町村 1 村一部	
福 (昭和四年) (十一月廿一日)	市 部	20,875,000	19,677,000	109,599	180	2,795	市 部 計	1,255,200 9,286,800	20 60	62,760 154,780 217,540	昭和4 昭和110	4 村 3 村一部	其後市 域變更
宇 (昭和四年) (十一月廿一日)	市 部	1,345,200	1,255,200	大正14年 59,943	20.9	860	市 部	1,255,200 9,286,800	20 60	62,760 154,780 217,540	昭和39 昭和110	7 町村	
松 (昭和四年) (十二月廿一日)	市 部	11,414,400	10,542,000	76,823	137	1,249	市 部 計	2,260,000 8,478,000	40 80	56,500 105,975 162,475	昭和215	2 町村	
山 郡 (昭和四年) (十二月廿一日)	市 部	18,664,000	2,260,000	大正14年 44,802	50.2	301	市 部 計	4,757,500 2,022,600	40 80	118,937 25,282 144,219	昭和39 昭和49	2 町村	
別 (昭和五年) (一月廿五日)	市 部	9,526,300	6,780,100	65,930	103	1,920	市 部 計	1,749,897 7,335,182	30 80	58,330 91,690 150,020	昭和2 昭和46	3 町村	
明 (昭和五年) (二月七日)	市 部	30,616,833	9,085,079	50,190	181.0	2,165	市 部 計	2,179,800 8,617,130	40 80	54,495 162,209	昭和18 昭和73	2 村	
山 郡 (昭和五年) (二月十三日)	市 部	2,343,200	2,179,800	大正14年 37,244	59.0	978	市 部 計	1,991,000 6,006,100	30 80	66,367 75,064 141,431	市 部 昭和31 昭和41	1 村 2 村一部	其後市 域變更
鶴 (昭和五年) (二月十三日)	市 部	17,878,950	10,796,930	60,200	179.0	1,395	市 部 計	921,900 4,770,000	30 80	30,730 58,625 90,355	市 部 昭和99 昭和116	1 村一部	

都 市 名	區 別	全 面 積 (坪)	利用面積 (坪)	國勢調査 年次	人口 数	年增加 人口	收 容 率	標準 密度	收 入	飽 年 度	區 域 内 町 村 數	摘 要
水戸市 (昭和五年) (三月廿四日)	市 部	2,012,000	1,922,000	大正14年 46,527	41.0	862	54,914	35	122,778	昭和10	1 村	
盛岡市 (昭和五年) (四月十日)	全區域	11,234,349	10,516,474	61,218	170.0	1,274	177,692	70	177,692	昭和92	8 村一部	
宮崎市 (昭和五年) (四月十日)	市 部	15,700,000	4,441,600	大正14年 53,511	83.0	1,514	2,092,600	30	67,653	昭和12	2 村 3 村	
都 市 (昭和五年) (四月十日)	全區域	23,774,000	10,712,640	62,783	171.0	1,766	8,683,040	80	176,191	昭和33	2 町 村	
岸和田市 (昭和五年) (四月十五日)	市 部	13,741,882	8,979,502	大正14年 42,945	209.1	—	1,925,658	30	64,188	昭和40	—	
佐賀市 (昭和五年) (四月十六日)	全區域	26,462,268	17,076,238	大正14年 55,108	309.9	1,598	15,150,580	80	189,382	昭和125	1 村	
鳥取市 (昭和五年) (四月廿四日)	市 部	5,749,368	5,596,142	大正14年 30,421	184.0	889	5,596,142	60	93,269	昭和71	1 村一部	
秋田県 (昭和五年) (四月廿五日)	全區域	18,097,044	17,155,611	45,636	376.0	1,244	11,569,466	80	237,762	昭和155	1 村一部	
米子市 (昭和五年) (五月二十日)	市 部	1,247,900	1,175,500	大正14年 32,050	33.7	1,104	1,175,500	30	39,183	昭和 7	5 町 村	
	全區域	21,705,400	17,060,700	113,530	150.0	3,859	15,885,200	80	198,565	昭和32	1 村一部	
	市 部	2,659,392	2,659,392	大正14年 42,160	63.1	910	2,659,392	40	66,485	昭和27	7 村一部	
	全區域	9,032,462	8,979,525	54,980	164.5	950	6,320,133	80	79,002	昭和96	2 村	
	市 部	2,876,535	1,915,146	大正14年 36,120	54.5	254	1,915,146	40	47,879	昭和50	5 村	
	全區域	12,107,769	5,809,533	44,506	130.5	286	3,894,387	80	48,680	昭和182	2 村	
	市 部	3,920,000	3,508,000	大正14年 47,129	74.0	674	3,508,000	40	87,700	昭和31	3 町 村	
	全區域	18,174,000	11,251,000	78,006	144.0	1,161	7,743,000	80	96,787	昭和32	3 町 村	
	市 部	2,604,540	1,638,597	大正14年 30,028	54.6	786	1,638,597	40	184,487	昭和14	5 村	
	全區域	7,521,617	6,244,276	40,023	156.0	895	4,635,679	80	98,536	昭和66	1 村一部	

都 市 名	路 線 数	延 長	事業費概算	認可年月日	摘 要
宝 塚 市 (昭和五年) (八月八日)	3	848 間	—	大正13. 3. 19	復興事業幹線第三號中郡部の部分並に補助線第四號中郡部に屬する部分及同第 三號
福 山 市 (昭和五年) (十一月十日)	2	462	—	昭和 2. 8. 2	築地中央卸賣市場附近
津 山 市 (昭和五年) (十一月十日)	142	364,705	369,539,183	昭和 2. 8. 10	内38 線(府知事執行、延長70,486間)事業費 72,199,753圓)及1 線(市長執行、延長 651間、事業費2,424,384圓)は事業決定
奈 良 市 (昭和六年) (四月九日)	10	2,188	4,770,779	昭和 4. 8. 1	中央諸官衙建築地域内 内1 線(延長226間、事業費 294,525圓)は事業決定
計 (駒澤町)	157	面積 368,193	166,271 374,476,233	昭和 4. 8. 1	議院前廣場
	16	16,787	2,900,000	昭和 5. 8. 8	東京都市計畫區域内駒澤町道路計畫

五、都 市 計 之 畫
(1) 街 路

都 市 名	路 線 数	延 長	事業費概算	認可年月日	摘 要
(野方町)	31	26,609	5,002,450	昭和 5・10・22	東京都市計画區域内野方町道路計畫
(中新井町)	14	9,430	1,400,000	昭和 5・10・22	東京都市計画區域内中新井村道路計畫
(世田谷町)	25	20,787	3,900,000	昭和 6・3・30	東京都市計画區域内世田谷町道路計畫
(目黒町)	15	12,323	3,600,000	昭和 6・3・30	東京都市計画區域内目黒町道路計畫
(練馬町)	13	11,359	1,603,000	昭和 6・3・30	東京都市計画區域内練馬町道路計畫
(松澤村)	14	8,833	1,532,000	昭和 6・3・30	東京都市計画區域内松澤村道路計畫
(瀧野川町)	21	12,087	9,158,970	昭和 6・8・4	東京都市計画區域内瀧野川町道路計畫
(杉並町)	22	18,165	4,950,000	昭和 6・8・4	東京都市計画區域内杉並町道路計畫
(和田堀町)	11	10,844	1,656,583	昭和 6・8・4	東京都市計画區域内和田堀町道路計畫
(千歳村)	12	13,905	1,698,596	昭和 6・8・4	東京都市計画區域内千歳村道路計畫
横 濱	88	144,446	115,640,000	昭和 3・4・24	内 11 線 (延長 6,755間、事業費 7,146,014圓) は事業決定
京 都	44	36,701	21,791,597	昭和 2・2・1	内 2 線 (計畫の延長 461間、事業費概算 728,870圓) は事業決定
計	36	32,857	21,053,548	昭和 4・11 變更 昭和 3・5・17	
大 阪	90	69,558	42,845,145	大正 9・1・21 昭和 3・5・29	
計	14	11,936	14,903,000	昭和 3・5・29	
大 計	101	161,293	211,660,000	昭和 3・5・29	
神 戸	115	173,289	226,563,000	昭和 3・5・29	
計	1	19	108,818	大正 11・11・16	昭和 3・3・26・1 線追加
名 古 屋	104	77,252	130,818,900	昭和 2・3・25	内 8 線 (延長 49,281間、事業費 14,856,782圓) は事業決定
計	105	77,271	130,727,718	昭和 2・3・25	内 2 線 (延長 1,447間、事業費 1,405,958圓) は事業決定
名 古 屋	40	80,227	47,895,232	大正 13・6・9	
計	20	33,070	11,720,726	大正 15・1・27	

計	60	113,297	59,615,958	大正 15・3・29	内 3 線 (延長 1,867間、事業費 807,702圓) は事業決定
界 岐 濱	16	23,310	22,542,918	大正 15・5・1	内 11 線 (延長 7,947間、事業費 8,292,320圓) は事業決定
岡 山	27	34,793	18,880,457	大正 15・8・6	内 12 線 (延長 6,127間、事業費 7,343,000圓) は事業決定
新 下 金	33	59,902	18,161,440	昭和 2・2・12	横浜區域街路網、内 11 線 (延長 1,939間、事業費 790,000圓) 事業決定、事業費の増加せるは計畫の際に概算なるを以てなり第 1 號線一部のみ計畫として残存
仙 臺	29	31,256	21,531,029	昭和 2・2・25	内 5 線 (延長 4,890間、事業費 5,667,555圓) は事業決定
鹿 嶋	22	43,450	20,699,632	昭和 2・4・2	内 3 線 (延長 950間、事業費 1,785,000圓) は事業決定
靜 岡	22	33,566	17,996,477	昭和 2・6・22	内 8 線 (延長 7,582間、事業費 3,284,000圓) は事業決定
水 橋	11	2,093	759,662	昭和 2・6・25 昭和 3・11・23 變更	内 7 線 (延長 1,950間、事業費 750,000圓) は事業決定
豊 橋	38	58,110	28,481,576	昭和 2・11・7	内 13 線 (延長 8,400間、事業費 8,663,000圓) は事業決定
富 山	32	25,215	19,112,451	昭和 2・12・6	
長 崎	33	41,407	23,330,174	昭和 2・12・6	
大 阪	26	42,348	15,399,911	昭和 3・12・7 變更	
廣 島	35	53,815	20,922,011	昭和 3・1・30	
高 松	30	35,250	18,306,665	昭和 3・2・16	
丸 尾	35	37,446	21,380,770	昭和 3・3・20	
佐 世	28	27,232	17,636,819	昭和 3・5・19 昭和 3・4・13 變更	
函 館	22	28,818	9,678,712	昭和 3・6・4	
計	29	34,629	39,560,822	昭和 3・7・27	
大 阪	37	35,071	24,375,550	昭和 3・9・27	
高 松	27	21,885	12,257,870	昭和 3・9・27	
丸 尾	16	13,418	10,790,460	昭和 4・4・15	
佐 世	44	48,443	27,117,101	昭和 4・6・27	

都 市 名	路線數	延 長	事業費概算	認可年月日	摘 要
尼 高 一 長 高 八 金 大 沼 岡 甲 大 和 津 水 福 佐	15 36 38 36 20 49 43 25 31 29 38 26 29 26 25 52 13	43,373 32,196 46,318 54,674 32,481 43,106 47,678 28,030 22,811 37,438 52,267 23,019 42,181 39,530 38,514 101,545 26,849	39,820,200 17,102,017 13,307,944 17,441,906 14,597,112 26,079,537 36,555,336 7,421,898 10,013,301 11,786,465 22,968,327 14,821,703 27,150,000 10,108,152 7,635,918 61,748,183 5,910,260	昭和 4. 9. 6 昭和 4. 9. 27 昭和 4. 11. 26 昭和 5. 2. 7 昭和 5. 3. 28 昭和 5. 4. 1 昭和 5. 5. 20 昭和 5. 7. 12 昭和 5. 10. 9 昭和 5. 11. 5 昭和 6. 1. 9 昭和 6. 1. 19 昭和 6. 4. 13 昭和 6. 5. 6 昭和 6. 8. 3 昭和 6. 8. 19 昭和 6. 9. 22	内陸川橋(延長6,435間、事業費52,573圓)は事業決定

(2) 河川運河之部

都 市 名	路線數	延 長	事業費概算	認可年月日	摘 要
東 京	1 3	14,066 7,412	8,050,215 5,066,000	昭和 4. 3. 14 昭和 6. 8. 4	荒川内(延長11,585米、事業費1,070,762圓)は事業決定 呑川、宇田川、谷田川、内呑川一部(延長2,444米)を 除く部分は事業決定

(3) 下水道之部

大 阪	15	42,880	27,558,000	昭和 3. 5. 29	延河
古 屋	9	9,920	27,000,000	大正13. 6. 9	運河内4線(延長4,450間、事業費16,823,953圓)は事 業決定

都 市 名	事業總量	事業費概算	認可年月日	摘 要
東 京	系 績 4 面 積 43,013,000坪	61,000,000	昭和 5. 3. 22 昭和 5. 12. 24暫 置	排水區域東京市郊外41箇町村 幹線延長112,570米(幹線一部(延長3,873米、事業費373,870 圓)は事業決定 系統に關する幹線一部(延長3,873米、事業費373,870 圓)は事業決定
大 阪	處理區數 5 處理區域15,488.7ヘクタール	160,282,000	昭和 3. 5. 29	内一部排水計畫(面積8,228,464坪、事業費計25,375,0 36圓)は事業決定

(4) 高速度交通機關之部

都 市 名	線 數	延 長	事業費概算	認可年月日	摘 要
東 京	5	51,20	187,000,000	大正14. 3. 28	
大 阪	4	33,88	162,300,000	大正15. 3. 29	

(5) 土地區劃整理之部

都 市 名	事業總量	事業費概算	認可年月日	摘 要
東 京	4,250,000	—	大正15. 9. 20	
富 山	324,600	1,400,000	昭和3. 7. 19暫置	
堺 市	193,000	—	昭和 3. 3. 20	
			昭和 6. 4. 10	

(6) 公園之部

都市名	事業總量	事業費概算	認可年月日	摘	要
大阪	所積面積 33 ~ ^ク タ ^ル - ^ル 456,23	24,703,000	昭和3.5.29	大公園	園道延長20,150米
	所積線面積 9 ~ ^ク タ ^ル - ^ル 7,85	7,065,000	同	大公園	
	所積面積 13 ~ ^ク タ ^ル - ^ル 454,08	1,985,000	同	小公園	
計	所積面積 24 1,675,000	33,753,000	大正15.1.28		
名古屋	所積面積 1 16,000	—	昭和3.3.20		
富山	所積面積 7 218,650	2,918,745	昭和4.3.25		
岐阜	所積面積 11 ~ ^ク タ ^ル - ^ル 123,89	5,564,393	昭和5.2.7	大公園	
長野	所積面積 3 ~ ^ク タ ^ル - ^ル 1,86	94,015	同	大公園	

(7) 墓地火葬場之部

都市名	事業總量	事業費概算	認可年月日	摘	要
横濱	所積面積 1 1,600	—	大正15.3.3	火葬場	
大阪	所積面積 2 ~ ^ク タ ^ル - ^ル 36,53	3,219,000	昭和3.5.29	墓地	

(8) 市場之部

都市名	事業總量	事業費概算	認可年月日	摘	要
東京	所積面積 3 76,100	15,000,000	大正13.4.13 昭和5.12.24 ^置		
横濱	所積面積 2 16,900	—	大正15.3.3		

(9) 家畜市場屠場之部

都市名	事業總量	事業費概算	認可年月日	摘	要
東京	所積面積 1 10,800	—	昭和5.12.24	家畜市場	

都 市 名	施行年月日	住居地域	商業地域		工業地域		未指定の地	百分比	合 計
			百分比	平方	百分比	平方			
東京	大正14・2・15 昭和4・5・15	66,600,000	54.2	14,500,000	11.8	39,500,000	2,200,000	32.2	122,800,000
大阪	大正13・4・1	7,500,000	43.9	3,450,000	20.2	4,520,000	1,580,000	26.6	16,060,000
横濱	大正14・5・1 昭和6・11・1	20,010,000	30.8	9,190,000	14.1	24,240,000	11,580,000	37.3	65,020,000
名古屋	大正14・9・1 昭和4・5・15	26,910,000	66.4	4,751,000	11.7	5,795,000	12,055,000	14.4	40,511,000
神戸	大正13・11・1	10,880,000	61.5	2,240,000	12.6	3,350,000	1,230,000	18.9	17,700,000
新金	大正13・11・15	24,449,000	54.9	4,451,000	10.0	14,485,000	1,133,000	32.5	44,518,000
廣島	昭和2・4・15	1,723,000	49.4	615,000	17.7	1,051,000	83,000	31.7	3,472,000
岐阜	昭和2・7・15	2,837,000	59.7	720,000	15.2	1,099,000	95,000	23.1	4,753,000
下	昭和2・7・22	5,629,000	58.1	1,046,000	10.8	2,084,000	943,000	20.2	9,682,000
長	昭和2・11・15	3,130,000	48.6	1,460,000	22.7	1,180,000	670,000	18.3	6,440,000
大	昭和2・11・15	5,618,893	67.1	1,064,172	12.7	1,684,000	2,445	20.1	8,370,000
熊	昭和3・4・15	1,165,700	59.0	363,000	18.3	444,100	6,100	22.4	2,978,900
長	昭和3・7・15	972,900	49.1	399,600	20.18	608,800	300	30.7	1,981,600
大	昭和3・7・20	2,767,000	12.0	456,000	15.0	574,000	62,000	71.0	3,859,000
熊	昭和4・1・26	1,114,181	3.2	869,610	2.5	1,231,270	265,021	3.5	3,480,082
長	昭和4・5・11	5,234,000	61.8	1,197,000	14.1	1,713,000	328,000	20.2	8,472,000
大	昭和4・5・11	7,530,000	85.3	465,000	5.3	776,000	49,000	8.8	8,820,000

(10) 地域之部

簡 面	所 績	昭和 5・12・24	展 場
	1 4,300	—	

阿 洞	昭和 4・7・12	4,024,000	64.2	733,000	11.7	1,362,000	145,000	21.8	2.3	6,264,000
仙 臺	昭和 4・8・1	2,548,500	56.3	997,500	22.0	972,400	9,000	21.5	0.2	4,528,400
鹿 嶋	昭和 4・8・10	2,754,800	55.0	1,519,000	31.0	431,200	234,700	9.0	5.0	4,939,700
豊 橋	昭和 5・2・24	2,404,716	55.6	957,704	22.1	861,084	101,385	19.9	2.4	4,324,889
佐 世	昭和 5・5・1	6,141,000	62.0	1,260,000	13.0	2,028,000	458,000	20.0	5.0	9,885,000
長 野	昭和 5・6・1	4,493,839	73.6	340,000	5.6	1,233,000	38,700	20.2	0.6	6,108,539
高 松	昭和 5・7・1	3,185,972	58.5	1,182,938	21.8	901,380	157,640	16.7	2.9	5,427,930
丸 根	昭和 5・11・1	1,693,000	53.2	423,000	13.3	842,000	226,000	26.4	7.1	3,184,000
横 須	昭和 5・11・15	1,024,220	59.52	159,660	9.27	535,280	530	3.18	0.03	1,719,690
高 知	昭和 6・3・1	1,882,420	69.7	310,550	11.5	502,600	6,350	18.6	0.2	2,701,920
松 山	昭和 6・5・30	5,843,000	63.06	748,000	8.07	2,457,000	218,000	26.52	2.35	9,266,000
福 井	昭和 6・10・1	3,507,184	37.7	620,449	6.67	4,434,587	739,320	47.68	7.95	9,301,540
富 山	昭和 6・10・1	7,328,789	54	1,401,569	10	3,609,359	1,274,655	26	10	13,614,372
高 岡	昭和 6・10・1	1,380,000	3.07	760,000	11.60	4,310,000	100,000	65.80	1.53	6,550,000
富 山	昭和 6・11・1	1,809,800	48.2	807,000	3.5	920,000	221,200	24.5	5.8	3,758,000
高 岡	昭和 6・11・1	1,120,800	46.1	432,800	17.8	655,800	222,200	27.0	9.1	2,431,600

(11) 防火地区之部

地区	種別	坪数	路線延長(間)	施行年月日	摘要
東京	甲種路線	1,152,000	—	—	市面積に對する比率 7.3%
	乙種路線	434,000	—	—	
	合計	62,000	—	—	
大正	昭和	113,000	—	大正14・4・22	
合計		1,761,000	—	—	

地区	種別	坪数	路線延長(間)	施行年月日	摘	要
京 都	甲種集路	39,060	—	—	市面積に對する比率0.6%	
	乙種集路	4,275	—	—		
大 阪	合 計	2,400	3,255	大正11.12.1	市面積に對する比率0.4%	
	甲種集路	45,735	3,605	—		
横 濱	乙種集路	56,500	8,600	—	市面積に對する比率0.5%	
	合 計	96,420	3,950	大正12.10.1		
神 戸	甲種集路	199,480	12,550	—	市面積に對する比率2.3%	
	乙種集路	138,000	—	—		
名 古 屋	合 計	51,000	—	—	市面積に對する比率0.2%	
	甲種集路	189,000	—	大正14.9.1		
須 賀	乙種集路	50,700	2,428	—	市面積に對する比率0.2%	
	合 計	24,846	7,859	大正12.2.11		
東 京	甲種集路	93,558	10,287	—	市面積に對する比率0.2%	
	乙種集路	169,104	4,320	—		
八 木	合 計	51,240	—	—	市面積に對する比率0.2%	
	甲種集路	35,340	2,945	大正12.7.1		
高 松	乙種集路	86,580	7,255	大正13.2.15 ^{追加}	市面積に對する比率0.2%	
	合 計	—	—	—		

(12) 風 致 地 區 之 部

都 市 名	面 積	概 算	摘	要	施行年月日
東 京	65,000	0.3(市) %	明治神宮附近	大正15.10.4	大正15.10.4
京 都	1,539,940	0.009	郊外四景勝地		
八 木	24,100,000	25.7	京都市を中心とする御陵墓附近及風致景勝地一帯	多摩御陵附近	昭和5.1.24 昭和6.7.7 ^{追加}
熊 本	93,920	1.3	江津湖水前寺其他風致景勝地七箇所		
高 松	3,235,593	20.4	石塔尾山附近一帯	四風致景勝地	昭和5.11.24
横 濱	732,160	11.2	四風致景勝地		昭和6.5.15
須 賀	735,840	4.6			昭和6.7.17

六、都 市 計 畫 事 業 之 部

(1) 街 路

都 市 名	路線数	延 長	事 業 費	年 度	割 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘	要
東 京	52	64,411	249,833,581	自大正12年度 至昭和5年度 8箇年度	内務大臣	大正13.3.11	復興事業幹線 (第三號線中郡部に屬する部分を除く)	復興事業幹線 (第三號線中郡部に屬する部分を除く)	
	34	33,810	59,190,387	自大正10年度 至昭和7年度 12箇年度	東京府和事	大正10.5.13	環狀線 放射線	環狀線 放射線	11線 23線
京 都	38	70,486	72,199,753	自昭和2年度 至昭和12年度 11箇年度	同	昭和2.8.10	環狀線 補助線	環狀線 補助線	2線 15線 21線
	121	75,639	80,114,314	自大正12年度 至昭和6年度 9箇年度	東京市長	大正13.3.19	復興事業補助線 (第四號線中郡部に屬する部分及第113號線を除く)	復興事業補助線 (第四號線中郡部に屬する部分及第113號線を除く)	

都 市 名	路 線 数	延 長	事 業 費	年 度 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘 要
都 市 計	1	418	483,811	自大正15年度 至昭和5年度 6箇年度	東京市長	大正15.3.2	復興事業 櫻田門より虎の門に至る路線
	19	5,989	16,582,514	自大正14年度 至昭和7年度 8箇年度	同上	大正10.5.13 昭和6.3.30	速成路線
	1	198	52,920	昭和4年度	同上	昭和5.1.25	失業救済(二等大路第二類第一號線の一部)
	20	17,857	31,353,521	自昭和4年度 至昭和5年度 2箇年度	同上	大正10.5.13	年度割未定
	1	226	294,525	自昭和4年度 至昭和2年度 2箇年度	同上	昭和3.8.1	中央官衙建築地域内第三號線一部
	280	288,577	509,670,812	自大正12年度 至昭和2年度 8箇年度	内務大臣	—	復興事業路線 (第十四號線一部は横濱市長執行)
	13	16,705	28,403,225	自大正13年度 至昭和4年度 6箇年度	横濱市長	大正13.3.11	同上(第十四號線一部は内務大臣執行)
	10	6,762	8,046,342	自昭和2年度 至昭和9年度 8箇年度	同上	大正13.4.30	幹線 補助線
	11	6,755	7,146,014	自昭和2年度 至昭和9年度 8箇年度	同上	昭和3.4.24	8線 3線
	34	30,222	43,613,581	自大正10年度 至昭和5年度 10箇年度	京都市市長	大正10.8.11	京阪國道
京 都	1	12,292.7 (6,739間)	3,140,000	自昭和3年度 至昭和5年度 3箇年度	京都府知事	昭和3.7.19 昭和5.12.19 變更	京津國道(舊都市計畫街路222號幅員15米を幅員22米として事業決定)
	1	350	700,000	自昭和3年度 至昭和5年度 3箇年度	京都市市長	昭和3.7.19 昭和5.4.8 變更	同上

都 市 名	路 線 数	延 長	事 業 費	年 度 割	執 行 者	決 定 年 月 日	摘 要
大 阪 市 計	1	110	325,000	自昭和4年度 至昭和5年度 2箇年度	京都市市長	昭和4.11.26 昭和5.4.8 變更	京阪國道市内部分
	2	1,747.7	2,474,500	昭和6年度	同上	昭和6.7.24	在京市街路舗装、路幅整理八二橋改良及建築敷地造成事業を含む
	20	30,578	44,489,500	自大正10年度 至昭和8年度 13箇年度	大阪市長	大正13.11.29	—
	42	49,932	225,922,414	自大正15年度 至昭和11年度 11箇年度	大阪府知事	大正15.6.10 昭和4.1.18 變更	—
	10	20,613	27,805,501	自昭和2年度 至昭和6年度 5箇年度	大阪市長	昭和2.4.11	淀屋川線
	1	263	3,279,000	自昭和2年度 至昭和8年度 6箇年度	同上	昭和3.5.22	駅前廣場關係事業 延長は新設追加2線分のみを掲記せり
	5	243	9,884,050	自昭和3年度 至昭和8年度 6箇年度	同上	—	—
	55	71,051	266,890,915	自大正8年度 至大正13年度 6箇年度	神戸市長	大正8.11.24	—
	9	6,459	17,353,095	自大正12年度 至昭和3年度 6箇年度	同上	大正13.2.28	大正15.4.15.1線追加
	4	3,186	5,479,707	自昭和3年度 至昭和7年度 5箇年度	同上	昭和3.3.26	第一期事業線9線の路面改良事業を含む
神 戸 市 計	8	4,929	14,856,782	自大正8年度 至大正14年度 7箇年度	名古屋市長	大正8.7.28	大正13.10.6.1線追加
	21	14,574	37,689,584	自大正8年度 至大正14年度 7箇年度	同上	—	—
名 古 屋 市 計	6	3,618	8,999,853	自大正13年度 至大正15年度 3箇年度	同上	大正13.12.9	—
	1	1,278	1,348,110	自大正13年度 至大正15年度 3箇年度	同上	—	—

都市名	路線數	延長	事業費	年度割	執行者	決定年月日	摘要		
計	37	36,254	28,724,413	自昭和4年度 至昭和10年度 7箇年度	名古屋市長	昭和4.7.1	用地の大半は土地區劃整理により提供するものなり		
	濱松	44	41,150	39,072,376	自昭和2年度 至昭和7年度 6箇年度	市長		—	
		11	7,947	8,292,320	自昭和2年度 至昭和7年度 6箇年度	市長		大正15.8.6	
	堺	3	2,651	1,700,806	自昭和2年度 至昭和7年度 6箇年度	市長		昭和2.1.24 昭和4.1.19 變更	
		12	6,127	7,343,000	自昭和2年度 至昭和9年度 8箇年度	岡山市市長		昭和2.8.27	
	金澤	11	1,939	6,790,000	自昭和2年度 至昭和3年度 2箇年度	金澤市長		昭和2.10.4	燒火區域整理事業
		2	870	69,696	昭和6年度	同上		昭和6.7.6	
	静岡	3	950	1,785,000	自昭和3年度 至昭和5年度 3箇年度	静岡市長		昭和2.12.6	—
		8	7,582	3,284,000	自昭和3年度 至昭和7年度 5箇年度	清水市長		昭和2.12.6 昭和3.12.7 變更	
	富山	7	1,950	750,000	自昭和3年度 至昭和8年度 6箇年度	富山縣知事		昭和3.3.20 昭和4.12.11 變更	—
		5	4,890	5,667,355	自昭和3年度 至昭和15年度 13箇年度	仙臺市長		昭和3.11.23 昭和6.8.17 變更	
	八王子	—	64.35 (117米)	52,573	自昭和4年度 至昭和5年度 2箇年度	東京府知事		昭和4.11.19 昭和5.4.14 變更	淺川橋

(2) 河川運河之部

都市名	線數	延長	事業費	年度割	執行者	決定年月日	摘要
廣島	1	112米	43,659	昭和6年度	東京府知事	昭和6.8.22	萩原橋
	13	8,400	8,660,000	自昭和4年度 至昭和13年度 10箇年度	廣島市長	昭和5.3.11	—
				自昭和4年度 至昭和6年度 3箇年度	岐阜市長	昭和5.3.24	
東京	12	14,265米 (7,846間)	16,601,258	自大正12年度 至昭和5年度 8箇年度	内務大臣	大正13.3.11	復興事業運河
	2	815米 (448間)	750,430	自大正13年度 至昭和5年度 7箇年度	同上	大正13.4.30	復興事業 東堀留川及西堀留川
	1	720米 (396間)	309,065	自昭和4年度 至昭和5年度 2箇年度	同上	昭和4.6.12	外濠 四區間
	1	4,039間	9,448,402	自大正12年度 至昭和9年度 12箇年度	東京府知事	大正11.12.23	目黒川
	1	1,485米 (817間)	561,699	自大正14年度 至昭和6年度 7箇年度	同上	大正15.3.2	花畑運河
	1	2,742米 (1,508間)	1,147,616	自昭和2年度 至昭和6年度 5箇年度	同上	昭和2.3.3	澁谷川
	1	11,585米	1,070,762	自昭和3年度 至昭和6年度 4箇年度	同上	昭和4.3.14	荒川

都市名	事業總量	事業費	年度割	執行者	決定年月日	摘	要
(千住町)	積 面下水管延長 560,000坪 25,798米	930,000	自昭和2年度 至昭和6年度 5箇年度	千住町長	昭和2・3・24 昭和6・3・30 變更	東京都市計畫區域内千住町下水 道事業	
(王子町)	積 面下水管延長 1,574,900坪 66,295米	3,135,000	自昭和3年度 至昭和17年度 15箇年度	王子町長	昭和3・12・15	東京都市計畫區域内王子町下水 道事業	
(大崎町)	積 面下水管延長 551,161坪 33,597米	930,000	自昭和4年度 至昭和8年度 5箇年度	大崎町長	昭和3・12・15	東京都市計畫區域内大崎町下水 道事業	
(巢鴨町)	積 面下水管延長 566,810坪 39,105米	1,435,000	自昭和4年度 至昭和8年度 5箇年度	巢鴨町長	昭和5・1・25	東京都市計畫區域内巢鴨町下水 道事業	
(高田町)	積 面下水管延長 768,350米 56,900米	—	自昭和5年度 至昭和10年度 6箇年度	高田町長	昭和5・12・24	東京都市計畫區域内高田町下水 道事業	
(郊外水道)	積 面下水管延長 3,873米	373,870	自昭和5年度 至昭和10年度 6箇年度	東京府豊島 郡東部下水 道町村組合 管理者	昭和5・12・24	郊外下水道中三河島系統に屬す る幹線一部	
(目暮里町 三河島町 南千住町)	積 面抽水 1,642,575坪 3 122,700米	3,926,130	自昭和5年度 至昭和10年度 6箇年度	同上	昭和5・12・24	東京都市計畫區域内目暮里町三 河島町南千住町下水道事業	
大 阪	積 面抽水 768,300坪 2 36,215間	4,600,000	自大正11年度 至大正13年度 3箇年度	大阪市長	大正11・6・3	第一期事業	
	積 面抽水 1,274,371坪 2 45,525間	4,300,000	自大正13年度 至昭和2年度 4箇年度	同上	大正13・5・29	第二期事業	
	積 面抽水 2,044.89 坪(6,185,793坪) 4	17,500,000	自昭和3年度 至昭和12年度 10箇年度	同上	昭和3・3・28	第三期事業	

大 阪	積 面處理場 2,409 坪(7,287,225坪) 2 89,300坪(方米 26,913坪)	17,000,000	自昭和5年度 至昭和6年度 6箇年度	大阪市長	昭和6・1・13	處理事業	
	積 面 8,228,464坪 169,942 坪(514,000坪)	43,400,000	昭和5年度	京都市長	昭和5・8・11	失業救済事業	

(5) 高速度交通機關之部

都市名	事業總量	事業費	年度割	執行者	決定年月日	摘	要
大 阪	3線 11.98哩	70,565,400	自昭和4年度 至昭和7年度 4箇年度	大 阪 市	昭和4・6・14		

(6) 土地區劃整理之部

都市名	事業總量	事業費	年度割	執行者	決定年月日	摘	要
東 京	40,000	769,076	大正10年度	東京市長	大正10・5・2	淺草及新宿燒失區域整理	
	1,920,000	27,437,066	自大正12年度 至昭和6年度 9箇年度	内務大臣	大正13・3・19	復興事業 本事業により新設改修するもの 左の如し 287,582米 318,122米 880米	
計	7,300,000	87,355,525	同上	東京市長	同上		
	9,180,000	115,561,667	同上	同上	同上		
横 濱	493,000	4,161,000	自大正13年度 至昭和3年度 5箇年度	内務大臣	大正13・7・2	復興事業 本事業により新設改修するもの 左の如し 38,871米 47,685米	
	514,000	7,179,000	同上	同上	同上		
計	1,007,000	11,340,000	同上	横濱市長	同上		

七、土地區劃整理

東京

都市名	事業總量	事業費	年度	執行者	決定年月日	摘要
富山	324,600	1,400,000	昭和4年4月25日より4箇年以内	富山縣知事	昭和4.4.25	
京都	233,211	579,088	昭和6年7月1日より3箇年以内	京都市長	昭和6.7.1	
計	238,524	677,771	昭和6年9月4日より1箇年以内	同上	昭和6.9.4	
	471,735	1,256,839				

(7) 公園之部

都市名	事業總量	事業費	年度	執行者	決定年月日	摘要
東京	所積 3箇面 80,700坪	12,053,065	自大正12年度至昭和5年度8箇年度	内務大臣	大正13.3.31	復興事業大公園
計	所積 52箇面 44,261坪	13,752,175	自大正13年度至昭和6年度8箇年度	東京市長	大正13.7.4	同上小公園
横濱	所積 3箇面 52,800坪	25,805,240	自大正13年度至昭和4年度6箇年度	内務大臣	大正14.1.23	
		1,959,000				

(8) 墓地之部

都市名	事業總量	事業費	年度	執行者	決定年月日	摘要
東京	所積 1箇面 300,000坪	1,156,054	自大正9年度至大正10年度2箇年度	東京市長	大正9.12.24	多摩墓地

備考 東京横濱に付ては市區改正設計を除く

地區名	地區面積	整理費	同一坪當り	認可年月日
荏原第一土地(世田ヶ谷町)	273,652 ^坪	276,000 ^圓	1,008 ^圓	大正3.9.30 昭和4.6.24變更
目黒町小川柳町	121,004	186,481	1,541	大正14.3.13變更
大崎町桐ヶ谷	96,263	273,607	2,842	大正14.3.13 昭和5.8.4變更
砧村喜多見	64,339	84,690	1,316	大正14.5.4 變更
日暮里	46,816	252,666	5,397	大正14.5.16 變更
田園都市會社(東調布町)	18,933	54,374	3,108	大正14.7.16 變更
南千住町若宮	25,236	40,589	1,608	大正14.8.4 變更
田園都市會社(玉川村)	49,362	114,903	2,328	大正14.8.5 昭和2.12.13變更
奥戸村川崎	16,482	16,879	1,024	大正14.9.15 變更
井荻町	2,662,310	1,530,565	0.574	大正14.9.17 昭和3.8.31變更
中野町第一	107,104	435,673	4,067	大正14.9.18 昭和4.3.9變更
大森町中島	18,116	166,000	9,163	大正14.10.27 昭和4.5.9變更
大森町中富	21,741	34,942	1,607	大正14.10.27 昭和4.5.9變更
瀧野川第一	74,004	114,760	1,550	大正15.4.1 昭和4.8.7變更
瀧野川第二	44,030	165,461	3,757	大正15.9.4 昭和3.1.11變更
尾久町	83,111	120,543	1,450	大正15.9.4 昭和2.8.22變更
代々幡町代々木	47,044	203,861	4,333	大正15.11.13 昭和4.11.6變更
王子町第一	237,803	284,553	1,197	大正15.12.25 昭和4.4.10變更
中野町第二	166,937	745,500	4,466	大正2.2.15 昭和5.10.4變更
日暮里第二	8,064	34,101	4,229	昭和2.2.15 變更

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
羽 田 町 下 袋	20,471 ^坪	12,902 ^圓	0,630 ^圓	昭和 2・2・17 變更
砧 村 上 の 臺	26,697	55,445	2,077	同 2・4・23 變更
西 小 松 川	22,139	28,950	1,308	同 2・6・14 4・6・24變更
千 歳 村 及 砧 村	257,462	399,432	1,551	同 2・6・20 同 4・5・9變更
岩 淵 町 第 一	96,787	142,695	1,474	同 2・12・21 同 5・5・22變更
岩 淵 町 第 二	58,005	75,992	1,310	同 3・6・18 同 6・5・11變更
石 神 井	229,372	110,160	0,480	同 3・7・11 同 5・5・31變更
砂 町	54,354	134,634	2,476	同 3・7・28 變更
井 荻 町(七八區)	497,613	250,000	0,502	同 3・8・31
目 黒 地 内 別 所	19,353	88,467	4,571	同 4・2・25 同 4・11・6變更
中 野 卑 獨 施 行	2,772	13,776	4,970	同 4・10・3
尾 久 第 二	23,026	80,300	3,487	同 4・11・5
岩 淵 町 第 三	20,335	85,451	4,202	同 4・12・27 變更
金 町	45,864	48,452	1,056	同 5・2・6 變更
和 田 堀 第 一	69,396	149,100	2,150	同 5・3・6 同 6・5・26變更
淀 橋	9,503	24,390	2,566	同 5・3・7
世 田 ヶ 谷 竹 の 上	21,103	17,475	1,258	同 5・5・31 同 6・7・10變更
世 田 ヶ 谷 經 堂 第 一	16,021	7,491	0,809	同 5・9・11
駒 澤 下 馬	300,452	182,190	0,606	同 5・10・4
三 河 島	70,901	155,100	2,187	同 5・11・20
世 田 ヶ 谷 代 澤	125,716	76,134	0,605	同 5・12・23
世 田 ヶ 谷 町 松 竹	27,211	24,255	0,891	同 6・3・31
岩 淵 町 第 四	57,907	36,000	0,621	同 6・3・31
杉 並 町 馬 橋	29,119	15,850	0,544	同 6・4・21
計	5,753,544	7,151,560	1,243	

横 濱

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
六 角 橋 町	15,368 ^坪	34,700 ^圓	2,260 ^圓	昭和 4・2・13
地 頭 山	19,209	48,000	2,490	同 5・5・27
大 眞 福 寺	24,524	66,900	2,728	同 5・8・28
港 西	14,662	54,306	3,704	同 5・9・5
計	50,275	58,620	1,168	同 5・10・23
	124,038	262,526	2,117	

京 都

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
小 山 花 の 木 小 山 上 總 町 の 一 部	4,008 ^坪	5,737 ^圓	1,430 ^圓	大正14・9・30
紫 野 門 前	26,440	34,500	1,300	同 14・12・10
紫 野 門 前	75,795	80,686	1,063	大正15・2・25 昭和 4・5・1變更
賀 茂	89,638	89,722	1,001	大正15・7・10 昭和 5・4・2變更
高 德 寺	14,371	25,853	1,800	昭和 2・8・24 同 4・5・1變更
洛 北	77,265	118,839	1,540	2・10・29 同 4・3・22變更
西 の 京 北 部	37,696	84,700	2,250	同 3・5・4
西 院 北 部	111,610	355,941	3,190	同 3・7・13
西 の 京 南 部	215,806	458,041	2,122	同 3・7・13
西 院 南 部	215,434	445,848	2,070	同 3・9・5
西 紫 野	87,235	185,867	2,130	同 3・12・20
紫 竹 芝 本	47,253	88,149	1,442	同 4・3・22 同 5・6・14變更
北 白 川	118,150	199,678	1,690	同 4・5・31
東 紫 野	168,575	395,557	2,346	同 4・9・17 同 6・9・10變更
左 京 區 近 衛	2,088	5,525	2,646	同 5・6・18 同 6・1・15變更
下 鴨 條	134,753	187,850	1,396	同 5・12・12
西 七 條	412,471	1,138,155	2,761	同 6・1・20
松 平 筑 前	11,806	14,620	1,258	同 6・1・20
上 堀 川	78,835	126,134	1,604	同 6・2・5

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
西 平 野 寺	357,387	654,907	1,830	昭和 6. 5.15
平 井 高 原 寺	57,513	62,000	1,078	同 6. 7.31
金 開 寺	85,582	138,600	1,619	同 6. 9.19
計	2,429,310	4,886,908	2,011	

大 阪

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
阪 南	381,927	184,426	0,483	大正12.12.26 昭和 3. 1.21變更
都 島	235,502	165,489	0,703	大正14. 4.15 昭和 5. 7. 5變更
友 瀨 野	19,266	8,302	0,431	大正14. 6. 4
生 之 江	240,494	211,808	0,879	同 15. 3.26
住 之 江	64,689	57,650	0,892	同 15. 3.29 昭和 4. 1.26變更
第 二 阪 南	30,070	9,936	0,331	大正15. 8.19 昭和 4. 2.27變更
城 北	447,912	662,885	1,480	大正15.12.13 昭和 5. 9. 2變更
股 ヶ 池	93,888	67,033	0,714	昭和 2. 7.12 同 4. 2.28變更 同 6. 8. 5變更
吹 田	119,658	87,500	0,730	同 2.10.13
守 口	254,766	258,238	1,013	同 2.11. 1 同 4.10.24變更
福 田	20,150	33,984	1,687	同 2.11.14 同 6. 5.19變更
董 莊	456,700	742,354	1,625	同 2.11.16 同 5. 5. 9變更
瑞 光 寺	93,183	70,800	0,760	同 2.11.18 同 5.10. 1變更
野 江	47,052	100,645	2,139	同 2.12.10 同 6. 5.18變更
天 王 寺	585,835	482,000	0,824	同 3. 1.21 同 5.10. 1變更
墨 江 第 一	37,570	115,154	3,065	同 3. 4.16 同 6. 6.16變更
深 江	223,853	137,000	0,610	同 3. 5. 3
佃	140,532	162,684	1,160	同 3. 5. 7

西 平 野	42,140	30,670	0,730	昭和 3. 6.15
墨 江 第 二	65,529	215,606	3,138	同 3. 7. 7 同 6. 6. 9變更
西 長 居	54,583	40,915	0,749	同 3.11. 1
今 里 片 江	94,138	223,000	2,370	同 3.11. 5
森 小 路	187,124	331,743	1,773	同 3.12.27 同 6. 5.18變更
北 船 場	277,680	438,322	1,580	同 4. 2.27
上 船 中 島	168,042	96,774	0,575	同 4. 2.28
神 崎 川 共 向	67,508	100,000	1,480	同 4. 6. 1
西 中 島	269,574	174,500	0,650	同 4. 7. 9
崇 禪 寺	30,520	59,935	1,970	同 4. 7. 9
京 阪 沿 線	277,631	487,350	1,755	同 4. 8. 2 同 6. 5.18變更
西 田 邊 福	131,660	96,316	0,730	同 4. 9.10
今 片 江 中 川	242,355	178,229	0,830	同 4.11. 9
大 江 中 川	151,570	961,885	6,346	同 4.12.16 同 5. 7. 7變更
大 宮	50,070	74,000	1,478	同 4.12.21 同 6. 7.11變更
傳 法	10,633	42,741	4,020	同 5. 2.27 同 6. 2.12變更
墨 江 第 三	50,663	92,941	1,834	同 5. 2.27 同 6. 6.16變更
住 吉 園 南	36,919	52,000	1,381	同 5. 3. 3
阪 神 國 造 沿 線	523,061	518,274	0,990	同 5. 3.10
複 並 之 莊	253,052	243,506	0,932	同 5. 6. 7
清 水 野	29,292	44,343	1,514	同 5. 9.11
平 野 合	1,168,602	750,000	0,643	同 5.11. 4
鷹 港	189,528	145,000	0,765	同 5.12.12
港 の 里	839,130	2,800,000	3,339	同 6. 2. 4
姫 島 福	58,566	85,273	1,453	同 6. 3.13
淡 路	182,799	215,843	1,178	同 6. 2.24
計	69,292	77,942	1,125	同 6. 8.27
計	9,014,808	12,134,993	1,346	

神 戸

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
大 目	500,002	661,932	1,320	大正12. 2.23

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
野 野	136,873	288,952	2,110	大正12. 6.15
神 戶 市 大 手	5,242	16,272	3,104	大正13. 1.15 昭和 5.11.15變更
神 戶 市 長 田	239,830	393,143	1,640	大正13. 1.16
都 甲 村 八 幡	66,598	146,921	2,200	同 13.12.15
六 篠 原	142,062	310,980	2,190	同 13.12.19
東 須 磨 北 野	173,007	533,907	3,082	同 14. 6. 3
本 山 村 西 部	4,620	9,461	2,048	同 15.10.14 昭和 5.10.28變更
神 戶 市 北 野	213,894	430,000	2,010	同 5. 9.11
魚 崎 町 横 屋	4,620	9,461	2,047	同 5.10.28
計	56,827	57,000	1,002	同 6. 3.13
	1,573,575	2,857,989	1,835	

名 古 屋

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
八 事	690,823	398,499	0,577	大正14. 6.24 昭和 5. 2.22變更
榮 生	232,422	126,000	0,542	大正14.12.18
中 京	105,026	86,084	0,820	同 15. 2.22
白 鳥 線	147,274	407,166	2,769	同 15. 2.22
港 東	337,918	733,000	2,170	同 15. 5.12
中 川 西	81,903	700,000	8,550	同 15. 5.22
岩 井 線	58,543	74,579	1,275	同 15. 6.10
八 田	41,823	52,471	1,346	同 15. 8. 7 昭和 5. 5.12變更
北 押 切	72,451	96,000	1,325	大正15. 8.17 昭和 6. 8. 5變更
西 屋 敷	207,930	12,000	0,577	大正15.10.14 昭和 5. 3.27變更
惟 新 町 幡	297,789	256,000	0,860	大正15.10.21
田 關 山	124,435	60,000	0,481	同 15.12.10
音 尾	168,835	87,656	0,534	昭和 2. 1.25 同 5. 2.22變更
鳴 宿	164,494	243,666	1,481	同 2. 1.25 同 5. 6.25變更
東	307,018	380,000	1,238	同 2. 2.19 同 5. 9.19變更

石 川	125,279	175,182	1,397	昭和 2. 3. 3 同 6. 3.11變更
西 志 賀	232,571	180,500	0,687	同 2. 6.24
名 西	170,938	237,000	1,386	同 2. 7. 8 同 5. 5.20變更
笠 寺	222,653	435,000	1,954	同 2. 8.24
中 野 新 町 東 部	94,385	130,000	1,380	同 2.10.29
新 屋 敷	331,741	767,615	2,314	同 2.11.28 同 5. 3.29變更 同 6. 7. 4變更
小 本	110,175	83,000	0,753	同 3. 6. 5
中 村	54,397	120,000	2,206	同 3. 7. 2 同 5. 2.10變更
西 郊	122,933	210,000	1,720	同 3. 9. 6
上 名 古 屋	109,745	162,000	1,475	同 3.11. 1
中 川 運 河 沿 線	313,090	431,282	1,377	同 3.12.28 同 5. 7.21變更
野 立	122,953	230,000	1,870	同 4. 1.12
東 志 賀	134,996	235,000	1,740	同 4. 7. 6
大 江	113,944	370,000	3,270	同 4. 7.26
大 田	424,569	1,330,000	3,140	同 4. 7.30
下 山	175,118	112,369	0,642	同 4. 8.16
東 千 種	62,215	95,000	1,527	同 4.10. 8 同 6. 8. 5變更
日 比 津 代	351,539	310,000	0,832	同 4.11. 1
田 小 稻	1,126,546	2,330,000	2,050	同 4.11. 6
港 東 幹 線	200,818	330,000	1,643	同 4.12.18
四 女 子	40,996	125,000	3,050	同 5. 5.15
港 東 幹 線	166,817	630,000	3,777	同 5. 6.10
四 女 子	68,279	115,000	1,685	同 5. 9.10
八 南 櫻	205,207	400,000	1,949	同 5.11. 4
伊 藤	106,041	170,000	1,603	同 5.12. 6
彌 富 南 部	86,870	140,000	1,612	同 5.12. 6
計	200,622	126,231	0,629	同 5.12.26
	282,616	2,295,163	8,121	同 6. 4. 4
	209,334	330,000	1,576	同 6. 4.17
	9,036,071	17,380,483	1,923	

堺

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
中 央	88,811	55,100	0,621	大正15. 4.12 昭和 6. 5.12變更

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
港	152,502	130,000	0,852	大正15・4・17
向 陽	161,741	121,257	0,750	同 15・4・17 昭和 5・5・9變更
陵 西	328,870	118,000	0,359	同 2・5・23
旭 ケ 丘	64,745	111,055	1,715	同 3・12・27 同 6・5・16變更
三 國 丘	83,065	67,500	0,815	同 4・9・6
濱 寺	203,085	188,117	0,926	同 5・5・9
第 二 旭 ケ 丘	92,835	85,342	0,933	同 6・2・5
計	1,175,454	876,371	0,746	

豊 橋

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
東 田	22,453	22,016	0,981	昭和 2・8・24 同 6・6・11變更
東 部	165,121	113,000	0,685	同 4・6・4
計	187,574	135,016	0,720	

岐 阜

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
東 榮	129,824	100,000	0,770	昭和 3・5・1
本 莊 第 一	138,236	97,000	0,720	同 4・1・22
本 莊 第 二	49,730	50,500	1,015	同 5・12・6
鶴 舞	6,903	3,548	0,514	同 6・7・6
計	324,693	251,048	0,773	

廣 島

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
福 島 町	39,837	45,740	1,140	昭和 2・10・29

福 岡

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
姪 濱 町 第 一	5,124	3,500	0,680	昭和 2・5・30
南 部	459,822	450,000	0,978	同 3・11・7
福 岡 市 西 部	289,732	190,000	0,650	同 4・7・5
庄 部 第 二	97,544	50,000	0,513	同 5・2・26
南 部 第 二	358,960	218,000	0,607	同 5・6・25
野 間	100,020	84,000	0,840	同 5・6・25
計	1,311,202	995,500	0,763	

大 牟 田

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
三 川 町 第 一	112,370	75,000	0,667	大正15・4・21
三 川 町 川 尻 第 一	67,638	74,000	1,100	昭和 4・7・5
不 知 火 町	16,920	13,500	0,799	同 5・9・9
計	196,928	162,500	0,826	

長 岡

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
新 治 町	27,440	90,774	3,310	昭和 3・8・3
文 治 町	15,413	4,684	0,305	同 4・12・21
今 朝 白 町	59,697	153,775	2,576	同 5・4・17
川 崎 町 第 一	30,819	107,211	3,502	同 5・6・26
計	133,169	356,444	2,680	

金 澤

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
彦 三 六 番 丁	153	—	—	昭和 3・1・21
鹽 屋 町	2,848	3,584	1,252	同 5・8・14 同 6・2・23變更
城 南	49,881	53,832	1,079	同 6・5・22
計	52,882	57,396	1,085	

岡 山

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
内 田 第 一	5,308	5,308	1,000	昭和 3.12.20 同 6. 5.14變更
島 田 第 一	41,657	35,547	0,853	
上 伊 福 第 一	60,408	55,530	0,919	同 6. 6. 2
巖 井 第 一	47,144	41,776	0,886	同 6. 6. 3
計	154,517	138,161	0,894	

松 江

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
灘 町	3,822	1,900	0,497	昭和 4. 1.14
寺 町	3,804	3,155	0,829	同 5. 5. 1
向 島	56,618	53,680	0,948	同 5.12.10
計	64,244	58,735	0,915	

姫 路

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
城 東 町 五 軒 屋 (共 同)	5,288	3,365	0,640	昭和 4. 7.24
城 南	179,442	113,222	0,632	同 5.10.28
計	184,730	116,587	0,632	

西 宮

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
芦 屋 山 手 (共 同)	16,051	23,400	1,458	昭和 4. 7. 9 同 5.12.23變更
單 獨 施 行 六 麓 莊	90,400	234,200	2,590	
武 庫 郡 甲 東 村 門 戶 (共 同)	6,612	4,170	0,631	同 4.11.25 同 5.12. 6變更
鳴 尾 村 東 部	231,004	320,000	1,383	
岩 ヶ 平	90,439	150,000	1,659	同 5.12.12
南 郷 山	15,057	18,600	1,235	同 5.12.23
計	449,563	750,370	1,689	同 6. 8. 6

小 倉

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
紫 川 西 部	109,372	298,600	2,730	昭和 4. 7. 8
大 正 町	6,423	14,900	2,325	同 6. 1.16
紫 川 東 部	123,675	100,000	0,809	同 6. 2.25
計	239,470	413,500	1,726	

新 潟

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
山 下 西 部	406,581	387,847	0,953	昭和 4. 8.16 同 6. 7.10變更
關 屋	232,214	303,143	1,321	
計	638,795	690,790	1,081	同 4.12.26

八 幡

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
黒 崎 驛 前	56,197	63,000	1,121	昭和 5. 6.27
藤 田	181,045	250,000	1,380	同 6. 1.15
計	237,242	313,000	1,312	

久 留 米

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
第 一 東 町	34,721	53,000	1,527	昭和 5. 6.25

戸 畑

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
北 三 六 見	24,525	57,500	2,345	昭和 4.11. 9
澤	197,548	210,000	1,063	同 5.11.15
計	222,072	267,500	1,207	

若 松 (福岡)

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
藤 木 川	17,769	34,458	1,939	昭和 6・5・12
榮 盛	208,595	261,962	1,256	同 6・5・11
計	226,364	296,420	1,309	

宇 都 宮

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
陽 西	117,149	84,000	0,717	昭和 6・3・31

清 水

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
堂 林	21,003	21,423	1,019	昭和 6・1・30

高 松

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
西 部	77,227	53,000	0,686	昭和 5・11・25
福 岡 町	121,177	47,809	0,395	同 5・12・23
計	198,404	100,809	0,507	

倉 敷

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
濱	34,585	7,500	0,217	昭和 5・6・17

都 城

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
都 城 第 一	49,226	14,408	0,293	昭和 6・1・9

吳

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 下 一坪當り	認 可 年 月 日
平 原	15,297	17,500	1,143	昭和 5・6・17

前 橋

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
榎 町	998	190	0,190	昭和 6・1・7

熊 本

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
國 府 第 一	29,162	17,000	0,583	昭和 6・7・31

山 形

地 區 名	地 區 面 積	整 理 費	同 上 一坪當り	認 可 年 月 日
長 谷 川	56,637	39,911	0,705	昭和 6・8・6

備考 地區面積は整理後の面積を示す

市制施行後各年末現在市数

年 次	市 数		新 置 市 名
	新 置	累 計	
明治二二年末	39市	39市	東京市、京都市、大阪市、堺市、横濱市、神戸市、姫路市、長崎市、新潟市、水戸市、津市、名古屋市、静岡市、甲府市、岐阜市、仙台市、盛岡市、弘前市、山形市、米澤市、秋田市、福井市、金澤市、富山市、高岡市、鳥取市、松江市、岡山市、廣島市、下關市、和歌山市、徳島市、松山市、高知市、福岡市、久留米市、佐賀市、熊本市、鹿児島市
同 二三年末	1	40	高松市
同 二四年末	—	40	

年 次	市 数		新 置 市 名
	新 置	累 計	
明治二五年末	1	41	前橋市
同 二六年末	—	41	
同 二七年末	—	41	
同 二八年末	—	41	
同 二九年末	3	44	宇都宮市、那覇區、首里區
同 三〇年末	2	46	四日市市、長野市
同 三一年末	4	50	奈良市、大津市、青森市、尾道市
同 三二年末	6	56	{若松市(福島縣)、門司市、丸龜市、札幌區、函館、區、小樽區
同 三三年末	2	58	高崎市、小倉市
同 三四年末	—	58	
同 三五年末	2	60	佐世保市、吳市
同 三六年末	—	60	
同 三七年末	—	60	
同 三八年末	—	60	
同 三九年末	3	63	長岡市、宇治山田市、豊橋市
同 四〇年末	3	66	横須賀市、松本市、福島市
同 四一年末	—	66	
同 四二年末	—	66	
同 四三年末	—	66	
同 四四年末	3	69	高田市、濱松市、大分市
同 四五年末	—	69	
大正 元 年末	—	69	
同 二年末	—	69	
同 三年末	2	71	若松市(福岡)、旭川區
同 四年末	—	71	
同 五年末	3	74	尼崎市、岡崎市、福山市
同 六年末	3	77	八王子市、大牟田市、八幡市
同 七年末	2	79	大垣市、室蘭區
同 八年末	2	81	明石市、上田市
同 九年末	2	83	今治市、釧路區
同 一〇年末	6	89	{網生市、千葉市、足利市、一宮市、宇和島市、宇部市、(那覇區、首里區に市制施行す)
同 一一年末	2	91	{岸和田市、川越市(札幌區、函館區、小樽區、旭川區、室蘭區、釧路區に市制施行す)
同 一二年末	1	92	沼津市
同 一三年末	8	100	{川崎市、清水市、郡山市、鶴岡市、戸畑市、別府市、宮崎市、都城市

大正一四年末	1	101	西宮市
同 十五年末	—	101	
昭和 元 年末	—	101	
同 二年末	1	102	米子市
同 三年末	1	103	倉敷市
同 四年末	6	109	瀬戸市、津山市、山口市、中津市、伏見市、八戸市
同 五年末	—	109	
同 六年	1	109	直方市

備考 伏見市は昭和六年四月廢止せられ京都市に編入せり。